明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一八）　三

○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行期日を定める政令（一九）　四

○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令（二〇）　四

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二一）　五

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二二）　五

〔府　令〕

○質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六）　九

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令（同七）　三五

○投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（同八）　七

〔府令・デジタル庁令・省令〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十二条第二項の規定による電子情報処理組織による預金保険機構の業務の特例に関する命令（内閣府・デジタル庁・財務一）　八

○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則（内閣府・デジタル庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　八

〔府令・省令〕

○金融サービス仲介業者保証金規則の一部を改正する命令（内閣府・法務一）　八

○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　九

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業一）　九

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働四）　九

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一）　九

〔デジタル庁令〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（デジタル庁二）　一〇

〔デジタル庁令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一）　一三

〔省　令〕

○国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（国家公安委・国土交通一）　一三

○租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務三）　一三

○経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令（財務・経済産業一）　一三

○高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令（文部科学一）　一三

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二一）　一三

○労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二二）　一三

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四）　一三

○特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業二）　一三

○海上運送法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通六）　一三

○国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七）　一四

〔規　則〕

○古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委二）　一四

〔告　示〕

○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則第三条第二項第四号（同令第六条第一項において準用する場合を含む。）及び第四条第一号ホの規定に基づく書類を指定する件（内閣府・デジタル庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　一五

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第四条の四第二項第四号（同令第四条の七第一項において準用する場合を含む。）及び第四条の五第五号の規定に基づく書類を指定する件（**デジタル庁**三）　一五五
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**同**四）　一五五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**五）　一五六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**六）　一五七
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**二二）　一五八
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**二三）　一五九
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**二四）　一六〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**二五）　一六二
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**二六）　一六二
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（**同**二七）　一六三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件（**同**二八）　一六三
○法務省所管事業（債権管理回収業・認証紛争解決事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（**法務**二三）　一六七
○我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示（**文部科学**八）　一六八
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件（**厚生労働**二八）　一七七
○用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件及びエレベーターの制御器の構造方法を定める件の一部を改正する告示（**国土交通**五六）　一七七
○通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示（**同**五七）　一七八

〔**資　料**〕

国庫歳入歳出状況（令和五年度令和五年十一月分）（財務省）　一六二

本号で公布された法令のあらまし

◇公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一八号）（デジタル庁）

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一九号）（デジタル庁）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三九号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令（政令第二〇号）（デジタル庁）

1　金融機関による預貯金口座の管理の方法

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三九号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による預貯金口座の管理は、同項に規定する事項に関し、データベース（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）により記録された情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を構成し、当該データベースに記録された各預貯金口座に係る情報に当該預貯金口座の名義人である預貯金者の個人番号を併せて記録する方法により行わなければならないこととした。（第一条関係）

2　行政庁の権限の行使に関して必要な事項等
金融機関に関する行政庁の権限の行使等について、所要の規定を設けることとした。（第二条～第七条関係）
3　この政令は、法の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二一号）（金融庁）
金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年二月一日とすることとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二二号）（金融庁）
一　金融サービスの提供に関する法律施行令の一部改正関係
1　金融サービスの提供に関する法律施行令の題名を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」に改めることとした。
2　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律による内閣総理大臣の権限のうち、基本方針の案又は基本方針の変更の案の作成及び閣議の決定の求め等について、金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限とすることとした。（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第四四条関係）
3　その他所要の規定の整備を行うこととした。
二　国家公務員退職手当法施行令等の一部改正関係
次に掲げる政令の規定において、金融経済教育推進機構を追加することとした。
1　国家公務員退職手当法施行令第九条の二及び第九条の四
2　自衛隊法施行令別表第一〇
3　国家公務員共済組合法施行令第四三条
4　地方公務員等共済組合法施行令第三九条及び第四三条第七項
5　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令本則
6　独立行政法人等登記令別表
7　行政手続法施行令第一条
8　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令本則
9　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第一条
10　統計法施行令第一条
11　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令第二条
12　職員の退職管理に関する政令第二条及び第三一条
13　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令第一七条
14　国家戦略特別区域法施行令別表
三　金融庁組織令の一部改正関係
1　金融庁総合政策局総合政策課の所掌事務として、基本方針の策定及び推進に関すること等を追加することとした。（金融庁組織令第三条及び第一一条関係）
2　その他所要の規定の整備を行うこととした。
四　その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。
五　施行期日
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる施行の日（令和六年二月一日）から施行することとした。

政令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十八号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十九号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令

内閣は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項並びに第二十六条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融機関による預貯金口座の管理の方法）

第一条　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定による預貯金口座の管理は、同項に規定する事項に関し、データベース（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）により記録された情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を構成し、当該データベースに記録された各預貯金口座に係る情報に当該預貯金口座の名義人である預貯金者の個人番号を併せて記録する方法により行わなければならない。

（銀行等に関する行政庁の権限委任）

第二条　金融庁長官は、法第二十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（次項において「金融庁長官権限」という。）のうち法第二十条、第二十一条第一項及び第二十二条に定めるもの（第四条第三項において「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。）で、銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行、信用金庫及び信用協同組合をいう。以下この条において同じ。）に対するものを、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店を含む。）又は主たる事務所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2　金融庁長官権限のうち法第二十条及び第二十一条第一項に定めるもの（以下「金融庁長官検査等権限」という。）で、銀行等の本店等以外の事務所、営業所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する財務局長及び福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3　前項の規定により銀行等の支店等に対し報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該銀行等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対し検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（労働金庫等に関する行政庁の権限委任等）

第三条　金融庁長官及び厚生労働大臣は、労働金庫及び労働金庫連合会に対する法第二十条及び第二十一条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限に限る。）を行使する場合においては、それぞれ単独でその権限を行使することを妨げない。

2　金融庁長官は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に通知するものとする。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を金融庁長官に通知するものとする。

4　金融庁長官は、労働金庫に対する金融庁長官検査等権限を、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

5　労働金庫に対する金融庁長官検査等権限並びに法第二十条及び第二十一条第一項に定める厚生労働大臣の権限に属する事務は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫（次項において「都道府県労働金庫」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官又は厚生労働大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6　都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第二十条の規定により都道府県労働金庫に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は法第二十一条第一項の規定により都道府県労働金庫に対し質問若しくは立入検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

（農業協同組合等に関する行政庁の権限委任等）

第四条　農林水産大臣及び金融庁長官は、農業協同組合等（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び同号の事業を行う農業協同組合連合会（第四項において「信用農業協同組合連合会」という。）をいう。以下この条において同じ。）及び漁業協同組合等（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会（第四項において「信用漁業協同組合連合会」という。）、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（第四項において「信用水産加工業協同組合連合会」という。）をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対する法第二十条及び第二十一条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限に限る。）を行使する場合においては、それぞれ単独でその権限を行使することを妨げない。

2　農林水産大臣は、農業協同組合等に対する法第二十条に定める農林水産大臣の権限（地方農政局の管轄区域を越えない区域を地区とする農業協同組合等（以下この項において「地方農業協同組合」という。）に対するものに限る。）を、地方農業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

3　金融庁長官は、農業協同組合等に対する金融庁長官検査・是正命令等権限及び漁業協同組合等に対する金融庁長官検査等権限を、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

4　農業協同組合等及び漁業協同組合等に対する法第二十条及び第二十一条第一項に定める農林水産大臣の権限並びに金融庁長官検査等権限に属する事務は、都道府県の区域を地区とする信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会をいう。次項及び第六項において同じ。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、農林水産大臣又は金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

5　都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第二十条の規定により都道府県連合会に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は法第二十一条第一項の規定により都道府県連合会に対し質問若しくは立入検査を行った場合には、その結果を農林水産大臣及び金融庁長官に報告しなければならない。

6　農林水産大臣及び金融庁長官は、法第二十条の規定により都道府県連合会に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は法第二十一条第一項の規定により都道府県連合会に対し質問若しくは立入検査を行った場合には、その結果を関係都道府県知事に通知するものとする。

（農林中央金庫に対する行政庁の権限の行使）

第五条　農林水産大臣及び金融庁長官は、農林中央金庫に対する法第二十条及び第二十一条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限に限る。）を行使する場合においては、第三条第二項及び第三項の規定を準用する。

（株式会社商工組合中央金庫に関する行政庁の権限委任等）

第六条　経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、株式会社商工組合中央金庫に対する法第二十条及び第二十一条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限に限る。）を行使する場合においては、それぞれ単独でその権限を行使することを妨げない。

2　前項に規定する行政庁は、同項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を他の同項に規定する行政庁に通知するものとする。

3　金融庁長官は、株式会社商工組合中央金庫に対する金融庁長官検査等権限を、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

4　第二条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で株式会社商工組合中央金庫の本店以外の営業所その他の施設に対するものについて準用する。

（法定受託事務等）

第七条　第三条第五項及び第六項並びに第四条第四項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2　第三条第五項本文又は第四条第四項本文の場合における法第二十条及び第二十一条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、法第二十条及び第二十一条第一項中「行政庁」とあるのは、「都道府県知事」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令（令和六年政令第二十号）	第三条第五項及び第六項並びに第四条第四項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

3　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号。次項において「口座管理法」という。）

附則第十六条第一項に次の一号を加える。

十六　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令（令和六年政令第二十号。次項において「口座管理法施行令」という。）第四条第二項、第四項及び第六項を除く。）

附則第十六条第二項の表休眠預金等活用法第五十条第四号の項の次に次のように加える。

口座管理法第二十五条第三号	同法第九十八条第一項に規定する行政庁
	農林水産大臣及び内閣総理大臣

附則第十六条第二項の表に次のように加える。

口座管理法施行令第四条第三項	主たる事務所
	本店又は主たる事務所

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年二月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融サービスの提供に関する法律施行令の一部改正）

第一条　金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令

目次中「―第四十八条」を削り、「第四章　犯則事件の調査等（第四十九条）」を「第四章　雑則（第四十四条―第四十九条）」に改める。

第一条中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第二条」を「第二条第一項から第五項まで」に改める。

第十五条中「この章」の下に「及び次章」を加え、「「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」」及び「「貸金業貸付媒介業務」」を削り、「から第八項まで」を「、第四項又は第六項から第八項まで」に改め、「、預金等媒介業務、保険媒介業務」及び「、貸金業貸付媒介業務」を削り、同条に次の一項を加える。

2　この章において「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」又は「貸金業貸付媒介業務」とは、それぞれ法第十一条第二項、第三項又は第五項に規定する預金等媒介業務、保険媒介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。

第二十九条第一項第二号中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。
第三十一条の表第五十二条の四十五第四号の項、第三十二条の表第六十六条の十四第一号の項及び第三十八条の表第十二条の八第六項の項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。
第三十九条第一項第四号中「第四十四条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。
第四十三条第一項中「第四十六条第四項及び第四十七条第四項」を「第四十七条第四項及び第四十八条第四項」に改める。
第四十九条中「第百二条」を「第百六十一条」に改め、同条第一号中「第八十五条第四号」を「第百四十条第四号」に改め、同条第二号中「第八十七条第四号」を「第百四十二条第四号」に改め、同条第三号中「第八十八条第三号」を「第百四十三条第三号」に改め、同条第四号中「第九十一条第三号」を「第百四十七条第三号」に改め、同条を第五十条とする。
第四章の章名を削る。
第四十八条第一項第一号中「第八十二条第二項」を「第百三十七条第二項」に改め、同項第二号中「第四十五条」を「第四十六条」に改め、同条を第四十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　犯則事件の調査等

第四十七条第一項中「第八十二条第二項第三号」を「第百三十七条第二項第三号」に、「第四十五条」を「第四十六条」に改め、同条を第四十八条とする。
第四十六条第一項中「この節」を「この章」に改め、同項第九号中「第八十二条第一項第一号」を「第百三十七条第二項第一号」に改め、同項第十号中「第八十二条第二項第二号」を「第百三十七条第二項第二号」に改め、同条第二項中「第四十八条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同条第三項中「この節」を「この章」に改め、同条を第四十七条とする。
第四十五条中「第八十二条第一項」を「第百三十七条第一項」に、「この節」を「この章」に改め、同条を第四十六条とする。
第四十四条第一項中「第八十二条第二項第一号」を「第百三十七条第二項第一号」に改め、同条を第四十五条とし、第四十三条の次に次の章名及び一条を加える。

第四章　雑則

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第四十四条　法第百三十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　法第八十二条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の案の作成及び閣議の決定の求め
二　法第八十九条第二項の規定による認可
三　法第九十五条第一項の規定による認可
四　法第九十五条第二項の規定による指名
五　法第百九条第一項の規定による任命
六　法第百九条第二項の規定による認可
七　法第百十二条第一項及び第二項の規定による解任
八　法第百十三条ただし書の規定による承認
九　法第百三十二条の規定による認可
（商品先物取引法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。
一　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第三十二条、第三十三条（見出しを含む。）、第三十九条及び第四十条（見出しを含む。）
二　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十八条の四第十二号
三　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第四十九条の七及び第五十二条第十二号
四　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十六条の八第五号、第十六条の十一第四号及び第十九条の九第十二号
五　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十条の四第一項及び第十三条の八第十二号
六　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）別表第二第四号及び第四十号
七　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十六条の十三及び第十六条の十六第十二号
八　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条の十二及び第五条の十九第十二号
九　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条の二の六及び第七条の二の七第十二号
十　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第四条の四第十二号
十一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第四条第一項第十八号
十二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第十五条第十二号
十三　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第二十四条の六の七及び第二十四条の九第十二号
十四　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第五十四条及び第五十六条第十三号
十五　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十七条第一項
十六　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第四条第二十四号及び第十八条の五第十七　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第三百六十九号
十八　消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）第一条第三十五号
十九　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第十六条第七項
二十　不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）第二十条第一項
二十一　無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）第四条第十二号
二十二　金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）第十四号
二十三　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第十三条第十二号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十八号及び第二十九号、第十九条の三第三号、第二十条の四第三号、第二十一条第三号並びに第二十六条第十三号
二十四　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）第一条第三十九号
二十五　刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（平成三十年政令第五十一号）第三十八号
（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。
第九条の二に次の一号を加える。
百九十四　金融経済教育推進機構
第九条の四に次の一号を加える。
百四十一　金融経済教育推進機構
（自衛隊法施行令の一部改正）

第四条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。
別表第十に次の一号を加える。
九十　金融経済教育推進機構

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第八十五条第四号」を「第百四十条第四号」に改める。

一　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十二条第二項第三十八号

二　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）第五条第三十八号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十二　金融経済教育推進機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十六　金融経済教育推進機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第七条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十三　金融経済教育推進機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百九　金融経済教育推進機構

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

第八条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「危険物保安技術協会」の下に「、金融経済教育推進機構」を加える。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第九条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表銀行等保有株式取得機構の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金

（行政手続法施行令の一部改正）

第十条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁業共済組合連合会」の下に「、金融経済教育推進機構」を加える。

（保険業法施行令の一部改正）

第十一条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「金融サービスの提供に関する法律施行令」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」に改める。

第四十四条の九第十二号及び第四十五条第一号中「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第十九号の二並びに同条第二項の表金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号ニ⑵の項及び金融サービスの提供に関する法律第十七条第一項の項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改め、同表金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十六条第十七号の項中「金融サービスの提供に関する法律施行令」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」に改める。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第十三条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十三　金融経済教育推進機構

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第十四条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「係る金融サービスの提供に関する法律」を「係る金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「金融サービスの提供に関する法律施行令」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」に改める。

第十三条第一項第一号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第三十一条第二項第二号中「金融サービスの提供に関する法律施行令」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」に改める。

第四十八条及び第五十八条第一項第十九号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「銀行等保有株式取得機構」の下に「、金融経済教育推進機構」を加える。

（統計法施行令及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　次に掲げる政令の規定中「株式会社日本貿易保険」の下に「、金融経済教育推進機構」を加える。

一　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条

二　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第二条

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十七条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十二　金融経済教育推進機構

第三十一条に次の一号を加える。

十八　金融経済教育推進機構

（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十八条　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十八　金融経済教育推進機構

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第十九条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

別表第四号中「金融サービスの提供に関する法律第百二条」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条」に改める。

第二十一条　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三第三号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第百二条」を「第百六十一条」に改める。

第二十二条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三十一号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第九十五条第一項」を「第百五十二条第一項」に改め、同条第二項第三十三号中「金融サービスの提供に関する法律第六章」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第四章」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第二十三条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四十一号を同項第四十四号とし、同項第四十号を同項第四十三号とし、同項第三十九号を同項第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二　行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。第十一条第一項第十二号において同じ。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

第三条第一項第三十八号中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十七号中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第三十六号中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十五号中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項第三十四号中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第三十三号中「第三十四号」を「第三十六号」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項第三十二号中「第十一条第一項第九号」を「第十一条第一項第十一号」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第三十一号を同項第三十三号とし、同項第三十号を同項第三十二号とし、同項第二十九号を同項第三十一号とし、同項第二十八号の次に次の二号を加える。

二十九　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

三十　金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

第三条第二項中「前項第三十三号及び第三十四号」を「前項第三十五号及び第三十六号」に改め、同項第一号中「前項第三十六号イ」を「前項第三十八号イ」に改め、同条第三項中「同項第二十九号」を「同項第三十一号」に、「同項第三十四号、第三十六号」を「同項第三十六号、第三十八号」に、「第三十八号」を「第四十号」に改める。

第十一条第一項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

第十一条第一項第八号を同項第十号とし、同項第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

六　金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

第十一条第二項中「同項第五号」を「同項第七号」に改める。

第十二条第一項第四号中「第三条第一項第三十六号イ」を「第三条第一項第三十八号イ」に改め、同項第九号中「第三条第一項第三十三号、第三十四号及び第三十六号から第三十九号まで」を「第三条第一項第三十五号、第三十六号及び第三十八号から第四十一号まで」に改め、同項第十一号中「第三条第一項第三十六号及び第三十七号」を「第三条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第二項中「第三条第一項第三十六号ト」を「第三条第一項第三十八号ト」に改める。

第十三条第一項中「第三条第一項第三十四号、第三十八号及び第三十九号」を「第三条第一項第三十六号、第四十号及び第四十一号」に、「同項第三十六号及び第三十七号」を「同項第三十八号及び第三十九号」に改める。

附則第三条第一項中「同項第三十三号及び第三十四号」を「同項第三十五号及び第三十六号」に、「同項第三十八号」を「同項第四十号」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「同項第三十三号及び第三十四号」を「同項第三十五号及び第三十六号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令の一部改正）

2　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち、国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定中「百九十四」を「百九十五」に改め、同令第九条の四に一号を加える改正規定中「百四十一」を「百四十二」に改める。

附則第三条のうち自衛隊法施行令別表第十に一号を加える改正規定中「九十」を「九十一」に改める。

附則第四条のうち、国家公務員共済組合法施行令第四十三条第一項に一号を加える改正規定中「百四十二」を「百四十三」に改め、同条第二項に一号を加える改正規定中「百二十六」を「百二十七」に改める。

附則第五条のうち、地方公務員等共済組合法施行令第三十九条に一号を加える改正規定中「百十三」を「百十四」に改め、同令第四十三条第七項に一号を加える改正規定中「百九」を「百十」に改める。

附則第九条のうち、職員の退職管理に関する政令第二条に一号を加える改正規定中「九十二」を「九十三」に改め、同令第三十一条に一号を加える改正規定中「十八」を「十九」に改める。

附則第十条のうち行政執行法人の役員の退職管理に関する政令第十七条に一号を加える改正規定中「十八」を「十九」に改める。

附則第十二条のうち、国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和五年政令第三百六十二号）第二条のうち、国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定を改める改正規定中「百九十五」を「百九十六」に改め、同令第九条の四に一号を加える改正規定を改める改正規定中「百四十二」を「百四十三」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　木原　稔

府令

○内閣府令第六号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第十条及び第十二条、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第六条第一項、第十二条第一項及び第二項並びに第五十五条並びに探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四条第二項及び第十二条第二項の規定に基づき、質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

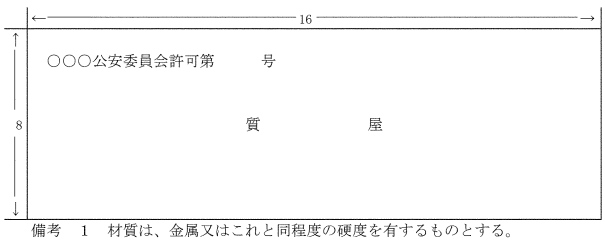
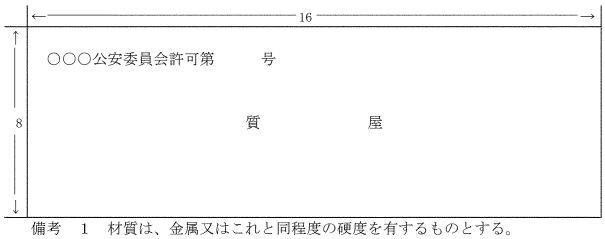
質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（質屋営業法施行規則の一部改正）

第一条　質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（標識の様式） **第十五条**　法第十条の内閣府令で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。	（許可の表示） **第十五条**　法第十条の規定による許可の表示は、別記様式第二号の表示札による。
（氏名等の閲覧） **第十五条の二**　法第十条の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　常時使用する従業者の数が五人以下である場合 二　当該質屋が管理するウェブサイトを有していない場合 2　法第十条の規定による公衆の閲覧は、当該質屋のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	［条を加える。］
（物品を質に取る場合の確認の方法） **第十六条**　法第十二条の内閣府令で定める方法は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード等その質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りる資料の提示を受け、又は質置主以外の者で質置主の身元を確かめるに足りるものにその質置主の住所、氏名、職業及び年齢を問い合わせることとする。	（物品を質に取る場合の確認の方法） **第十六条**　法第十二条の内閣府令で定める方法は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りる資料の提示を受け、又は質置主以外の者で質置主の身元を確かめるに足りるものにその質置主の住所、氏名、職業及び年齢を問い合わせることとする。
2　［略］	2　［同上］

第２号（標識）  備考　１　材質は、金属又はこれと同程度の硬度を有するものとする。 ２　塗色は、灰色地に白文字とする。 ３　番号は、許可証の番号とする。 ４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。	
第２号（表示札）  備考　１　材質は、金属又はこれと同程度の硬度を有するものとする。 ２　塗色は、灰色地に白文字とする。 ３　番号は、許可証の番号とする。 ４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（警備業法施行規則の一部改正）

第二条　警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定等の申請） **第三条**　法第五条第一項に規定する認定申請書（以下「認定申請書」という。）及び法第七条第四項において準用する法第五条第一項に規定する認定更新申請書（以下「認定更新申請書」という。）の様式は、別記様式第一号のとおりとする。 ２　認定申請書又は認定更新申請書を提出する場合においては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。	（認定等の申請） **第三条**　法第五条第一項に規定する認定申請書（以下「認定申請書」という。）及び法第七条第四項において準用する法第五条第一項に規定する認定証更新申請書（以下「認定証更新申請書」という。）の様式は、別記様式第一号のとおりとする。 ２　認定申請書又は認定証更新申請書を提出する場合においては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。

第四条　［略］

２　公安委員会は、認定申請書又は認定更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合はその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）を含み、法人である場合はその役員とする。）が法第三条第七号に掲げる者に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

［条を削る。］

（通知の方法）

第五条　［略］

（標識の様式）

第六条　法第六条第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。

［条を削る。］

（標識の閲覧）

第七条　法第六条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　常時使用する従業者の数が五人以下である場合

二　当該警備業者が管理するウェブサイトを有していない場合

２　法第六条第一項の規定による公衆の閲覧は、当該警備業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（認定の有効期間の更新の申請）

第八条　法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、法第四条に規定する認定（以下「認定」という。）の有効期間の満了の日の三十日前までに行わなければならない。

（認定の有効期間の更新）

第九条　法第七条第二項の規定により有効期間を更新したときは、更新を申請した者にその旨を通知するものとする。

第十二条　法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定をした公安委員会の名称及び認定の番号

［二・三　略］

第四条　［同上］

２　公安委員会は、認定申請書又は認定証更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合はその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）を含み、法人である場合はその役員とする。）が法第三条第七号に掲げる者に該当するかどうかを認定するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

（認定証の様式）

第五条　法第五条第二項に規定する認定証の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

（通知の方法）

第六条　［同上］

［条を加える。］

（認定証の再交付の申請）

第七条　法第五条第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、当該認定証を交付した公安委員会に、別記様式第三号の再交付申請書を提出しなければならない。

２　前項の規定により再交付申請書を提出する場合においては、第三条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由しなければならない。

［条を加える。］

（認定証の有効期間の更新の申請）

第八条　法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、当該認定証の有効期間の満了の日の三十日前までに行わなければならない。

（認定証の有効期間の更新）

第九条　法第七条第二項の規定による有効期間の更新は、更新を受けようとする者が現に有する認定証と引換えに新たな認定証を交付して行うものとする。

第十二条　法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定証を交付した公安委員会の名称及び認定証の番号

［二・三　同上］

第二十条　削除

（法第九条第三号に掲げる事項の変更の届出）

第二十一条　法第十一条第三項において準用する同条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第七号のとおりとする。ただし、当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなつた場合の届出に係る届出書については、別記様式第八号のとおりとする。

［２・３　略］

第二十二条　法第十一条第三項において準用する同条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第二十三条　法第十一条第三項において準用する同条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

［一・二　略］

（死亡等の届出）

第二十五条　法第十二条第一項又は第二項の規定による届出書の提出は、同条第一項の規定による届出書の提出にあつては主たる営業所の所在地の所轄警察署長（法第九条の規定による届出書の提出をした場合にあつては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長）を経由して、法第十二条第二項の規定による届出書の提出にあつては第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。

第二十六条　法第十二条第一項及び第二項の内閣府令で定める事項は、届出書を提出すべきこととなつた事由及び当該事由の発生年月日とする。

第五十四条　法第四十条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定をした公安委員会の名称及び認定の番号

二　［略］

（機械警備業務管理者資格者証の交付等の申請）

第六十三条　［略］

２　公安委員会は、機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者が法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

（認定証の書換え）

第二十条　法第十一条第三項の規定により認定証の書換えを受けようとする者は、別記様式第三号の書換え申請書及び当該認定証の写しを当該公安委員会に提出しなければならない。

２　第七条第二項の規定は前項の規定により書換え申請書及び認定証の写しを提出する場合について、第九条の規定は法第十一条第三項の認定証の書換えについて準用する。

（法第九条第三号に掲げる事項の変更の届出）

第二十一条　法第十一条第四項において準用する同条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第七号のとおりとする。ただし、当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなつた場合の届出に係る届出書については、別記様式第八号のとおりとする。

［２・３　同上］

第二十二条　法第十一条第四項において準用する同条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第二十三条　法第十一条第四項において準用する同条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

（認定証の返納等）

第二十五条　法第十二条第一項若しくは第二項の規定による認定証の返納又は同条第三項の規定による届出書の提出は、認定証の返納にあつては認定証を返納すべきこととなつた事由及び当該事由の発生年月日を明らかにして、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、届出書の提出にあつては第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。

第二十六条　法第十二条第三項の内閣府令で定める事項は、認定証を返納すべきこととなつた事由及び当該事由の発生年月日とする。

第五十四条　法第四十条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定証を交付した公安委員会の名称及び認定証の番号

二　［同上］

（機械警備業務管理者資格者証の交付等の申請）

第六十三条　［同上］

２　公安委員会は、機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者が法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当するかどうかを認定するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

別紙１（１）当該都道府県の区域内に設けようとする営業所

※　資料区分		※　認定公安委員会	
※　認定の番号		※　受理警察署	
※　警備業者名			

主たる営業所	名称					※
	所在地					
		電話　（　）　－　番				※
	設置年月日		年　月　日			
	警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		
	警備員指導教育責任者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名			配置状況	1．専任 2．兼任
		住所				
		電話　（　）　－　番				※
		生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5			
		選任に係る警備業務の区分			１号　２号　３号　４号	
		選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称			公安委員会	※
		選任に係る資格者証の番号				
その他の営業所	名称					※
	所在地					
		電話　（　）　－　番				※
	設置年月日		年　月　日			
	警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		
	警備員指導教育責任者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名			配置状況	1．専任 2．兼任
		住所				
		電話　（　）　－　番				※
		生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5			
		選任に係る警備業務の区分			１号　２号　３号　４号	
		選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称			公安委員会	※
		選任に係る資格者証の番号				

別記様式第１号（第３条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日
※　認定公安委員会		※　認定年月日	年　月　日
※　認定の番号		※　更新年月日	年　月　日

認定
認定更新　申請書

警備業法第５条第１項／第７条第１項の規定により認定／認定の有効期間の更新の申請をします。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
住所	
	電話　（　）　－　番　※
法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他

（申請者が個人の場合のみ記載）

生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	※
	1	2	3	4	5				

（認定の有効期間の更新の申請の場合のみ記載）

現に受けている認定をした公安委員会の名称	公安委員会
現に受けている認定の番号	

別紙１（１）当該都道府県の区域内に設けようとする営業所

※　資料区分		※　認定証交付公安委員会	
※　認定証の番号		※　受理警察署	
※　警備業者名			

主たる営業所	名称					※
	所在地					
		電話　（　）　－　番				※
	設置年月日		年　月　日			
	警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		
	警備員指導教育責任者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名			配置状況	1．専任 2．兼任
		住所				
		電話　（　）　－　番				※
		生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5			
		選任に係る警備業務の区分			１号　２号　３号　４号	
		選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称			公安委員会	※
		選任に係る資格者証の番号				
その他の営業所	名称					※
	所在地					
		電話　（　）　－　番				※
	設置年月日		年　月　日			
	警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		
	警備員指導教育責任者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名			配置状況	1．専任 2．兼任
		住所				
		電話　（　）　－　番				※
		生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5			
		選任に係る警備業務の区分			１号　２号　３号　４号	
		選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称			公安委員会	※
		選任に係る資格者証の番号				

別記様式第１号（第３条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日
※　認定証交付公安委員会		※　認定年月日	年　月　日
※　認定証の番号		※　更新年月日	年　月　日

認定
認定証更新　申請書

警備業法第５条第１項／第７条第１項の規定により認定／認定証の有効期間の更新の申請をします。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
住所	
	電話　（　）　－　番　※
法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他

（申請者が個人の場合のみ記載）

生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	※
	1	2	3	4	5				

（認定証の有効期間の更新の申請の場合のみ記載）

現に有する認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会
現に有する認定証の番号	

別紙１（３）当該都道府県の区域外に設けようとする営業所で、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係らないもの

その他の営業所

名称					
所在地	電話　（　　）　－　　番				
警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		

警備員指導教育責任者

（フリガナ） 氏名				配置状況	１．専任 ２．兼任
住所	電話　（　　）　－　　番　※				
生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５				
選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号				
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会				
選任に係る資格者証の番号					

その他の営業所

名称					
所在地	電話　（　　）　－　　番				
警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		

警備員指導教育責任者

（フリガナ） 氏名				配置状況	１．専任 ２．兼任
住所	電話　（　　）　－　　番　※				
生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５				
選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号				
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会				
選任に係る資格者証の番号					

別紙１（２）当該都道府県の区域外に設けようとする営業所で、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係るもの

その他の営業所

名称					
所在地	電話　（　　）　－　　番　※				
当該区域内における警備業務の開始年月日	年　月　日				
警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		

警備員指導教育責任者

（フリガナ） 氏名				配置状況	１．専任 ２．兼任
住所	電話　（　　）　－　　番　※				
生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５				
選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号				
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会				
選任に係る資格者証の番号					

その他の営業所

名称					
所在地	電話　（　　）　－　　番　※				
当該区域内における警備業務の開始年月日	年　月　日				
警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		

警備員指導教育責任者

（フリガナ） 氏名				配置状況	１．専任 ２．兼任
住所	電話　（　　）　－　　番　※				
生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５				
選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号				
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会				
選任に係る資格者証の番号					

別紙１（３）当該都道府県の区域外に設けようとする営業所で、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係らないもの

その他の営業所

名称					
所在地	電話　（　　）　－　　番				
警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		

警備員指導教育責任者

（フリガナ） 氏名				配置状況	１．専任 ２．兼任
住所	電話　（　　）　－　　番　※				
生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５				
選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号				
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会				
選任に係る資格者証の番号					

その他の営業所

名称					
所在地	電話　（　　）　－　　番				
警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		

警備員指導教育責任者

（フリガナ） 氏名				配置状況	１．専任 ２．兼任
住所	電話　（　　）　－　　番　※				
生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５				
選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号				
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会				
選任に係る資格者証の番号					

別紙１（２）当該都道府県の区域外に設けようとする営業所で、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係るもの

その他の営業所

名称					
所在地	電話　（　　）　－　　番　※				
当該区域内における警備業務の開始年月日	年　月　日				
警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		

警備員指導教育責任者

（フリガナ） 氏名				配置状況	１．専任 ２．兼任
住所	電話　（　　）　－　　番　※				
生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５				
選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号				
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会				
選任に係る資格者証の番号					

その他の営業所

名称					
所在地	電話　（　　）　－　　番　※				
当該区域内における警備業務の開始年月日	年　月　日				
警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		

警備員指導教育責任者

（フリガナ） 氏名				配置状況	１．専任 ２．兼任
住所	電話　（　　）　－　　番　※				
生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５				
選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号				
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会				
選任に係る資格者証の番号					

別記様式第２号（第６条関係）

警備業者

認定をした公安委員会	公安委員会
認定の番号	第　　号
有効期間	年　月　日から 年　月　日まで
氏名又は名称	
所在地	

記載要領　所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

備　考　１　文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

２　標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙２（申請者が法人の場合のみ記載）

※資料区分	

代表者	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	
役員	役職	１．取締役又は執行役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	
役員	役職	１．取締役又は執行役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	
役員	役職	１．取締役又は執行役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、２以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）。

３　営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「１号」とは法第２条第１項第１号の警備業務の区分を、「２号」とは同項第２号の警備業務の区分を、「３号」とは同項第３号の警備業務の区分を、「４号」とは同項第４号の警備業務の区分をいう。

４　「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号）第１条を参照すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第２号（第５条関係）

第　　号

認定証

住所

氏名又は名称

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えていることを認定する。

有効期間

年　月　日から

年　月　日まで

公安委員会　印

備考

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　中央部に日章の地模様を入れる。

別紙２（申請者が法人の場合のみ記載）

※資料区分	

代表者	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	
役員	役職	１．取締役又は執行役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	
役員	役職	１．取締役又は執行役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	
役員	役職	１．取締役又は執行役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、２以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）。

３　営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「１号」とは法第２条第１項第１号の警備業務の区分を、「２号」とは同項第２号の警備業務の区分を、「３号」とは同項第３号の警備業務の区分を、「４号」とは同項第４号の警備業務の区分をいう。

４　「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号）第１条を参照すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第３号　削除

別記様式第４号（第11条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日
※　届出種別	１．管内営業所あり　２．管内営業所なし		
※　営業開始年月日	年　月　日		

営　業　所　設　置　等　届　出　書

警備業法第９条の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称		
住　所	電話　（　）　－　番	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会※	
認定の番号		
主たる営業所　名　称		
主たる営業所　所在地	電話　（　）　－　番	

（注）上記の「主たる営業所」欄には、主たる営業所が当該都道府県の区域外に所在し、かつ、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係らない場合に限って記載すること。なお、それ以外の場合の主たる営業所については、別紙１（１）又は（２）に記載すること。

別記様式第４号（第11条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日
※　届出種別	１．管内営業所あり　２．管内営業所なし		
※　営業開始年月日	年　月　日		

営　業　所　設　置　等　届　出　書

警備業法第９条の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称		
住　所	電話　（　）　－　番	
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会※	
認定証の番号		
主たる営業所　名　称		
主たる営業所　所在地	電話　（　）　－　番	

（注）上記の「主たる営業所」欄には、主たる営業所が当該都道府県の区域外に所在し、かつ、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係らない場合に限って記載すること。なお、それ以外の場合の主たる営業所については、別紙１（１）又は（２）に記載すること。

別記様式第３号（第７条、第20条関係）

※　受理警察署		（　　署）	
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日
※　再交付年月日	年　月　日	※　書換え年月日	年　月　日

認　定　証　再交付
書換え　申　請　書

警備業法　第５条第５項
第１１条第３項　の規定により認定証の　再交付
書換え　を申請します。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称		
主たる営業所　名　称		
主たる営業所　所在地	電話　（　）　－　番	
認定証の番号		
再交付又は書換えを申請する事由		

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　不要の文字は、横線で消すこと。

３　「再交付又は書換えを申請する事由」欄には、再交付の申請にあつては亡失又は滅失の状況を、書換えの申請にあつては変更事項が明確に分かるように新旧の別を記載すること。

４　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙１（２）当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係る営業所（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）

| | | |

別記様式第５号（第15条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

警　備　業　廃　止　届　出　書

警備業法第１０条第１項の規定により届出をします。

年　　月　　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他
認定をした公安委員会の名称	公安委員会※
認定の番号	
廃止の年月日	年　月　日
廃止の事由	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙２（届出者が法人の場合のみ記載）

代表者	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番
役員	役　職	１．取締役又は監役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番
役員	役　職	１．取締役又は監役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番
役員	役　職	１．取締役又は監役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番
役員	役　職	１．取締役又は監役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番
役員	役　職	１．取締役又は監役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと（「警備業務の区分」及び「警備業務の種別」欄については、２以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）。

３　営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「１号」とは法第２条第１項第１号の警備業務の区分を、「２号」とは同項第２号の警備業務の区分を、「３号」とは同項第３号の警備業務の区分を、「４号」とは同項第４号の警備業務の区分をいう。

４　「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号）第１条を参照すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第５号（第15条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

警　備　業　廃　止　届　出　書

警備業法第１０条第１項の規定により届出をします。

年　　月　　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会※
認定証の番号	
廃止の年月日	年　月　日
廃止の事由	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙２（届出者が法人の場合のみ記載）

代表者	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番
役員	役　職	１．取締役又は監役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番
役員	役　職	１．取締役又は監役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番
役員	役　職	１．取締役又は監役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番
役員	役　職	１．取締役又は監役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番
役員	役　職	１．取締役又は監役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと（「警備業務の区分」及び「警備業務の種別」欄については、２以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）。

３　営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「１号」とは法第２条第１項第１号の警備業務の区分を、「２号」とは同項第２号の警備業務の区分を、「３号」とは同項第３号の警備業務の区分を、「４号」とは同項第４号の警備業務の区分をいう。

４　「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号）第１条を参照すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙１（１）現に設けている営業所の名称等に変更があつた場合

※　資料区分		※　認定公安委員会	
※　認定の番号		※　受理警察署	
※　警備業者名			
※　変更年月日	年　月　日		

変更に係る営業所	名称				※
	所在地	電話　（　）　－　番			※
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．巡回警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所			

（営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があつた場合）

旧	名称				
	所在地				
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．巡回警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所			

（警備員指導教育責任者に係る事項に変更があつた場合）

旧	（フリガナ） 氏名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住所			
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
新	（フリガナ） 氏名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住所	電話　（　）　－　番		※
	生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５		
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会		※
	選任に係る資格者証の番号			

別記様式第６号（第17条関係）

※　資料区分			
※　受理警察署	（　署）		
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

法第11条第１項変更届出書

警備業法第１１条第１項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称		
認定をした公安委員会の名称	公安委員会	※
認定の番号		
主たる営業所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
変更年月日	年　月　日	
変更の事由		

（氏名又は名称に変更があつた場合）

旧	（フリガナ） 氏名又は名称	
	法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他
新	（フリガナ） 氏名又は名称	
	法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他

（住所に変更があつた場合）

旧	住所	
新	住所	電話　（　）　－　番　※

別紙１（１）現に設けている営業所の名称等に変更があつた場合

※　資料区分		※　認定証交付公安委員会	
※　認定証の番号		※　受理警察署	
※　警備業者名			
※　変更年月日	年　月　日		

変更に係る営業所	名称				※
	所在地	電話　（　）　－　番			※
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．巡回警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所			

（営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があつた場合）

旧	名称				
	所在地				
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．巡回警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所			

（警備員指導教育責任者に係る事項に変更があつた場合）

旧	（フリガナ） 氏名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住所			
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
新	（フリガナ） 氏名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住所	電話　（　）　－　番		※
	生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５		
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会		※
	選任に係る資格者証の番号			

別記様式第６号（第17条関係）

※　資料区分			
※　受理警察署	（　署）		
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

法第11条第１項変更届出書

警備業法第１１条第１項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称		
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	※
認定証の番号		
主たる営業所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
変更年月日	年　月　日	
変更の事由		

（氏名又は名称に変更があつた場合）

旧	（フリガナ） 氏名又は名称	
	法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他
新	（フリガナ） 氏名又は名称	
	法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他

（住所に変更があつた場合）

旧	住所	
新	住所	電話　（　）　－　番　※

（当該都道府県の区域外に設けた営業所で、当該都道府県の区域内で行う警備業務に係らないもの）

その他の営業所	名称					
	所在地	電話　（　）　－　番				
	警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		
	警備員指導教育責任者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名			配置状況	1．専任 2．兼任
		住所 電話　（　）　－　番				
		生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5			
		選任に係る警備業務の区分			１号　２号　３号　４号	
		選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称			公安委員会	
		選任に係る資格者証の番号				

別紙１（２）営業所を設けた場合

※　資料区分		※　認定公安委員会	
※　認定の番号		※　受理警察署	
※　警備業者名			
※　設置年月日	年　月　日		

（当該都道府県の区域内に設けた営業所）

名称					※	
所在地	電話　（　）　－　番				※	
警備業務の区分	１号	２号	３号			４号
警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務			
種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所					
警備員指導教育責任者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名			配置状況	1．専任 2．兼任	
	住所 電話　（　）　－　番				※	
	生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5				
	選任に係る警備業務の区分			１号　２号　３号　４号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称			公安委員会　※		
	選任に係る資格者証の番号					

（当該都道府県の区域外に設けた営業所で、当該都道府県の区域内で行う警備業務に係るもの）

その他の営業所	名称				
	所在地	電話　（　）　－　番			
	当該区域内における警備業務の開始年月日		年　月　日		
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	警備員指導教育責任者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名		配置状況	1．専任 2．兼任
		住所 電話　（　）　－　番			
		生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5		
		選任に係る警備業務の区分		１号　２号　３号　４号	
		選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会	
		選任に係る資格者証の番号			

（当該都道府県の区域外に設けた営業所で、当該都道府県の区域内で行う警備業務に係らないもの）

その他の営業所	名称					
	所在地	電話　（　）　－　番				
	警備業務の区分	１号	２号	３号		４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務		
	警備員指導教育責任者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名			配置状況	1．専任 2．兼任
		住所 電話　（　）　－　番				
		生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5			
		選任に係る警備業務の区分			１号　２号　３号　４号	
		選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称			公安委員会	
		選任に係る資格者証の番号				

別紙１（２）営業所を設けた場合

※　資料区分		※　認定証交付公安委員会	
※　認定証の番号		※　受理警察署	
※　警備業者名			
※　設置年月日	年　月　日		

（当該都道府県の区域内に設けた営業所）

名称					※	
所在地	電話　（　）　－　番				※	
警備業務の区分	１号	２号	３号			４号
警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務			
種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所					
警備員指導教育責任者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名			配置状況	1．専任 2．兼任	
	住所 電話　（　）　－　番				※	
	生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5				
	選任に係る警備業務の区分			１号　２号　３号　４号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称			公安委員会　※		
	選任に係る資格者証の番号					

（当該都道府県の区域外に設けた営業所で、当該都道府県の区域内で行う警備業務に係るもの）

その他の営業所	名称				
	所在地	電話　（　）　－　番			
	当該区域内における警備業務の開始年月日		年　月　日		
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	警備員指導教育責任者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名		配置状況	1．専任 2．兼任
		住所 電話　（　）　－　番			
		生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5		
		選任に係る警備業務の区分		１号　２号　３号　４号	
		選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会	
		選任に係る資格者証の番号			

別紙２　法人の代表者又は役員の氏名等に変更があつた場合

※ 資料区分	

代表者	旧	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名							
		住　所							
		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
			1	2	3	4	5			
	新	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名								
		住　所								
			電話　（　）　－　番							※
		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	※
			1	2	3	4	5				

役員	旧	役　職	1．頭取又は取締役　2．監査役　3．執行役又は執行役員　4．理事　5．監事　9．その他						
		(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名							
		住　所							
		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
			1	2	3	4	5			
	新	役　職	1．頭取又は取締役　2．監査役　3．執行役又は執行役員　4．理事　5．監事　9．その他						
		(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名							
		住　所							
			電話　（　）　－　番						※
		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	※
			1	2	3	4	5				

（注）　役員の就任又は退任のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、２以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）。

３　営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「１号」とは法第２条第１項第１号の警備業務の区分を、「２号」とは同項第２号の警備業務の区分を、「３号」とは同項第３号の警備業務の区分を、「４号」とは同項第４号の警備業務の区分をいう。

４　「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号）第１条を参照すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙１（３）営業所を廃止した場合

※　資料区分		※　認定公安委員会	
※　認定の番号		※　受理警察署	
※　警備業者名			
※　廃止年月日	年　月　日		

（当該都道府県の区域内に設けていた営業所）

名　称		※
所在地		※
種　別	１．主たる営業所　２．その他の営業所	

（当該都道府県の区域外に設けていた営業所で、当該都道府県の区域内で行っていた警備業務に係るもの）

名　称	
所在地	
種　別	１．主たる営業所　２．その他の営業所

（当該都道府県の区域外に設けていた営業所で、当該都道府県の区域内で行っていた警備業務に係らないもの）

名　称	
所在地	
種　別	１．主たる営業所　２．その他の営業所

別紙２　法人の代表者又は役員の氏名等に変更があつた場合

※ 資料区分

代表者 旧 (ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名 / 住所 / 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
代表者 新 (ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名 / 住所 / 電話 （ ） － 番 ※ / 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5 ※

役員 旧 役職 1．頭取又は取締役　2．監査役　3．執行役又は執行役員　4．理事　5．監事　9．その他 / (ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名 / 住所 / 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
役員 新 役職 1．頭取又は取締役　2．監査役　3．執行役又は執行役員　4．理事　5．監事　9．その他 / (ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名 / 住所 / 電話 （ ） － 番 ※ / 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5 ※

（注）　役員の就任又は退任のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、２以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）。

３　営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「１号」とは法第２条第１項第１号の警備業務の区分を、「２号」とは同項第２号の警備業務の区分を、「３号」とは同項第３号の警備業務の区分を、「４号」とは同項第４号の警備業務の区分をいう。

４　「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号）第１条を参照すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙１（３）営業所を廃止した場合

※　資料区分		※　認定証交付公安委員会	
※　認定証の番号		※　受理警察署	
※　警備業者名			
※　廃止年月日	年　月　日		

（当該都道府県の区域内に設けていた営業所）

名　称		※
所在地		※
種　別	１．主たる営業所　２．その他の営業所	

（当該都道府県の区域外に設けていた営業所で、当該都道府県の区域内で行っていた警備業務に係るもの）

名　称	
所在地	
種　別	１．主たる営業所　２．その他の営業所

（当該都道府県の区域外に設けていた営業所で、当該都道府県の区域内で行っていた警備業務に係らないもの）

名　称	
所在地	
種　別	１．主たる営業所　２．その他の営業所

別紙１　当該都道府県の区域内に所在する営業所の名称等に変更があった場合

※　資料区分		※　認定公安委員会	
※　認定の番号		※　受理警察署	
※　警備業者名			
※　変更年月日	年　月　日		

変更に係る営業所	名　称			※	
	所在地	電話（　）　－　番		※	
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．巡回警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	

（営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があった場合）

旧	名　称				
	所在地				
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．巡回警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	種　別	１．主たる営業所　　２．その他の営業所			

（警備員指導教育責任者に係る事項に変更があった場合）

旧	（フリガナ） 氏　名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住　所			
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
新	（フリガナ） 氏　名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住　所	電話　（　）　－　番	※	
	生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５		
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	※	
	選任に係る資格者証の番号			

別記様式第７号（第21条関係）

※　資料区分			
※　受理警察署		（　　署）	
※　受理番号		※　受理年月日　　年　月　日	
※　届出種別	１．管内営業所あり　２．管内営業所なし		

法第１１条第３項変更届出書

警備業法第１１条第３項において準用する同条第１項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称		
認定をした公安委員会の名称	公安委員会	※
認定の番号		
主たる営業所	名　称	
	所在地	電話（　）　－　番
変更年月日	年　月　日	
変更の事由		

（認定をした公安委員会の名称又は認定の番号に変更があった場合）

旧	認定をした公安委員会の名称	公安委員会
	認定の番号	

（警備業法施行規則第２１条第２項第２号に掲げる場合に該当した場合）

変更に係る営業所	名　称		
	所在地		※
	変更事項の種別	１．当該警備業務を行うこととなったこと。	２．当該警備業務を行わないこととなったこと。

別紙１　当該都道府県の区域内に所在する営業所の名称等に変更があった場合

※　資料区分		※　認定証交付公安委員会	
※　認定証の番号		※　受理警察署	
※　警備業者名			
※　変更年月日	年　月　日		

変更に係る営業所	名　称			※	
	所在地	電話　（　）　－　番		※	
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．巡回警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	

（営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があった場合）

旧	名　称				
	所在地				
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．巡回警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	種　別	１．主たる営業所　　２．その他の営業所			

（警備員指導教育責任者に係る事項に変更があった場合）

旧	（フリガナ） 氏　名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住　所			
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
新	（フリガナ） 氏　名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住　所	電話　（　）　－　番	※	
	生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５		
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	※	
	選任に係る資格者証の番号			

別記様式第７号（第21条関係）

※　資料区分			
※　受理警察署		（　　署）	
※　受理番号		※　受理年月日　　年　月　日	
※　届出種別	１．管内営業所あり　２．管内営業所なし		

法第１１条第４項変更届出書

警備業法第１１条第４項において準用する同条第１項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称		
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	※
認定証の番号		
主たる営業所	名　称	
	所在地	電話（　）　－　番
変更年月日	年　月　日	
変更の事由		

（認定証を交付した公安委員会の名称又は認定証の番号に変更があった場合）

旧	認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会
	認定証の番号	

（警備業法施行規則第２１条第２項第２号に掲げる場合に該当した場合）

変更に係る営業所	名　称		
	所在地		※
	変更事項の種別	１．当該警備業務を行うこととなったこと。	２．当該警備業務を行わないこととなったこと。

別紙３　当該都道府県の区域内で行う警備業務に係る営業所（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があつた場合

※ 資料区分	

変更に係る営業所	名称				
	所在地	電話　（　）　－　番 ※			
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所			

（営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があつた場合）

旧	名称				
	所在地				
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所			

（警備員指導教育責任者に係る事項に変更があつた場合）

旧	（フリガナ） 氏名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住所			
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
新	（フリガナ） 氏名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住所	電話　（　）　－　番 ※		
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日 1　2　3　4　5		
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会		
	選任に係る資格者証の番号			

別紙２　当該都道府県の区域内において営業所を設け又は廃止した場合

※ 資料区分		※ 認定公安委員会	
※ 認定の番号		※ 受理警察署	
※ 警備業者名			
※ 設置年月日	年　月　日		
※ 廃止年月日	年　月　日		

（営業所を設けた場合）

その他の営業所	名称	※			
	所在地	電話　（　）　－　番 ※			
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．貴重品運搬警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	警備員指導教育責任者	（フリガナ） 氏名		配置状況	１．専任 ２．兼任
		住所　電話　（　）　－　番			
		生年月日　明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日 1　2　3　4　5			
		選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
		選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会 ※		
		選任に係る資格者証の番号			

（営業所を廃止した場合）

名称	※	
所在地	※	
種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所	

別紙３　当該都道府県の区域内で行う警備業務に係る営業所（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があつた場合

※ 資料区分	

変更に係る営業所	名称				
	所在地	電話　（　）　－　番 ※			
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所			

（営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があつた場合）

旧	名称				
	所在地				
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．施設警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所			

（警備員指導教育責任者に係る事項に変更があつた場合）

旧	（フリガナ） 氏名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住所			
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
新	（フリガナ） 氏名		配置状況	１．専任 ２．兼任
	住所	電話　（　）　－　番 ※		
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日 1　2　3　4　5		
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会		
	選任に係る資格者証の番号			

別紙２　当該都道府県の区域内において営業所を設け又は廃止した場合

※ 資料区分		※ 認定証交付公安委員会	
※ 認定証の番号		※ 受理警察署	
※ 警備業者名			
※ 設置年月日	年　月　日		
※ 廃止年月日	年　月　日		

（営業所を設けた場合）

その他の営業所	名称	※			
	所在地	電話　（　）　－　番 ※			
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1．住宅に係る機械警備業務　4．貴重品運搬警備業務 2．1．以外の機械警備業務　5．その他 3．空港保安警備業務	1．雑踏警備業務 2．交通誘導警備業務 3．その他	1．現金運搬警備業務　4．その他 2．1．以外の貴重品運搬警備業務 3．核燃料物質等危険物運搬警備業務	
	警備員指導教育責任者	（フリガナ） 氏名		配置状況	１．専任 ２．兼任
		住所　電話　（　）　－　番			
		生年月日　明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日 1　2　3　4　5			
		選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号		
		選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会 ※		
		選任に係る資格者証の番号			

（営業所を廃止した場合）

名称	※	
所在地	※	
種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所	

別記様式第８号（第21条、第56条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日
※　届出種別	１．管内営業所あり　２．管内営業所なし		

都　道　府　県　内　廃　止　届　出　書

警備業法 第１１条第３項において準用する同条第１項 第４１条 の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会 ※
認定の番号	
都道府県内廃止の種別	１．当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなつたこと。 ２．当該都道府県の区域内において機械警備業務を行わないこととなつたこと。
都道府県内廃止の年月日	年　月　日
都道府県内廃止の事由	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙４　当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する営業所に係る警備業務を行い又は行わないこととなつた場合

※　資料区分	

（当該警備業務を行うこととなつた場合）

変更に係る営業所	名称				
	所在地				
	電話　（　）　－　番				※
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務　4. 貴重品運搬警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務　5. その他 3. 空港保安警備業務	1. 施設警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他	1. 現金護送警備業務　4. その他 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務	
警備員指導教育責任者	（フリガナ） 氏名			配置状況	１．専任 ２．兼任
	住所				
	電話　（　）　－　番				※
	生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５			
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号			
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会			
	選任に係る資格者証の番号				

（当該警備業務を行わないこととなつた場合）

変更に係る営業所	名称	
	所在地	※
	種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、２以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）。

３　営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「１号」とは法第２条第１項第１号の警備業務の区分を、「２号」とは同項第２号の警備業務の区分を、「３号」とは同項第３号の警備業務の区分を、「４号」とは同項第４号の警備業務の区分をいう。

４　「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号）第１条を参照すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第８号（第21条、第56条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日
※　届出種別	１．管内営業所あり　２．管内営業所なし		

都　道　府　県　内　廃　止　届　出　書

警備業法 第１１条第４項において準用する同条第１項 第４１条 の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会 ※
認定証の番号	
都道府県内廃止の種別	１．当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなつたこと。 ２．当該都道府県の区域内において機械警備業務を行わないこととなつたこと。
都道府県内廃止の年月日	年　月　日
都道府県内廃止の事由	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙４　当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する営業所に係る警備業務を行い又は行わないこととなつた場合

※　資料区分	

（当該警備業務を行うこととなつた場合）

変更に係る営業所	名称				
	所在地				
	電話　（　）　－　番				※
	警備業務の区分	１号	２号	３号	４号
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務　4. 貴重品運搬警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務　5. その他 3. 空港保安警備業務	1. 施設警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他	1. 現金護送警備業務　4. その他 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務	
警備員指導教育責任者	（フリガナ） 氏名			配置状況	１．専任 ２．兼任
	住所				
	電話　（　）　－　番				※
	生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 １　２　３　４　５			
	選任に係る警備業務の区分	１号　２号　３号　４号			
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会			
	選任に係る資格者証の番号				

（当該警備業務を行わないこととなつた場合）

変更に係る営業所	名称	
	所在地	※
	種別	１．主たる営業所　２．その他の営業所

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、２以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）。

３　営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「１号」とは法第２条第１項第１号の警備業務の区分を、「２号」とは同項第２号の警備業務の区分を、「３号」とは同項第３号の警備業務の区分を、「４号」とは同項第４号の警備業務の区分をいう。

４　「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号）第１条を参照すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第10号（第28条関係）

※　受理警察署	署
※　受理番号	※　受理年月日　　年　月　日

護　身　用　具　届　出　書

警備業法第１７条第２項において準用する同法第１６条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会
認定の番号	
護身用具　種類	
護身用具　規格	
護身用具　機能	
護身用具　使用基準	
護身用具　当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。
２　「護身用具」欄には、護身用具の種類ごとに記載すること。
３　「規格」欄には、当該護身用具の大きさ、重さ、材質、構造等を記載すること。
４　「機能」欄には、当該護身用具についての用法、使用した場合の効果等を記載すること。
５　「当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容」欄には、当該警備業務の具体的な内容を記載すること。
６　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第９号（第28条関係）

※　受理警察署	署
※　受理番号	※　受理年月日　　年　月　日

服　装　届　出　書

警備業法第１６条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称			
認定をした公安委員会の名称	公安委員会		
認定の番号			
	色	型	式
服装			
標章　位置		型	式
標章			
当該服装を用いて行う警備業務の内容			

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。
２　「服装」欄には、服装の種類ごとに記載すること。
３　「型式」欄には、図示して記載するものとし、標章については、その大きさを明示すること。
４　「当該服装を用いて行う警備業務の内容」欄には、当該警備業務の具体的な内容及び当該警備業務が海上に及ぶ場合にあつてはその旨を記載すること。
５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第10号（第28条関係）

※　受理警察署	署
※　受理番号	※　受理年月日　　年　月　日

護　身　用　具　届　出　書

警備業法第１７条第２項において準用する同法第１６条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会
認定証の番号	
護身用具　種類	
護身用具　規格	
護身用具　機能	
護身用具　使用基準	
護身用具　当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。
２　「護身用具」欄には、護身用具の種類ごとに記載すること。
３　「規格」欄には、当該護身用具の大きさ、重さ、材質、構造等を記載すること。
４　「機能」欄には、当該護身用具についての用法、使用した場合の効果等を記載すること。
５　「当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容」欄には、当該警備業務の具体的な内容を記載すること。
６　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第９号（第28条関係）

※　受理警察署	署
※　受理番号	※　受理年月日　　年　月　日

服　装　届　出　書

警備業法第１６条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称			
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会		
認定証の番号			
	色	型	式
服装			
標章　位置		型	式
標章			
当該服装を用いて行う警備業務の内容			

記載要領

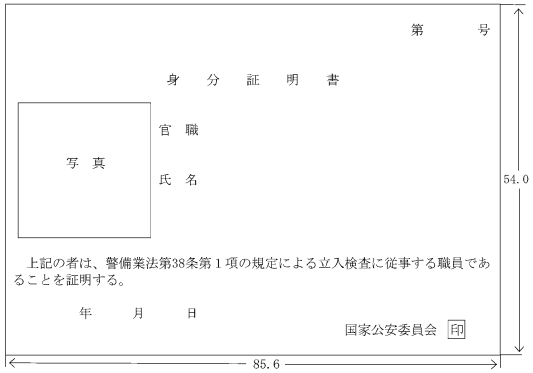
１　※印欄には、記載しないこと。
２　「服装」欄には、服装の種類ごとに記載すること。
３　「型式」欄には、図示して記載するものとし、標章については、その大きさを明示すること。
４　「当該服装を用いて行う警備業務の内容」欄には、当該警備業務の具体的な内容及び当該警備業務が海上に及ぶ場合にあつてはその旨を記載すること。
５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第17号（第52条関係）

（表）



（裏）

警備業法（抜粋）

（立入検査）

第38条　国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第58条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六　略

七　第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第１項若しくは第47条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八・九　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第11号（第32条関係）

※　受理警察署	署
※　受理番号	※　受理年月日　　年　月　日

服装
護身用具　変更届出書

警備業法　第１６条第３項
第１７条第２項　において準用する同法第１１条第１項の規定により届出をします。

年　　月　　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会
認定の番号	
変更事項の種別	１．服装に係る事項　　２．護身用具に係る事項
変更年月日	年　月　日
変更事項	新 / 旧
変更の事由	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

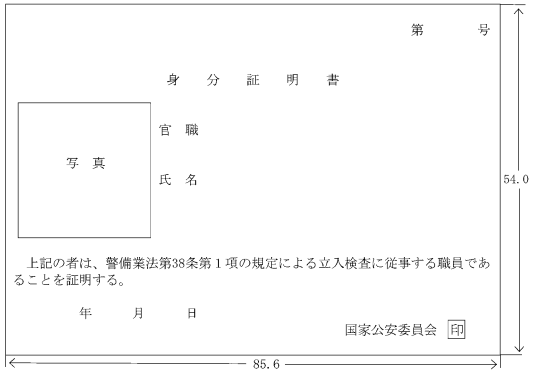
３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第17号（第52条関係）

（表）



（裏）

警備業法（抜粋）

（立入検査）

第38条　国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第58条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～七　略

八　第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第１項若しくは第47条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九・十　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第11号（第32条関係）

※　受理警察署	署
※　受理番号	※　受理年月日　　年　月　日

服装
護身用具　変更届出書

警備業法　第１６条第３項
第１７条第２項　において準用する同法第１１条第１項の規定により届出をします。

年　　月　　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会
認定証の番号	
変更事項の種別	１．服装に係る事項　　２．護身用具に係る事項
変更年月日	年　月　日
変更事項	新 / 旧
変更の事由	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙　当該都道府県の区域内で行おうとする機械警備業務に係る基地局で、当該都道府県の区域外に所在するもの

基地局	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
	当該区域内における機械警備業務の開始年月日	年　月　日
	機械警備業務管理者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名
		住所 電話　（　）　－　番
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

記載要領
1　※印欄には、記載しないこと。
2　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第18号（第53条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

機械警備業務開始届出書

警備業法第４０条の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
住所	電話　（　）　－　番
（フリガナ） 法人にあつては、その代表者の氏名	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会※
認定の番号	

（当該都道府県の区域内に設けようとする基地局）

基地局	名称	※
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	設置年月日	年　月　日
	機械警備業務管理者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名
		住所 電話　（　）　－　番
		生年月日　明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5
		資格者証を交付した公安委員会の名称　公安委員会※
		資格者証の番号
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

別紙　当該都道府県の区域内で行おうとする機械警備業務に係る基地局で、当該都道府県の区域外に所在するもの

基地局	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
	当該区域内における機械警備業務の開始年月日	年　月　日
	機械警備業務管理者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名
		住所 電話　（　）　－　番
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

記載要領
1　※印欄には、記載しないこと。
2　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第18号（第53条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

機械警備業務開始届出書

警備業法第４０条の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
住所	電話　（　）　－　番
（フリガナ） 法人にあつては、その代表者の氏名	
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会※
認定証の番号	

（当該都道府県の区域内に設けようとする基地局）

基地局	名称	※
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	設置年月日	年　月　日
	機械警備業務管理者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名
		住所 電話　（　）　－　番
		生年月日　明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5
		資格者証を交付した公安委員会の名称　公安委員会※
		資格者証の番号
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
待機所	名称	
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

別紙１　当該都道府県の区域内に所在する基地局の名称等に変更があった場合

※　資料区分	

変更に係る基地局	名　称	※
	所在地	電話　（　）　－　番　※

（基地局の名称又は所在地に変更があった場合）		
旧	名　称	
	所在地	

（機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合）		
旧	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	
新	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　）　－　番　※
	生年月日	明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日 1　2　3　4　5
	資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会※
	資格者証の番号	

（待機所に係る事項に変更があった場合）		
旧	名　称	
	所在地	※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
新	名　称	
	所在地	電話　（　）　－　番　※
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

（注）　待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別記様式第19号（第56条関係）

※　資料区分			
※　受理警察署		（　　署）	
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

機　械　警　備　業　務　変　更　届　出　書

警備業法第４１条の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会※
認定の番号	
変更年月日	年　月　日
変更の事由	

（認定をした公安委員会の名称又は認定の番号に変更があった場合）

旧	認定をした公安委員会の名称	公安委員会
	認定の番号	

別紙１　当該都道府県の区域内に所在する基地局の名称等に変更があった場合

※　資料区分

変更に係る基地局　名　称　※
所在地　電話　（　）　－　番　※

（基地局の名称又は所在地に変更があった場合）
旧　名　称
所在地

（機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合）
旧　（フリガナ）氏　名
住　所
新　（フリガナ）氏　名
住　所　電話　（　）　－　番　※
生年月日　明治　大正　昭和　平成　令和　年　月　日　1　2　3　4　5
資格者証を交付した公安委員会の名称　公安委員会※
資格者証の番号

（待機所に係る事項に変更があった場合）
旧　名　称
所在地　※
警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）
新　名　称
所在地　電話　（　）　－　番　※
警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）

（注）　待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別記様式第19号（第56条関係）

※　資料区分
※　受理警察署　（　　署）
※　受理番号　※　受理年月日　年　月　日

機　械　警　備　業　務　変　更　届　出　書

警備業法第４１条の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ）氏名又は名称
認定証を交付した公安委員会の名称　公安委員会※
認定の番号
変更年月日　年　月　日
変更の事由

（認定証を交付した公安委員会の名称又は認定証の番号に変更があった場合）

旧　認定証を交付した公安委員会の名称　公安委員会
　　認定証の番号

別紙３　当該都道府県の区域内で行う機械警備業務に係る基地局（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があつた場合

変更に係る基地局	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番

（基地局の名称又は所在地に変更があつた場合）		
旧	名　称	
	所在地	

（機械警備業務管理者に係る事項に変更があつた場合）		
旧	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	
新	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番

（待機所に係る事項に変更があつた場合）		
旧	名　称	
	所在地	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
新	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

（注）　待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙２　当該都道府県の区域内において基地局を設け又は廃止した場合

※　資料区分	

（基地局を設けた場合）

変更に係る基地局	名　称	※
	所在地	電話　（　　）　－　　番　※
	機械警備業務管理者	（フリガナ） 氏　名 住　所 電話　（　　）　－　　番 生年月日　明治１　大正２　昭和３　平成４　令和５　年　月　日 資格者証を交付した公安委員会の名称　公安委員会　※ 資格者証の番号
	待機所	名　称 所在地 電話　（　　）　－　　番　※ 警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）

（基地局を廃止した場合）

変更に係る基地局	名　称	※
	所在地	※

別紙３　当該都道府県の区域内で行う機械警備業務に係る基地局（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があつた場合

変更に係る基地局	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番

（基地局の名称又は所在地に変更があつた場合）		
旧	名　称	
	所在地	

（機械警備業務管理者に係る事項に変更があつた場合）		
旧	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	
新	（フリガナ） 氏　名	
	住　所	電話　（　　）　－　　番

（待機所に係る事項に変更があつた場合）		
旧	名　称	
	所在地	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	
新	名　称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

（注）　待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙２　当該都道府県の区域内において基地局を設け又は廃止した場合

※　資料区分	

（基地局を設けた場合）

変更に係る基地局	名　称	※
	所在地	電話　（　　）　－　　番　※
	機械警備業務管理者	（フリガナ） 氏　名 住　所 電話　（　　）　－　　番 生年月日　明治１　大正２　昭和３　平成４　令和５　年　月　日 資格者証を交付した公安委員会の名称　公安委員会　※ 資格者証の番号
	待機所	名　称 所在地 電話　（　　）　－　　番　※ 警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）

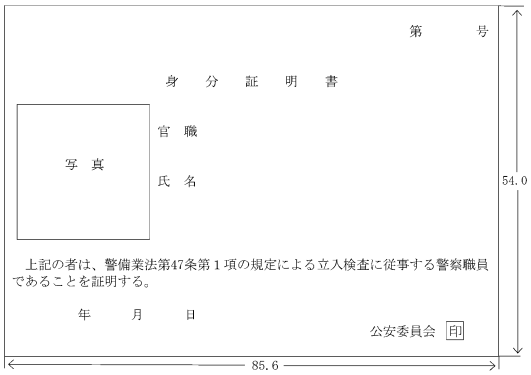
（基地局を廃止した場合）

変更に係る基地局	名　称	※
	所在地	※

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第22号（第70条関係）

（表）



（裏）

警備業法（抜粋）

（立入検査）

第38条　国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（立入検査）

第47条　公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は待機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第38条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第58条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六　略

七　第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第１項若しくは第47条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八・九　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別紙４　当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する基地局に係る機械警備業務を行い又は行わないこととなった場合

（当該機械警備業務を行うこととなった場合）

変更に係る基地局	名称		
	所在地		電話　（　　）　－　　番
	機械警備業務管理者	（ﾌﾘｶﾞﾅ）氏名	
		住所	電話　（　　）　－　　番
	待機所	名称	
		所在地	
		警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

（当該機械警備業務を行わないこととなった場合）

変更に係る基地局	名称	
	所在地	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

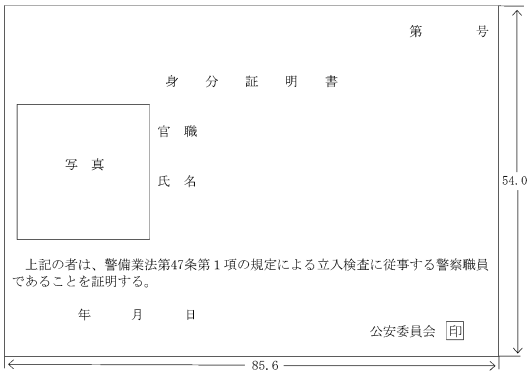
３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第22号（第70条関係）

（表）



（裏）

警備業法（抜粋）

（立入検査）

第38条　国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（立入検査）

第47条　公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は待機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第38条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第58条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～七　略

八　第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第１項若しくは第47条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九・十　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別紙４　当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する基地局に係る機械警備業務を行い又は行わないこととなった場合

（当該機械警備業務を行うこととなった場合）

変更に係る基地局	名称		
	所在地		電話　（　　）　－　　番
	機械警備業務管理者	（ﾌﾘｶﾞﾅ）氏名	
		住所	電話　（　　）　－　　番
	待機所	名称	
		所在地	
		警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）	

（当該機械警備業務を行わないこととなった場合）

変更に係る基地局	名称	
	所在地	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（探偵業の廃止等の届出） **第三条**　［１・２　略］ ３　届出事項に変更があった場合における法第四条第二項の内閣府令で定める書類は、前条第三項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものとする。 ［各号を削る。］	（探偵業の廃止等の届出） **第三条**　［１・２　同上］ ３　法第四条第二項の内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類とする。 一　営業を廃止した場合における届出書　法第四条第三項の規定により交付された書面 二　届出事項に変更があった場合における届出書　次に掲げる書類 イ　法第四条第三項の規定により交付された書面 ロ　第二条第三項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るもの
［条を削る。］	（探偵業届出証明書の交付等） **第四条**　法第四条第三項に規定する書面（以下この条において「探偵業届出証明書」という。）の様式は、別記様式第四号のとおりとする。 ２　探偵業届出証明書の交付を受けた者は、当該探偵業届出証明書を亡失し、又は当該探偵業届出証明書が滅失したときは、速やかに別記様式第五号の探偵業届出証明書再交付申請書を当該公安委員会に提出し、探偵業届出証明書の再交付を受けなければならない。 ３　前項の規定により探偵業届出証明書の再交付を受けた者は、亡失した探偵業届出証明書を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、発見し、又は回復した探偵業届出証明書を当該公安委員会に返納しなければならない。 ４　探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡したときは、その同居の親族又は法定代理人は、遅滞なく、探偵業届出証明書を当該公安委員会に返納しなければならない。
（名簿の記載事項等） **第四条**　［略］	（名簿の記載事項等） **第五条**　［同上］
（標識の様式） **第五条**　法第十二条第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第四号のとおりとする。	［条を加える。］
（標識の閲覧） **第六条**　法第十二条第二項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　常時使用する従業者の数が五人以下である場合 二　当該探偵業者が管理するウェブサイトを有していない場合 ２　法第十二条第二項の規定による公衆の閲覧は、当該探偵業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	［条を加える。］

別記様式第３号（第３条関係）

※　資料区分			
※　受理警察署		（　　署）	
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

探　偵　業　変　更　届　出　書

探偵業の業務の適正化に関する法律第４条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の商号、名称又は氏名及び住所

（フリガナ） 商号、名称又は氏名		
法第４条第１項の届出書の受理番号		
営業所	名称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
変更年月日		年　月　日
変更の事由		

（商号、名称又は氏名に変更があった場合）

旧	（フリガナ） 商号、名称又は氏名	
	法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他
新	（フリガナ） 商号、名称又は氏名	
	法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他

（住所に変更があった場合）

旧	住所	
新	住所	電話　（　　）　－　　番　※

別記様式第２号（第３条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

探　偵　業　廃　止　届　出　書

探偵業の業務の適正化に関する法律第４条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の商号、名称又は氏名及び住所

（フリガナ） 商号、名称又は氏名	
法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他
法第４条第１項の届出書の受理番号	
廃止の年月日	年　月　日
廃止の事由	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第３号（第３条関係）

※　資料区分			
※　受理警察署		（　　署）	
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

探　偵　業　変　更　届　出　書

探偵業の業務の適正化に関する法律第４条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の商号、名称又は氏名及び住所

（フリガナ） 商号、名称又は氏名		
探偵業届出証明書の番号		
営業所	名称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
変更年月日		年　月　日
変更の事由		

（商号、名称又は氏名に変更があった場合）

旧	（フリガナ） 商号、名称又は氏名	
	法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他
新	（フリガナ） 商号、名称又は氏名	
	法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他

（住所に変更があった場合）

旧	住所	
新	住所	電話　（　　）　－　　番　※

別記様式第２号（第３条関係）

※　資料区分		※　受理警察署	（　　署）
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日

探　偵　業　廃　止　届　出　書

探偵業の業務の適正化に関する法律第４条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の商号、名称又は氏名及び住所

（フリガナ） 商号、名称又は氏名	
法人等の種別	１．個人　２．株式会社　３．持分会社　４．財団法人　５．社団法人 ９．その他
探偵業届出証明書の番号	
廃止の年月日	年　月　日
廃止の事由	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙２　法人の代表者又は役員の氏名等に変更があった場合

※ 資料区分	

代表者	旧	（フリガナ） 氏名	
		住所	
		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日 1・2・3・4・5
	新	（フリガナ） 氏名	
		住所	電話　（　）　－　番　※
		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日 1・2・3・4・5　※

役員	旧	役職	1．副頭取・副理事　2．監査役　3．顧問・相談役・主任　4．理事　5．監事　9．その他
		（フリガナ） 氏名	
		住所	
		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日 1・2・3・4・5
	新	役職	1．副頭取・副理事　2．監査役　3．顧問・相談役・主任　4．理事　5．監事　9．その他
		（フリガナ） 氏名	
		住所	電話　（　）　－　番　※
		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日 1・2・3・4・5　※

（注）　役員の就任又は退任のみがあった場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

記載要領
1　※印欄には、記載しないこと。
2　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙１　営業所の名称等に変更があった場合

※ 資料区分	
※ 法第４条第１項の届出書の受理番号	
※ 受理警察署	（　署）
※ 探偵業者名	
※ 変更年月日	年　月　日

営業所	旧	名称	
		所在地	電話　（　）　－　番
		設置年月日	年　月　日
		種別	1．主たる営業所　2．その他の営業所
		広告又は宣伝をする場合に使用する名称	
	新	名称	※
		所在地	電話　（　）　－　番　※
		設置年月日	年　月　日
		種別	1．主たる営業所　2．その他の営業所
		広告又は宣伝をする場合に使用する名称	

別紙２　法人の代表者又は役員の氏名等に変更があった場合

※ 資料区分

代表者　旧　（フリガナ）氏名／住所／生年月日　明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日　1・2・3・4・5
代表者　新　（フリガナ）氏名／住所／電話　（　）　－　番　※／生年月日　明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日　1・2・3・4・5　※

役員　旧　役職　1．副頭取・副理事　2．監査役　3．顧問・相談役・主任　4．理事　5．監事　9．その他／（フリガナ）氏名／住所／生年月日　明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日　1・2・3・4・5
役員　新　役職　1．副頭取・副理事　2．監査役　3．顧問・相談役・主任　4．理事　5．監事　9．その他／（フリガナ）氏名／住所／電話　（　）　－　番　※／生年月日　明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日　1・2・3・4・5　※

（注）　役員の就任又は退任のみがあった場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

記載要領
1　※印欄には、記載しないこと。
2　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙１　営業所の名称等に変更があった場合

※ 資料区分
※ 探偵業届出証明書の番号
※ 受理警察署　（　署）
※ 探偵業者名
※ 変更年月日　年　月　日

営業所　旧　名称／所在地／電話　（　）　－　番／設置年月日　年　月　日／種別　1．主たる営業所　2．その他の営業所／広告又は宣伝をする場合に使用する名称
営業所　新　名称　※／所在地／電話　（　）　－　番　※／設置年月日　年　月　日／種別　1．主たる営業所　2．その他の営業所／広告又は宣伝をする場合に使用する名称

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［様式を削る。］

別記様式第４号（第５条関係）

探偵業者

届出書を提出した公安委員会	公安委員会
届出書の受理番号	第　　号
届出書を提出した年月日	年　　月　　日
商号、名称又は氏名	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業所の種別	
広告又は宣伝をする場合に使用する名称	

記載要領　１　本様式中届出書とは法第４条第１項の届出書をいう。
　　２　営業所の所在地欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
備　考　１　文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
　　２　標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第５号（第４条関係）

※　受理警察署		（　　署）	
※　受理番号		※　受理年月日	年　月　日
※　再交付年月日	年　月　日		

探偵業届出証明書再交付申請書

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則第４条第２項の規定により探偵業届出証明書の再交付を申請します。

年　　月　　日

公安委員会　殿

申請者の商号、名称又は氏名及び住所

（フリガナ） 商号、名称又は氏名		
営業所	名称	
	所在地	電話　（　　）　－　　番
探偵業届出証明書の番号		
再交付を申請する事由		

記載要領
　１　※印欄には、記載しないこと。
　２　「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
　３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
備考
　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第４号（第４条関係）

第　　号

探偵業届出証明書

下記の探偵業については、　　年　　月　　日付けで探偵業の業務の適正化に関する法律第４条第１項／第２項の規定により届出書を提出したことを証明する。

法第４条第１項の届出書を提出した年月日（当該届出書の提出に係る探偵業届出証明書の番号）　　年　　月　　日（第　　号）

商号、名称又は氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

営業所の名称

営業所の所在地

営業所の種別

広告又は宣伝をする場合に使用する名称

年　　月　　日

公安委員会　印

備考
　１　「営業所の所在地」欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
　２　不要の文字は、横線で消すこと。
　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第一条中質屋営業法施行規則第十六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正前の様式（第二条の規定による改正前の警備業法施行規則別記様式第二号及び第三条の規定による改正前の探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則別記様式第四号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第七号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第二十二号）の施行に伴い、金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（預金者等に対する情報の提供） **第十三条の三**　［略］ ［２～４　略］ ５　銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行うときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。 （契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第十四条の十一の二十五**　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～三　略］ 四　一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第十四条の十一の二十七第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合 五　［略］ ［２～５　略］	（預金者等に対する情報の提供） **第十三条の三**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行うときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。 （契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第十四条の十一の二十五**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第十四条の十一の二十七第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合 五　［同上］ ［２～５　同上］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十九　契約締結時交付書面に係る法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

［2～4　略］

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三　［略］

2　法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～三の四　略］

三の五　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第三十四条の四十八第一項において「保険媒介業務」という。）

［四～三十九　略］

［3～6　略］

（銀行代理業の許可の審査）

第三十四条の三十七　金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　略］

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ～ハ　略］

ニ　次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。ヘ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

［(1)～(9)　略］

(10)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。ヘにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十九　［同上］

［一～三　同上］

四　一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

［2～4　同上］

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三　［同上］

2　［同上］

［一～三の四　同上］

三の五　金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第三十四条の四十八第一項において「保険媒介業務」という。）

［四～三十九　同上］

［3～6　同上］

（銀行代理業の許可の審査）

第三十四条の三十七　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

［(1)～(9)　同上］

(10)　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。ヘにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

⑾　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている⑴から⑽までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

［⑴～⑼　略］

⑽　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

⑾　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

⑾　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている⑴から⑽までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　［同上］

［⑴～⑼　同上］

⑽　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

⑾　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

［五～七　略］

（銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第三十四条の四十四　第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十四第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十三条の三第五項中「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該銀行代理業者の所属銀行」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第三十四条の四十五　銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

［2～4　略］

（変更の届出を要しない場合等）

第三十四条の六十四の七　［略］

2　法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決済等代行業者（法第五十二条の六十の八第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。以下同じ。）は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3　［略］

（利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第三十四条の六十四の二十五　法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代行業を営んでいる者（法第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をした電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第三項の規定による届出をした金融サービス

チ　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

［五～七　同上］

（銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第三十四条の四十四　第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十四第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十三条の三第五項中「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該銀行代理業者の所属銀行」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第三十四条の四十五　銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

［2～4　同上］

（変更の届出を要しない場合等）

第三十四条の六十四の七　［同上］

2　法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決済等代行業者（法第五十二条の六十の八第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。以下同じ。）は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3　［同上］

（利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第三十四条の六十四の二十五　［同上］

一　法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代行業を営んでいる者（法第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をした電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者である者を除

仲介業者である者を除く。）を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

［一・三　略］

別表第三（第三十四条の六十一関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］	［略］	一　［略］ 二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金庫の子会社の範囲等） **第六十四条**　［略］ 2　［略］ 3　法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 ［一～三の四　略］ 三の五　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第百五十四条第一項において「保険媒介業務」という。） ［四～三十九　略］ ［4～10　略］	（金庫の子会社の範囲等） **第六十四条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ ［一～三の四　同上］ 三の五　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第百五十四条第一項において「保険媒介業務」という。） ［四～三十九　同上］ ［4～10　同上］

仲介業者である者を除く。）を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

［一・三　同上］

別表第三（第三十四条の六十一関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］	［同上］	一　［同上］ 二　金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき

（金庫との間の契約に定めなければならない事項）

第九十九条の四　法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の三の二第二項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる信用金庫電子決済等取扱業者及び法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。第九十九条の十六及び第百七十条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第九十九条の八、第百七十条の二の八第二項、第百七十条の二の九及び第百七十条の二の十において同じ。）を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2　［略］

（預金者等に対する情報の提供）

第百二条　［略］

［2～4　略］

5　金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行つたときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（信用金庫代理業の許可の審査）

第百四十三条　金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　略］

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ～ハ　略］

ニ　次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。ヘ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

［(1)～(9)　略］

（金庫との間の契約に定めなければならない事項）

第九十九条の四　法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の三の二第二項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる信用金庫電子決済等取扱業者及び法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。第九十九条の十六及び第百七十条の二の十八第一号において同じ。）が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第九十九条の八、第百七十条の二の八第二項、第百七十条の二の九及び第百七十条の二の十において同じ。）を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2　［同上］

（預金者等に対する情報の提供）

第百二条　［同上］

［2～4　同上］

5　金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行つたときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（信用金庫代理業の許可の審査）

第百四十三条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

［(1)～(9)　同上］

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十五条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十五条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

［(1)～(9)　略］

(10)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11)　法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ　法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

［五～七　略］

（信用金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第百五十条　第百二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第百二条第五項中「当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該信用金庫代理業者の所属信用金庫」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第百五十一条　信用金庫代理業者（法第八十五条の二の二に規定する金庫等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第百四条第一項及び第二項の規定を準用する。

［2～4　略］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百七十条の二十三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しな

ト　［同上］

［(1)～(9)　同上］

(10)　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11)　法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ　法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

［五～七　同上］

（信用金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第百五十条　第百二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第百二条第五項中「当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該信用金庫代理業者の所属信用金庫」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第百五十一条　信用金庫代理業者（法第八十五条の二の二に規定する金庫等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第百四条第一項及び第二項の規定を準用する。

［2～4　同上］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百七十条の二十三　［同上］

［一～三　同上］

四　一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該金庫、当該

ければならない場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者、当該信用金庫電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第百七十条の二十五第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付しているとき。

五　［略］

［２～５　略］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百七十条の二十七　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者、当該信用金庫電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

［２～４　略］

別表第三（第百六十七条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］	［略］	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	一　［略］ 二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

信用金庫代理業者、当該信用金庫電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第百七十条の二十五第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。））を交付しているとき。

五　［同上］

［２～５　同上］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百七十条の二十七　［同上］

［一～三　同上］

四　一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者、当該信用金庫電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

［２～４　同上］

別表第三（第百六十七条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］	［同上］	金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	一　［同上］ 二　金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（貸金業法施行規則の一部改正）

第三条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不正な行為等をするおそれがあると認められる者） **第五条の三**　法第六条第一項第七号及び第二十四条の二十七第一項第八号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号若しくは第五号の規定による届出をした者（解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項各号（第二号から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第五号及び第十二条の二第三項において同じ。）の種別に係るものに限る。次号において同じ。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡について相当の理由がある者を除く。）であつて、これらの届出の日から五年を経過しないもの 二　法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第二号、第四号若しくは第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項各号（第二号から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号、第五号若しくは第七号の規定による届出をした法人（金融サービス仲介業の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡、合併又は解散について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者であつて、これらの通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日（金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。第十二条の二第三項及び第十三条第十六項において同じ。）にあつては分割又は事業の全部の譲渡の日を含む。）までの間にその地位にあつたものでこれらの届出の日から五年を経過しないもの	（不正な行為等をするおそれがあると認められる者） **第五条の三**　［同上］ 一　法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号若しくは第五号の規定による届出をした者（解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項各号（第二号から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第五号及び第十二条の二第三項において同じ。）の種別に係るものに限る。次号において同じ。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡について相当の理由がある者を除く。）であつて、これらの届出の日から五年を経過しないもの 二　法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第二号、第四号若しくは第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項各号（第二号から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号、第五号若しくは第七号の規定による届出をした法人（金融サービス仲介業の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡、合併又は解散について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者であつて、これらの通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日（金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。第十二条の二第三項及び第十三条第十六項において同じ。）にあつては分割又は事業の全部の譲渡の日を含む。）までの間にその地位にあつたものでこれらの届出の日から五年を経過しないもの

三　法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員（同項に規定する役員をいう。）又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員（同法第十五条第一号ソに規定する役員をいう。）であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

四　法第二十四条の六の四第二項に該当するとして役員（同項に規定する役員をいう。）の解任を命ずる処分又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）に該当するとして役員（同法第十五条第一号ソに規定する役員をいう。）の解任を命ずる処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日からこれらの処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に退任したこれらの命令により解任されるべきとされた者（退任について相当の理由がある者を除く。）で当該退任の日から五年を経過しない者

（廃業等の届出）

第十条　法第十条第一項の規定による届出を金融庁長官にしようとする者は、別紙様式第六号により作成した廃業等届出書（次項において単に「廃業等届出書」という。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、同条第二項に規定する登録をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合　同法第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

2　［略］

（契約締結前の書面の交付）

第十二条の二　［略］

2　［略］

3　一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者（貸金業貸付媒介業務を行う者に限る。第十三条第十六項において同じ。）が当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に対し金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十二条において準用する法第十六条の二第一項又は第二項の規定により第一項各号又は前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは、貸金業者（顧客との間で当該貸付けに係る契約を締結する者に限る。第十三条第十六項において同じ。）は、前二項の規定にかかわらず、法第十六条の二第一項又は第二項に規定する書面に第一項各号及び前項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

［4～9　略］

（契約締結時の書面の交付）

第十三条　［略］

［2～15　略］

16　一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者が当該貸付けに係る契約の相手方に対し金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十二条において準用する法第十七条第一項、第二項又は第五項の規定により第一項各号又は第三項各号に掲げる事項

三　法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員（同項に規定する役員をいう。）又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員（同法第十五条第一号ソに規定する役員をいう。）であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

四　法第二十四条の六の四第二項に該当するとして役員（同項に規定する役員をいう。）の解任を命ずる処分又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）に該当するとして役員（同法第十五条第一号ソに規定する役員をいう。）の解任を命ずる処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日からこれらの処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に退任したこれらの命令により解任されるべきとされた者（退任について相当の理由がある者を除く。）で当該退任の日から五年を経過しない者

（廃業等の届出）

第十条　［同上］

［一～四　同上］

五　金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合　同法第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

2　［同上］

（契約締結前の書面の交付）

第十二条の二　［同上］

2　［同上］

3　一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者（貸金業貸付媒介業務を行う者に限る。第十三条第十六項において同じ。）が当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に対し金融サービスの提供に関する法律第三十二条において準用する法第十六条の二第一項又は第二項の規定により第一項各号又は前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは、貸金業者（顧客との間で当該貸付けに係る契約を締結する者に限る。第十三条第十六項において同じ。）は、前二項の規定にかかわらず、法第十六条の二第一項又は第二項に規定する書面に第一項各号及び前項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

［4～9　同上］

（契約締結時の書面の交付）

第十三条　［同上］

［2～15　同上］

16　一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者が当該貸付けに係る契約の相手方に対し金融サービスの提供に関する法律第三十二条において準用する法第十七条第一項、第二項又は第五項の規定により第一項各号又は第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付

を記載した書面を交付したときは、貸金業者は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、法第十七条第一項、第二項又は第五項に規定する書面に第一項各号及び第三項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

［17～19　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第四条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（検査をするときに携帯すべき証票の様式） **第一条**　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十六条第三項及び第四十九条第三項、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証票又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　次に掲げる法律の規定による検査　別紙様式第一 ［イ～ニ　略］ ホ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定 ［ヘ・ト　略］ 二　［略］ （犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票の様式） **第二条**　金融商品取引法第二百十四条（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式第二による。	（検査をするときに携帯すべき証票の様式） **第一条**　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十六条第三項及び第四十九条第三項、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証票又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　金融サービスの提供に関する法律第三十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定 ［ヘ・ト　同上］ 二　［同上］ （犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票の様式） **第二条**　金融商品取引法第二百十四条（金融サービスの提供に関する法律第百二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（金融サービスの提供に関する法律第百二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式第二による。

別紙様式第二

（委　員　会　用）

裏

［略］

表

第　　号

犯　則　事　件　調　査　証　票

職名（又は官職）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。

令和　　年　　月　　日

証券取引等監視委員会　印

（財務局又は福岡財務支局用）

裏

［略］

表

第　　号

犯　則　事　件　調　査　証　票

職名（又は官職）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。

令和　　年　　月　　日

財務局長又は福岡財務支局長　印

（備考）　［略］

別紙様式第二

（委　員　会　用）

裏

［同左］

表

第　　号

犯　則　事　件　調　査　証　票

職名（又は官職）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）、金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。

令和　　年　　月　　日

証券取引等監視委員会　印

（財務局又は福岡財務支局用）

裏

［同左］

表

第　　号

犯　則　事　件　調　査　証　票

職名（又は官職）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）、金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。

令和　　年　　月　　日

財務局長又は福岡財務支局長　印

（備考）　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第五条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第百八十五条の五並びに第百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百三十七条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 ［一～四十　略］ 四十一　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条第三項、第四十九条第三項及び第七十条第三項 ［2～4　略］	1　次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第百八十五条の五並びに第百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 ［一～四十　同上］ 四十一　金融サービスの提供に関する法律第三十六条第三項、第四十九条第三項及び第七十条第三項 ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信用協同組合等の子会社の範囲等） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 ［一～三の四　略］ 三の五　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第九十四条第一項において「保険媒介業務」という。） ［四～三十九　略］ ［4～10　略］	（信用協同組合等の子会社の範囲等） **第四条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ ［一～三の四　同上］ 三の五　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第九十四条第一項において「保険媒介業務」という。） ［四～三十九　同上］ ［4～10　同上］

（預金者等に対する情報の提供）

第四十一条　［略］

［2～4　略］

5　信用協同組合等は、一の預金等に係る契約の締結について、当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）、当該信用協同組合等を委託信用協同組合（法第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条　金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があった場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　略］

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ～ハ　略］

ニ　次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。ヘ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

［(1)～(9)　略］

(10)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。ヘにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11)　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

（預金者等に対する情報の提供）

第四十一条　［同上］

［2～4　同上］

5　信用協同組合等は、一の預金等に係る契約の締結について、当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）、当該信用協同組合等を委託信用協同組合（法第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

［(1)～(9)　同上］

(10)　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。ヘにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11)　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあっては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　次に掲げる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者

［(1)～(9)　略］

(10)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11)　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

［五～七　略］

（信用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第九十条　第四十一条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用協同組合代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第四十一条第五項中「当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理

ホ　銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあっては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　［同上］

［(1)～(9)　同上］

(10)　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11)　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

［五～七　同上］

（信用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第九十条　第四十一条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用協同組合代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第四十一条第五項中「当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理

業者をいう。以下同じ。）、当該信用協同組合等を委託信用協同組合（法第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該信用協同組合代理業者（法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。）の所属信用協同組合（同項に規定する所属信用協同組合をいう。）」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第九十一条　信用協同組合代理業者（法第六条の四に規定する信用組合等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第四十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

［２～４　略］

（信用協同組合等との間の契約に定めなければならない事項）

第百十条の四　法第六条の五の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用協同組合電子決済等代行業者（同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の四の四第二項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者及び法第六条の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第百十条の十六及び第百十条の三十四第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第百十条の八、第百十条の二十四第二項、第百十条の二十五及び第百十条の二十六において同じ。）を受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項とする。

２　［略］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の五十六　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者、当該信用協同組合等を委託信用協同組合とする信用協同組合電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定）により

業者をいう。以下同じ。）、当該信用協同組合等を委託信用協同組合（法第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該信用協同組合代理業者（法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。）の所属信用協同組合（同項に規定する所属信用協同組合をいう。）」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第九十一条　信用協同組合代理業者（法第六条の四に規定する信用組合等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第四十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

［２～４　同上］

（信用協同組合等との間の契約に定めなければならない事項）

第百十条の四　法第六条の五の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用協同組合電子決済等代行業者（同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の四の四第二項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者及び法第六条の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第百十条の十六及び第百十条の三十四第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第百十条の八、第百十条の二十四第二項、第百十条の二十五及び第百十条の二十六において同じ。）を受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項とする。

２　［同上］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の五十六　［同上］

［一～三　同上］

四　一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者、当該信用協同組合等を委託信用協同組合とする信用協同組合電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締

当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第百十条の五十八第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。））を交付しているとき。

五　［略］

［２～５　略］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の六十　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者、当該信用協同組合等を委託信用協同組合とする信用協同組合電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

［２～４　略］

別表第三（第百七条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］	［略］	一　［略］ 二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

結前交付書面（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第百十条の五十八第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。））を交付しているとき。

五　［同上］

［２～５　同上］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の六十　［同上］

［一～三　同上］

四　一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者、当該信用協同組合等を委託信用協同組合とする信用協同組合電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

［２～４　同上］

別表第三（第百七条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］	［同上］	一　［同上］ 二　金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（保険業法施行規則の一部改正）

第七条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務の代理又は事務の代行） **第五十一条**　法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 三　銀行代理業等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業及び預金等媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七第二項において同じ。）をいう。第百四十一条第三号及び第二百三十四条第一項第十八号において同じ。） ［三の二～七　略］ （保険会社の子会社の範囲等） **第五十六条の二**　［略］ ２　法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 二の二　保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。） ［三～四十七　略］ ［３～６　略］ （情報の提供） **第二百二十七条の二**　［略］ ［２～７　略］ ８　一の保険契約の締結又は団体保険に係る保険契約への加入について、保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人、保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（保険媒介業務を行う者に限る。以下この項において同じ。）若しくはその役員若しくは使用人（同法第七十四条の規定による届出が行われているものに限る。以下この項において同じ。）が法第二百九十四条第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により保険契約者及び被保険者に対し情報の提供を行わなければならない場合において、いずれか一の者が第三項各号（第四号を除く。）に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、他の者（金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人を除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該保険契約者及び被保険者に対し、同項各号（第四号を除く。）に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。 ［９・10　略］	（業務の代理又は事務の代行） **第五十一条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　銀行代理業等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業及び預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七第二項において同じ。）をいう。第百四十一条第三号及び第二百三十四条第一項第十八号において同じ。） ［三の二～七　同上］ （保険会社の子会社の範囲等） **第五十六条の二**　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 二の二　保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。） ［三～四十七　同上］ ［３～６　同上］ （情報の提供） **第二百二十七条の二**　［同上］ ［２～７　同上］ ８　一の保険契約の締結又は団体保険に係る保険契約への加入について、保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人、保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（保険媒介業務を行う者に限る。以下この項において同じ。）若しくはその役員若しくは使用人（同法第七十四条の規定による届出が行われているものに限る。以下この項において同じ。）が法第二百九十四条第一項（金融サービスの提供に関する法律第三十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により保険契約者及び被保険者に対し情報の提供を行わなければならない場合において、いずれか一の者が第三項各号（第四号を除く。）に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、他の者（金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人を除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該保険契約者及び被保険者に対し、同項各号（第四号を除く。）に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。 ［９・10　同上］

別紙様式第19号（第215条第１項第２号関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

住　　所
氏　　名
（届出に係る者との関係　　）

廃　業　等　届　出　書

保険業法第280条第１項第２号から第７号までの一に該当することとなりましたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登　録　番　号	第　　号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年　　月　　日
事　　由 〔該当に○〕	〔　〕業務廃止（保険業法第280条第１項第２号） 〔　〕死　　亡（保険業法第280条第１項第３号） 〔　〕破　　産（保険業法第280条第１項第４号） 〔　〕合併による消滅（保険業法第280条第１項第５号） 〔　〕解　　散（保険業法第280条第１項第６号） 〔　〕金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）第12条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第16条第１項の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）（保険業法第280条第１項第７号）

（記載上の注意）

［略］

別紙様式第23号（第220条第１項第２号関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　　―　　）
住　　所
電話番号（　　）　　―
氏　　名
（届出に係る者との関係）

別紙様式第19号（第215条第１項第２号関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

住　　所
氏　　名
（届出に係る者との関係　　）

廃　業　等　届　出　書

保険業法第280条第１項第２号から第７号までの一に該当することとなりましたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登　録　番　号	第　　号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年　　月　　日
事　　由 〔該当に○〕	〔　〕業務廃止（保険業法第280条第１項第２号） 〔　〕死　　亡（保険業法第280条第１項第３号） 〔　〕破　　産（保険業法第280条第１項第４号） 〔　〕合併による消滅（保険業法第280条第１項第５号） 〔　〕解　　散（保険業法第280条第１項第６号） 〔　〕金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号）第12条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第16条第１項の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）（保険業法第280条第１項第７号）

（記載上の注意）

［同左］

別紙様式第23号（第220条第１項第２号関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　　―　　）
住　　所
電話番号（　　）　　―
氏　　名
（届出に係る者との関係）

廃　業　等　届　出　書

保険業法第290条第１項第２号から第７号までの一に該当することとなりましたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	第　　号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年　　月　　日
事由［該当に○］	［　］業務廃止（保険業法第290条第１項第２号） ［　］死亡（保険業法第290条第１項第３号） ［　］破産（保険業法第290条第１項第４号） ［　］合併による消滅（保険業法第290条第１項第５号） ［　］解散（保険業法第290条第１項第６号） ［　］金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）第12条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第16条第１項の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）（保険業法第290条第１項第７号）

（記載上の注意）

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者） **第百六十四条**　法第百条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。 ［一～七　略］ 八　当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等、金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの 九　［略］	（監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者） **第百六十四条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等、金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの 九　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

廃　業　等　届　出　書

保険業法第290条第１項第２号から第７号までの一に該当することとなりましたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	第　　号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年　　月　　日
事由［該当に○］	［　］業務廃止（保険業法第290条第１項第２号） ［　］死亡（保険業法第290条第１項第３号） ［　］破産（保険業法第290条第１項第４号） ［　］合併による消滅（保険業法第290条第１項第５号） ［　］解散（保険業法第290条第１項第６号） ［　］金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号）第12条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第16条第１項の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）（保険業法第290条第１項第７号）

（記載上の注意）

［同左］

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	**別表第一**（第三条関係）
［略］	［同上］
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）	金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）
［略］	［同上］
［略］	［同上］
別表第二（第四条関係）	**別表第二**（第四条関係）
［略］	［同上］
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービスの提供に関する法律
［略］	［同上］
［略］	［同上］
別表第三（第五条関係）	**別表第三**（第五条関係）
［略］	［同上］
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービスの提供に関する法律
［略］	［同上］
［略］	［同上］
別表第四（第八条関係）	**別表第四**（第八条関係）
［略］	［同上］
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービスの提供に関する法律
［略］	［同上］
［略］	［同上］
別表第五（第十条関係）	**別表第五**（第十条関係）
［略］	［同上］
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービスの提供に関する法律
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ 2　［略］ 3　この府令（第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～三十六　略］ 三十七　金融商品仲介行為　法第六十六条の十一に規定する金融商品仲介行為（金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）にあっては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項各号に掲げる行為）をいう。 ［三十八～五十　略］ 4　［略］ （届出業務） **第六十八条**　法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 ［一～四　略］ 五　保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集に係る業務又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務 ［六～十二　略］ 十三　金融機関代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。） ［十四～二十四　略］ （有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項） **第八十三条**　［略］ 2　一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の三第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十七条の三第一項に規定する書面。以下この項	（定義） **第一条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ ［一～三十六　同上］ 三十七　金融商品仲介行為　法第六十六条の十一に規定する金融商品仲介行為（金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）にあっては、金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項各号に掲げる行為）をいう。 ［三十八～五十　同上］ 4　［同上］ （届出業務） **第六十八条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集に係る業務又は金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務 ［六～十二　同上］ 十三　金融機関代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業又は金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。） ［十四～二十四　同上］ （有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項） **第八十三条**　［同上］ 2　一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の三第一項（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十七条の三第一項に規定する書面。以下この項において同じ。）を交付しなければならない場

において同じ。）を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

３　［略］

（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）

第百条　［略］

２　一の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について二以上の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の四第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十七条の四第一項に規定する書面。以下この項において同じ。）を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

３　［略］

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条　法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～六　略］

七　有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

［イ～ハ　略］

ニ　当該金融商品取引業者の親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する所属組合、農林中央金庫又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する相手方金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であって、次の⑴若しくは⑵に掲げる情報を受領する場合又は次の⑶若しくは⑷に掲げる情報を提供する場合

⑴～⑷　略

［ホ～ヌ　略］

［八～十五　略］

［２～４　略］

において、いずれか一の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

３　［同上］

（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）

第百条　［同上］

２　一の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について二以上の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の四第一項（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十七条の四第一項に規定する書面。以下この項において同じ。）を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

３　［同上］

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条　［同上］

［一～六　同上］

七　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　当該金融商品取引業者の親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する所属組合、農林中央金庫又は金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する相手方金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であって、次の⑴若しくは⑵に掲げる情報を受領する場合又は次の⑶若しくは⑷に掲げる情報を提供する場合

⑴～⑷　同上

［ホ～ヌ　同上］

［八～十五　同上］

［２～４　同上］

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条　金融商品取引業者にあっては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ、第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）若しくは第四号（二に係る部分を除く。）又は次号イに該当することとなった場合

［二～十五　略］

（登録金融機関が休止等の届出を行う場合）

第二百条　登録金融機関にあっては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第三十三条の五第一項第一号（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第二号に該当することとなった場合

［二～十一　略］

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条　法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～七　略］

八　第百九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合　次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

イ　金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二百二十一条第二号及び第二百三十二条の五第二号を除き、以下「登録等」という。）又は法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

(2)～(4)　略

ロ　［略］

ハ　金融商品取引業者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)～(5)　略

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条　［同上］

一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ、第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）若しくは第四号（二に係る部分を除く。）又は次号イに該当することとなった場合

［二～十五　同上］

（登録金融機関が休止等の届出を行う場合）

第二百条　［同上］

一　法第三十三条の五第一項第一号（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第二号に該当することとなった場合

［二～十一　同上］

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条　［同上］

［一～七　同上］

八　［同上］

イ　金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二百二十一条第二号及び第二百三十二条の五第二号を除き、以下「登録等」という。）又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

(2)～(4)　同上

ロ　［同上］

ハ　［同上］

(1)～(5)　同上

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

［二～ヘ　略］

九　第百九十九条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

［十～十九　略］

二十　第百九十九条第十一号ハに該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

ロ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)・(2)　略］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［(4)～(9)　略］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

［二～ヘ　同上］

九　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

［十～十九　同上］

二十　［同上］

イ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

ロ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［(4)～(9)　同上］

⑽　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

⑾　［略］

ハ　［略］

［二十一～二十七　略］

（届出書に添付すべき書類）

第二百二条　法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等（第三号において「届出者」という。）は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　第百九十九条第一号に該当する場合　次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

イ　金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

［(1)・(2)　略］

［ロ～ニ　略］

［八～十九　略］

（廃業等の届出）

第二百四条　［略］

２　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　法第五十条の二第一項第八号に該当する場合　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面の写し

（合併等の届出）

第二百八条の三十一　法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

［一・二　略］

⑽　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

⑾　［同上］

ハ　［同上］

［二十一～二十七　同上］

（届出書に添付すべき書類）

第二百二条　［同上］

［一～六　同上］

七　［同上］

イ　金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

［(1)・(2)　同上］

［ロ～ニ　同上］

［八～十九　同上］

（廃業等の届出）

第二百四条　［同上］

２　［同上］

［一～六　同上］

七　法第五十条の二第一項第八号に該当する場合　金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面の写し

（合併等の届出）

第二百八条の三十一　［同上］

［一・二　同上］

三　次条第一号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合　次に掲げる事項

(1)　法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

(2)～(4)　略

ロ　［略］

四　次条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

［五～十　略］

十一　次条第九号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった場合　次に定める事項

(1)～(5)　略

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

ロ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった場合　次に掲げる事項

(1)・(2)　略

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(4)～(9)　略

三　［同上］

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合　次に掲げる事項

(1)　法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

(2)～(4)　同上

ロ　［同上］

四　［同上］

ヘ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

［五～十　同上］

十一　［同上］

イ　［同上］

(1)～(5)　同上

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

ロ　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(4)～(9)　同上

⑽　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

⑾　［略］

［十二～十八　略］

２　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　次条第一号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合　次に掲げる書類

［⑴・⑵　略］

ロ　［略］

［四～十　略］

（合併等の届出を行う場合）

第二百八条の三十二　法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

［二～十二　略］

（変更の届出を要する場合）

第二百二十三条　法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

六　法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ニからヘまで、ト（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合

［七～十二　略］

（変更の届出を要する場合）

第二百三十二条の八　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

⑽　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

⑾　［同上］

［十二～十八　同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合　次に掲げる書類

［⑴・⑵　同上］

ロ　［同上］

［四～十　同上］

（合併等の届出を行う場合）

第二百八条の三十二　［同上］

一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

［二～十二　同上］

（変更の届出を要する場合）

第二百二十三条　［同上］

［一～五　同上］

六　法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ニからヘまで、ト（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合

［七～十二　同上］

（変更の届出を要する場合）

第二百三十二条の八　［同上］

［一～五　同上］

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

六　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合

［七～十一　略］

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二　法第六十三条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

［二～七　略］

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条　法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　前条第一号に該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

［(2)～(4)　略］

ロ　［略］

ハ　第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

六　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合

［七～十一　同上］

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二　［同上］

一　第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

［二～七　同上］

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

［(2)～(4)　同上］

ロ　［同上］

ハ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

四　前条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

［五～九　略］

2　［略］

（特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十二条の二　法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　第二百四十一条の二第一号に該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ　特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2)　略

［ロ・ハ　略］

［二～四　略］

2　［略］

（海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十六条の二十三　法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法人にあっては、次に掲げる場合

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

［ロ～ニ　略］

二　個人にあっては、次に掲げる場合

イ　第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

ロ　［略］

［三～七　略］

四　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

［五～九　同上］

2　［同上］

（特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十二条の二　［同上］

一　［同上］

イ　特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2)　同上］

［ロ・ハ　同上］

［二～四　同上］

2　［同上］

（海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十六条の二十三　［同上］

一　［同上］

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

［ロ～ニ　同上］

二　［同上］

イ　第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

ロ　［同上］

［三～七　同上］

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十六条の二十四　法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　前条第一号イ又は第二号イに該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該海外投資家等特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該海外投資家等特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

［(2)～(4)　略］

ロ　［略］

ハ　個人である海外投資家等特例業務届出者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(3)において同じ。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(4)　略］

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6)　［略］

四　前条第一号ロ又は第二号ロに該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十六条の二十四　［同上］

三　［同上］

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該海外投資家等特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該海外投資家等特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

［(2)～(4)　同上］

ロ　［同上］

ハ　［同上］

［(1)～(4)　同上］

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6)　［同上］

四　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

五　［略］

六　前条第一号二に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

ロ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)・(2)　略］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［(4)～(9)　略］

(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11)　［略］

［七～十　略］

2　［略］

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十六条の二十五　法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

五　［同上］

六　［同上］

イ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

ロ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［(4)～(9)　同上］

(10)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11)　［同上］

［七～十　同上］

2　［同上］

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十六条の二十五　［同上］

一　第二百四十六条の二十三第一号イ又は第二号イに該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2)　略

ロ・ハ　略

二～六　略

2　略

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条　［略］

2　法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一～四　略

五　法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合に限る。）　次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

六・七　略

3・4　略

（金融商品仲介業者の廃業等の届出）

第二百八十六条　［略］

2　法第六十六条の十九第一項の規定により届出を行う者は、前項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一～六　略

七　法第六十六条の十九第一項第六号に該当する場合　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面の写し

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条　［略］

2　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一～四　略

一　［同上］

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2)　同上

ロ・ハ　同上

二～六　同上

2　［同上］

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条　［同上］

2　［同上］

一～四　同上

五　［同上］

イ　［同上］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

六・七　同上

3・4　同上

（金融商品仲介業者の廃業等の届出）

第二百八十六条　［同上］

2　［同上］

一～六　同上

七　法第六十六条の十九第一項第六号に該当する場合　金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面の写し

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条　［同上］

2　［同上］

一～四　同上

五　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合に限る。）　次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［六・七　略］

［3・4　略］

（開始等の届出を行う場合）

第三百四十一条　法第六十六条の六十第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第六十六条の五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）若しくはロ若しくは第七号又は次号イに該当することとなった場合

［二～八　略］

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条　法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　前条第一号に該当する場合　次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項

イ　高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

［(2)～(4)　略］

［ロ～ニ　略］

ホ　高速取引行為者が前条第二号イ又は法第六十六条の五十三第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。

五　［同上］

イ　［同上］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［六・七　同上］

［3・4　同上］

（開始等の届出を行う場合）

第三百四十一条　［同上］

一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第六十六条の五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）若しくはロ若しくは第七号又は次号イに該当することとなった場合

［二～八　同上］

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

イ　高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

［(2)～(4)　同上］

［ロ～ニ　同上］

ホ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。

次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

［へ・ト　略］

五　前条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

［六～十一　略］

2　［略］

（届出書に添付すべき書類）

第三百四十三条　法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、前条第一項の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　第三百四十一条第一号に該当する場合　次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる書類

イ　高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

［(1)・(2)　略］

［ロ～ホ　略］

［四～七　略］

2　［略］

附　則

（移行期間特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第五十条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合（法附則第三条の三第七項において準用する場合にあっては、第八号に掲げる場合を除く。）とする。

一　法人にあっては、次に掲げる場合

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

［ロ～ニ　略］

次号へにおいて同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

［へ・ト　同上］

五　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

［六～十一　同上］

2　［同上］

（届出書に添付すべき書類）

第三百四十三条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

［(1)・(2)　同上］

［ロ～ホ　同上］

［四～七　同上］

2　［同上］

附　則

（移行期間特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第五十条　［同上］

一　［同上］

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

［ロ～ニ　同上］

二　個人にあっては、次に掲げる場合
イ　第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）に該当することとなった場合
ロ　［略］
［三～八　略］
九　法附則第三条の三第七項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる場合
イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合
［ロ～ヌ　略］
（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出）
第五十一条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。
［一・二　略］
三　前条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項
イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者（前条第九号イに該当する場合にあっては、当該外国投資運用業者。(1)において同じ。）が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容
［(2)～(4)　略］
ロ　［略］
ハ　個人である移行期間特例業務届出者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(3)において同じ。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
［(1)～(4)　略］
(5)　法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下こ

二　［同上］
イ　第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）に該当することとなった場合
ロ　［同上］
［三～八　同上］
九　［同上］
イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合
［ロ～ヌ　同上］
（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出）
第五十一条　［同上］
［一・二　同上］
三　［同上］
イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者（前条第九号イに該当する場合にあっては、当該外国投資運用業者。(1)において同じ。）が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容
［(2)～(4)　同上］
ロ　［同上］
ハ　［同上］
［(1)～(4)　同上］
(5)　法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下こ

の条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6)　［略］

四　前条第一号ロ、第二号ロ又は第九号ロに該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

五　［略］

六　前条第一号ニ又は第九号ニに該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

(1)～(5)　略

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

ロ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

(1)・(2)　略

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(4)～(9)　略

の条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6)　［同上］

四　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

イ　［同上］

(1)～(5)　同上

(6)　当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

ロ　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(4)～(9)　同上

⑽　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由	⑽　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由
⑾　［略］	⑾　［同上］
［七～十一　略］	［七～十一　同上］
2　［略］	2　［同上］
（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）	（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）
第五十二条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。	**第五十二条**　［同上］
一　附則第五十条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類	一　［同上］
イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類	イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同上］
［ロ・ハ　略］	［ロ・ハ　同上］
［二～七　略］	［二～七　同上］
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（特定金融指標算出者に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務規程の記載事項）	（業務規程の記載事項）
第九条　法第百五十六条の八十七第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。	**第九条**　［同上］
［一～九　略］	［一～九　同上］
十　特定金融指標算出業務が適正に遂行されることを確保するための内部監督に係る部門（以下「内部監督部門」という。）に関する次に掲げる事項	十　［同上］
イ　内部監督部門の職務（次に掲げる職務を含む。）	イ　［同上］
［(1)～(9)　略］	［(1)～(9)　同上］

改正後	改正前
⑽　特定金融指標が算出基礎情報を基礎として算出されるものである場合には、次に掲げる職務 ［(i)・(ii)　略］ (iii)　法第三十八条第七号若しくは第六十六条の十四第一号ハ（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十一条第一項において準用する場合を含む。）に該当する行為又はそのおそれのある行為がなされた場合における金融庁長官への報告 ［ロ・ハ　略］ ［十一～二十　略］ ２　［略］	⑽　［同上］ ［(i)・(ii)　同上］ (iii)　法第三十八条第七号若しくは第六十六条の十四第一号ハ（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十一条第一項において準用する場合を含む。）に該当する行為又はそのおそれのある行為がなされた場合における金融庁長官への報告 ［ロ・ハ　同上］ ［十一～二十　同上］ ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」、「金融サービス仲介業務」、「指定紛争解決機関」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第二条又は第十一条に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会、金融サービス仲介業務、指定紛争解決機関、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。 （電磁的方法） **第二条**　［略］ ２　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ［一・二　略］ 三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日（次条第一項第二号に掲げる規定又は同項第三号に掲げる規定（第六十二条第一項第十一号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に限る。）による書面の交付にあっては保険契約の保険期間の終了の日、次条第一項第三号に掲げる規定（第六十二条第一項第十一号を除く。）による書面の交付にあっては保険契約を締結した日とする。）以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号。以下「令」という。）第三十三条第一	（定義） **第一条**　この府令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」、「金融サービス仲介業務」、「指定紛争解決機関」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ金融サービスの提供に関する法律（以下「法」という。）第二条又は第十一条に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会、金融サービス仲介業務、指定紛争解決機関、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。 （電磁的方法） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 三　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日（次条第一項第二号に掲げる規定又は同項第三号に掲げる規定（第六十二条第一項第十一号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に限る。）による書面の交付にあっては保険契約の保険期間の終了の日、次条第一項第三号に掲げる規定（第六十二条第一項第十一号を除く。）による書面の交付にあっては保険契約を締結した日とする。）以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（金融サービスの提供に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十三条第一項又は次条第二項の規定による承諾をいう。）を得て前項第

項又は次条第二項の規定による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

［イ・ロ　略］

四　［略］

（登録の申請）

第七条　法第十二条の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第十三条第一項の登録申請書に、同条第二項の規定により当該登録申請書に添付すべき書類を添付して、金融庁長官（令第四十七条第一項及び第四項並びに第四十八条第一項及び第四項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限が委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

（電子決済等代行業の届出書の記載事項）

第二十二条　金融サービス仲介業者が法第十八条第三項の規定による届出をする場合における銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の六十四の二の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。）が法第二条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合に限る」とあるのは「第一号から第三号までに掲げる事項とする」と、同項第一号中「電子決済等代行業者の利用者」とあるのは「電子決済等代行業に係る顧客」と、「登録申請者」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第三項の規定により届出を行う金融サービス仲介業者（次項において「届出者」という。）」と、同条第二項中「登録申請者」とあるのは「届出者」と、「登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）」とあるのは「届出書」とする。

（経由官庁等）

第百七十条　金融サービス仲介業者は、法第十三条第一項の申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該金融サービス仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長、当該所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長（次項において「財務事務所長等」という。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第四十七条第五項の規定により金融庁長官が指定するものに係る申請書等については、この限りでない。

［２・３　略］

別紙様式第１号（第７条、第18条第１項、第19条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）　（第１面）

年　月　日

財務（支）局長　殿

申請者　郵便番号

住所又は所在地

一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

［イ・ロ　同上］

四　［同上］

（登録の申請）

第七条　法第十二条の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第十三条第一項の登録申請書に、同条第二項の規定により当該登録申請書に添付すべき書類を添付して、金融庁長官（令第四十六条第一項及び第四項並びに第四十七条第一項及び第四項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限が委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

（電子決済等代行業の届出書の記載事項）

第二十二条　金融サービス仲介業者が法第十八条第三項の規定による届出をする場合における銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の六十四の二の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。）が法第二条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合に限る」とあるのは「第一号から第三号までに掲げる事項とする」と、同項第一号中「電子決済等代行業者の利用者」とあるのは「電子決済等代行業に係る顧客」と、「登録申請者」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定により届出を行う金融サービス仲介業者（次項において「届出者」という。）」と、同条第二項中「登録申請者」とあるのは「届出者」と、「登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）」とあるのは「届出書」とする。

（経由官庁等）

第百七十条　金融サービス仲介業者は、法第十三条第一項の申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該金融サービス仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長、当該所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長（次項において「財務事務所長等」という。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第四十六条第五項の規定により金融庁長官が指定するものに係る申請書等については、この限りでない。

［２・３　同上］

別紙様式第１号（第７条、第18条第１項、第19条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）　（第１面）

年　月　日

財務（支）局長　殿

申請者　郵便番号

住所又は所在地

電話番号　（　　）　　―
商号又は名称
氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）
（法定代理人の商号・名称又は氏名
（申請者が未成年者の場合記入）

登録申請書

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第13条第１項の規定により同法第12条の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

［１～３　略］

［（第２面）～（第９面）　略］

別紙様式第５号（第26条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

登録番号　　第　　号
（郵便番号　　―　　）
住所又は所在地
電話番号　（　　）　　―
商号又は名称
氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

保証金等内訳書

１　保証金等の額

	届出後における金額	届出前における金額
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第26条に規定する保証金の額	円	円
供託所へ供託した保証金の額（金銭及び有価証券の額）	円	円
保証委託契約の契約金額	円	円

電話番号　（　　）　　―
商号又は名称
氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）
（法定代理人の商号・名称又は氏名
（申請者が未成年者の場合記入）

登録申請書

金融サービスの提供に関する法律第13条第１項の規定により同法第12条の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［（第２面）～（第９面）　同左］

別紙様式第５号（第26条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

登録番号　　第　　号
（郵便番号　　―　　）
住所又は所在地
電話番号　（　　）　　―
商号又は名称
氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

保証金等内訳書

１　保証金等の額

	届出後における金額	届出前における金額
金融サービスの提供に関する法律施行令第26条に規定する保証金の額	円	円
供託所へ供託した保証金の額（金銭及び有価証券の額）	円	円
保証委託契約の契約金額	円	円

金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の填補限度額（１事故／期間中）	円／　　円	円／　　円

（記載上の注意）

［１～３　略］

２　届出後における保証金の内容

［(1)・(2)　略］

(3)　金融サービス仲介業者賠償責任保険契約

契約の相手方	契約年月日	保険期間の始期及び終期	填補限度額（１事故／期間中）	新規・既存の別
		～	円／　　円	

［表略］

別紙様式第９号（第159条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

登録番号　　第　　号
商号又は名称
氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

保険契約の締結の媒介を行う役員・使用人に係る届出書

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第74条の規定により下記のとおり届け出ます。なお、同法第15条第５号ハ（(2)を除く。）、ニ（同号ハ(2)に係る部分を除く。）のいずれにも該当しておりません。

記

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

別紙様式第10号（第162条関係）

外務員登録申請書

収入印紙
消印しないこと

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

［表略］

金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の填補限度額（１事故／期間中）	円／　　円	円／　　円

（記載上の注意）

［１～３　同左］

２　届出後における保証金の内容

［(1)・(2)　同左］

(3)　金融サービス仲介業者賠償責任保険契約

契約の相手方	契約年月日	保険期間の始期及び終期	填補限度額（１事故／期間中）	新規・既存の別
		～	円／　　円	

［同左］

別紙様式第９号（第159条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

登録番号　　第　　号
商号又は名称
氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

保険契約の締結の媒介を行う役員・使用人に係る届出書

金融サービスの提供に関する法律第74条の規定により下記のとおり届け出ます。なお、同法第15条第５号ハ（(2)を除く。）、ニ（同号ハ(2)に係る部分を除く。）のいずれにも該当しておりません。

記

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

別紙様式第10号（第162条関係）

外務員登録申請書

収入印紙
消印しないこと

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

［同左］

外務員の登録を受けたいので、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第75条第１項の規定により登録を申請します。

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

外務員の登録を受けたいので、金融サービスの提供に関する法律第75条第１項の規定により登録を申請します。

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

（金融庁組織規則の一部改正）

第十三条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等）	（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
［２～７　略］	［２～７　同上］
８　マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。	８　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　令第三条第一項第三十八号ヲに掲げる者の監督に関すること。	二　令第三条第一項第三十六号ヲに掲げる者の監督に関すること。
［９～13　略］	［９～13　同上］
14　金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十八号ハ、ニ、カ及びヨに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。	14　金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十六号ハ、ニ、カ及びヨに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。
15　［略］	15　［同上］
16　貸金業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。	16　［同上］
一　令第三条第一項第三十八号ホ及びヘに掲げる者の監督に関すること。	一　令第三条第一項第三十六号ホ及びヘに掲げる者の監督に関すること。
二　［略］	二　［同上］
17　［略］	17　［同上］
18　フィンテックモニタリング室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。	18　［同上］
一　令第三条第一項第三十八号イ、ロ、チからルまで及びワに掲げる者の監督に関すること。	一　令第三条第一項第三十六号イ、ロ、チからルまで及びワに掲げる者の監督に関すること。
二　［略］	二　［同上］
［19～28　略］	［19～28　同上］
（特別調査課の所掌事務）	（特別調査課の所掌事務）
第二十一条　特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第二十一条**　［同上］
一　金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。	一　金融商品取引法、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に関すること。
二　［略］	二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

○内閣府令第八号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百二十九条第二項及び第百三十六条第一項の規定に基づき、投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令

投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した章を加える。

改正後	改正前
目次 ［第一編・第二編　略］ 第三編　計算関係書類等 ［第一章～第八章　略］ 第九章　計算書類等の投資主への提供（第八十一条） 第十章　出資総額等の合計額（第八十一条の二） 第四編　［略］ 附則 （定義） **第二条**　［略］ ２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～二十七　略］ 二十八　買換特例圧縮積立金　投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条の八第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第百三十六条第一項に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除した金額（第十八条の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。 二十九　税会不一致　各営業期間において損益計算書に計上した収益及び利益（次号イ及び第三十一号において「収益等」という。）の合計額から費用（交際費等（租税特別措置法第六十一条の四第六項に規定する交際費等をいう。）、寄附金（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第一項に規定する寄附金をいう。）又は法人税等（同法第三十八条第一項及び第二項の規定により損金の額に算入しないものに限る。）として計上されたものであって、当該各営業期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないものを除く。）及び損失（次号イ及び第三十一号において「費用等」という。）の合計額を控除して得た額と、当該各営業期間における益金の額から損金（金銭の分配又は繰越欠損金に係る損金を除く。次号イ及び第三十一号において同じ。）の額を控除して得た額との差額をいう。	目次 ［第一編・第二編　同上］ 第三編　計算関係書類 ［第一章～第八章　同上］ 第九章　計算書類等の投資主への提供（第八十一条） 第四編　［同上］ 附則 （定義） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～二十七　同上］ 二十八　買換特例圧縮積立金　投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第百三十六条第一項に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除した金額（第十八条の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。 二十九　税会不一致　各営業期間において損益計算書に計上した収益及び利益（次号イ及び第三十一号において「収益等」という。）の合計額から費用（交際費等（租税特別措置法第六十一条の四第四項に規定する交際費等をいう。）、寄附金（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第一項に規定する寄附金をいう。）又は法人税等（同法第三十八条第一項及び第二項の規定により損金の額に算入しないものに限る。）として計上されたものであって、当該各営業期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないものを除く。）及び損失（次号イ及び第三十一号において「費用等」という。）の合計額を控除して得た額と、当該各営業期間における益金の額から損金（金銭の分配又は繰越欠損金に係る損金を除く。次号イ及び第三十一号において同じ。）の額を控除して得た額との差額をいう。

三十　一時差異等調整引当額　法第百三十七条第一項本文の規定により、利益を超えて投資主に分配された金額（以下「利益超過分配金額」という。）のうち、次に掲げる額の合計額の範囲内において、利益処分に充当するものをいう。

イ　［略］

ロ　純資産控除項目（第三十九条第一項第三号並びに第二項第二号及び第四号に掲げる額の合計額が負となる場合における当該合計額をいう。）

三十一　［略］

（買換特例圧縮積立金）

第十八条の二　買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める金額を取り崩すことができるものとする。

一　買換資産（租税特別措置法第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）について、法人税法第三十一条第一項に規定する償却費として損金経理した額のうち同法第二十二条第三項の規定により損金の額に算入する額（以下この号において「損金算入額」という。）があるとき　当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金として当該買換資産を取得した営業期間に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた額に当該買換資産に係る損金算入額を当該買換資産の取得価額（租税特別措置法第六十五条の七第八項（同法第六十五条の八第十六項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第七項若しくは第二十条第十七項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合はこれらの規定による減額後の取得価額とする。）で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額

二　買換資産の全部について、譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由が生じたとき　当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金の額に相当する金額

三　［略］

2　前項の規定にかかわらず、買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める金額を取り崩すものとする。

［一・二　略］

第十章　出資総額等の合計額

第八十一条の二　法第百三十六条第一項に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　出資総額等

二　貸借対照表の純資産の部に第三十九条第一項第二号の評価・換算差額等として計上した額

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の投資法人の計算に関する規則第二条第二項第三十号ロの規定は、この府令の施行の日以後に開始する営業期間に係る計算書類及び金銭の分配に係る計算書について適用し、同日前に開始した営業期間に係る計算書類及び金銭の分配に係る計算書については、なお従前の例による。

三十　［同上］

イ　［同上］

ロ　純資産控除項目（第三十九条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号及び第四号に掲げる額の合計額が負となる場合における当該合計額をいう。）

三十一　［同上］

（買換特例圧縮積立金）

第十八条の二　買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げる金額を取り崩すことができるものとする。

一　買換資産（租税特別措置法第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）について、法人税法第三十一条第一項に規定する償却費として損金経理した額のうち同法第二十二条第三項の規定により損金の額に算入する額（以下この号において「損金算入額」という。）があるとき　当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金として当該買換資産を取得した営業期間に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた額に当該買換資産に係る損金算入額を当該買換資産の取得価額（租税特別措置法第六十五条の七第八項（同法第六十五条の八第十六項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第七項若しくは同法第二十条第十七項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合はこれらの規定による減額後の取得価額とする。）で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額

二　買換資産又は租税特別措置法第六十六条の二第一項の適用を受けた同項に規定する先行取得土地等の全部について、譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由が生じたとき　当該買換資産又は当該先行取得土地等に係る買換特例圧縮積立金の額に相当する金額

三　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を取り崩すものとする。

［一・二　同上］

［章を加える。］

府令・デジタル庁令・省令

内閣府
○デジタル庁令第一号
財務省

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十二条第二項の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十二条第二項の規定による電子情報処理組織による預金保険機構の業務の特例に関する命令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十二条第二項の規定による電子情報処理組織による預金保険機構の業務の特例に関する命令

1　預金保険機構は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の規定による業務を電子情報処理組織によって取り扱うに当たっては、当該業務において取り扱う情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該業務において取り扱う情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　前項の規定は、預金保険機構から法第十二条第一項の規定による業務に係る事務の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

附　則

この命令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

内閣府、デジタル庁、
○財務省、厚生労働省、令第一号
農林水産省、経済産業省

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則

（金融機関に対する申出の方法）

第一条　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の申出は、特定の金融機関が管理する当該申出を行おうとする預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該金融機関が個人番号を利用して管理することを希望する旨を記載した申出書を、当該金融機関に対し提出することにより行うものとする。

2　前項の申出書の提出は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行うものとする。

（現に法第三条第一項の申出等の任に当たっている個人が預貯金者等本人と異なるときの金融機関等による本人確認等）

第二条　金融機関等（金融機関又は預金保険機構をいう。以下同じ。）は、法第三条第一項の申出若しくは同条第二項の規定による承諾又は法第七条第一項若しくは第八条第一項の規定による求め（以下「法第三条第一項の申出等」という。）を行う預貯金者又は相続人（以下「預貯金者等」という。）の本人特定事項の確認（以下「本人確認」という。）を行う場合において、当該預貯金者等の同居の親族又は法定代理人が法第三条第一項の申出等を行うときその他の当該金融機関等との間で現に法第三条第一項の申出等の任に当たっている個人が当該預貯金者等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該預貯金者等の本人確認に加え、当該現に法第三条第一項の申出等の任に当たっている個人についても、本人確認を行うものとする。

2　金融機関等との間で現に法第八条第一項の規定による求めの任に当たっている個人が同項の規定による求めを行う相続人と異なる場合であって、当該相続人が国、地方公共団体、人格のない社団若しくは財団又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十四条各号に掲げるもの（以下「国等」という。）であるときには、当該相続人の本人確認に代えて当該現に法第八条第一項の規定による求めの任に当たっている個人の本人確認を行うものとする。

3　法第三条第三項、第七条第二項及び第八条第二項に規定する本人確認の規定（前項に規定する場合を含む。）は、次に掲げる場合における預貯金者等からの法第三条第一項の申出等であって、金融機関等が第五条に規定する方法により当該預貯金者等について既に本人確認を行っていることを確認したものについては、適用しない。

一　当該金融機関等が他の金融機関に委託して法第三条第一項の申出等を受ける場合において、当該他の金融機関が預貯金者等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認についての確認記録（金融機関等が本人確認を行った場合において直ちに、第九条第一項各号に掲げる方法のいずれかにより作成する第十条第一項各号に掲げる事項に関する記録をいう。以下同じ。）を保存している場合

二　当該金融機関が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の金融機関の事業を承継する場合において、当該他の金融機関が預貯金者等について既に本人確認を行っており、かつ、当該金融機関に対して、当該本人確認に係る確認記録を引き継ぎ、当該金融機関が当該確認記録を保存している場合

三　当該金融機関等が預貯金者等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認に係る確認記録を保存している場合

（金融機関等による本人確認の方法）

第三条　法第三条第三項、第七条第二項及び第八条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる預貯金者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。この場合において、同条第一項の規定による求めを行う預貯金者等が法人のときは、名称及び本店又は主たる事務所の所在地を同条第二項に規定する本人特定事項とみなす。

一　個人である預貯金者等　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該預貯金者等又はその代理人等（前条第一項に規定する現に法第三条第一項の申出等の任に当たっている個人又は前条第二項に規定する現に法第八条第一項の規定による求めの任に当たっている個人をいう。以下同じ。）から当該預貯金者等の本人確認書類（次条各号に定める書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第三号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行され、又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の提示を除く。）を受ける方法

ロ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類（次条第一号イに掲げるものを除く。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該預貯金者等の住所に宛てて、当該預貯金者等の法第三条第一項の申出等に係る文書（以下「申出等関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

ハ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該預貯金者等の現在の住所の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。ニ及びリにおいて同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）を受ける方法

ニ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該預貯金者等の現在の住所の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

ホ　当該預貯金者等又はその代理人等から、金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者等又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者等の本人確認書類のうち次条第一号又は第三号に定めるもの（同条第一号ニ及びホに掲げるものを除き、一を限り発行され、又は発給されたものに限る。以下ホにおいて単に「本人確認書類」という。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている本人特定事項及び当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

ヘ　当該預貯金者等又はその代理人等から、金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者等又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の写真付き本人確認書類（本人特定事項及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ト　当該預貯金者等又はその代理人等から、金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者等又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者等の本人確認書類のうち次条第一号又は第三号に定めるもの（同条第一号ニ及びホに掲げるものを除き、一を限り発行され、又は発給されたものに限る。以下トにおいて単に「本人確認書類」という。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている本人特定事項及び当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受け、又は当該預貯金者等若しくはその代理人等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該預貯金者等の本人確認書類（本人特定事項の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（法第三条第一項の申出等を行う者が次の(1)又は(2)に規定する本人確認に係る預貯金者等になりすましている疑いがある法第三条第一項の申出等又は当該本人確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者等（その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者等を含む。）による法第三条第一項の申出等を除く。）

(1)　他の特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者をいう。）が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項第一号イに掲げる取引若しくは同項第三号に定める取引又は法第三条第一項の申出等を行う際に当該預貯金者等について本人確認を行い、当該本人確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等しか知り得ない事項その他の当該預貯金者等が当該確認記録に記録されている預貯金者等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該預貯金者等が当該確認記録に記録されている預貯金者等と同一であることを確認していることを確認すること。

(2)　当該預貯金者等の預貯金口座（当該預貯金口座に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項第一号イに掲げる取引を行う際に当該預貯金者等について本人確認を行い、かつ、当該本人確認に係る確認記録を保存しているものに限る。）に金銭の振込みを行うとともに、当該預貯金者等又はその代理人等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものの送付を受けること。

チ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第三号に定めるもの（以下チ及びリにおいて単に「本人確認書類」という。）の送付を受け、又は当該預貯金者等の本人確認書類（本人特定事項の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該預貯金者等又はその代理人等に金融機関等が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者等の本人確認書類（同条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行され、又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている本人特定事項及び当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあっては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該預貯金者等の住所に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の現在の住所の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該預貯金者等の本人確認書類の写し及び当該預貯金者等の現在の住所の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあっては、当該預貯金者等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該預貯金者等の現在の住所の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該預貯金者等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該預貯金者等の住所（当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の住所）に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヌ　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（金融機関等に代わって住所を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十五号に掲げる事項を当該金融機関等に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該預貯金者等に対して、申出等関係文書を送付する方法

ル　当該預貯金者等から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下「電子署名法」という。）第四条第一項の認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該預貯金者等の本人特定事項の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた法第三条第一項の申出等に関する情報の送信を受ける方法

ヲ　当該預貯金者等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた法第三条第一項の申出等に関する情報の送信を受ける方法（金融機関等が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）

ワ　当該預貯金者等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該預貯金者等の本人特定事項の記録のあるものに限り、当該預貯金者等に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた法第三条第一項の申出等に関する情報の送信を受ける方法

二　法人である預貯金者等　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該法人の代理人等から本人確認書類のうち次条第二号又は第三号に定めるものの提示を受ける方法

ロ　当該法人の代理人等から当該預貯金者等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から登記情報（同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法（当該法人の代理人等（当該預貯金者等を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代理人等に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該預貯金者等の本店等（本店、主たる事務所、支店（会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住所をいう。以下同じ。）に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

ハ　当該法人の代理人等から当該預貯金者等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十九条第四項の規定により公表されている当該預貯金者等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代理人等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該預貯金者等の本店等に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

ニ　当該法人の代理人等から本人確認書類のうち次条第二号若しくは第三号に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の本店等に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ　当該法人の代理人等から、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた法第三条第一項の申出等に関する情報の送信を受ける方法

2　金融機関等は、前項第一号イからチまで又は第二号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該預貯金者等の現在の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が金融機関等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同項第一号ニに掲げる方法にあっては当該預貯金者等の現在の住所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者等の現在の住所若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該預貯金者等の現在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者等又はその代理人等から、当該記載がある当該預貯金者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該預貯金者等の現在の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第一号ロ若しくはチ又は第二号ニに規定する申出等関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の住所又は本店等に宛て送付するものとする。

一　国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

二　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書

三　公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書

四　当該預貯金者等が個人である場合にあっては、前三号に掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該預貯金者等の氏名及び住所の記載があるもの（内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が指定するものを除く。）

五　日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち次条第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（当該預貯金者等が個人の場合にあってはその氏名及び住所、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

3　金融機関等は、第一項第二号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる方法にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行う場合においては、当該預貯金者等の本店等に代えて、当該預貯金者等の代理人等から、当該預貯金者等の営業所であると認められる場所の記載がある当該預貯金者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて申出等関係文書を送付することができる。

4　金融機関等は、第一項第一号ロ、チ若しくはリ又は第二号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる方法にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行う場合においては、申出等関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次に掲げる方法のいずれかによることができる。

一　当該金融機関等の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該預貯金者等の住所又は本店等に赴いて当該預貯金者等（法人である場合にあっては、その代理人等）に申出等関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

二　当該金融機関等の役職員が、当該預貯金者等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の住所又は本店等に赴いて当該預貯金者等（法人である場合にあっては、その代理人等）に申出等関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第二項の規定により当該預貯金者等の現在の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。）

三　当該金融機関等の役職員が、当該預貯金者等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の営業所であると認められる場所に赴いて当該預貯金者等の代理人等に申出等関係文書を交付する方法（当該預貯金者等の代理人等から、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受ける場合に限る。）

（本人確認書類）

第四条　前条第一項（第六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、金融機関等が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある同号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類（法第三条第一項の申出等を行うための申出書又は申請書に預貯金者等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類にあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一　個人（第三号に掲げる者を除く。）　次に掲げる書類のいずれか

イ　運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）若しくは同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該個人の本人特定事項の記載があるものに限る。）

ロ　イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該個人の本人特定事項の記載があり、かつ、当該官公庁が当該個人の写真を貼り付けたもの

ハ　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）の施行の際現に交付されている国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、当該個人の本人特定事項の記載があるものに限り、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第六条第一項の規定により、同項に規定する書類とみなされる間に限る。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該個人の本人特定事項の記載があるものに限る。）又は法第三条第一項の申出等を行うための申出書若しくは申請書に預貯金者等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ニ　印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該個人の本人特定事項の記載があるもの（内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が指定するものを除く。）

二　法人（次号に掲げる者を除く。）　次に掲げる書類のいずれか

イ　当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

ロ　イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

三　外国人（日本の国籍を有しない個人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人　前二号に定めるもの（この場合において、第一号中「当該個人」とあるのは「当該外国人」と、前号中「当該法人」とあるのは「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。）のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、前二号に定めるものに準ずるもの（個人の場合にあってはその本人特定事項の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

（預貯金者等について既に本人確認を行っていることを確認する方法）

第五条　預貯金者等について既に本人確認を行っていることを確認する方法は、金融機関等が次の各号のいずれかにより預貯金者等（国等である場合にあっては、その代理人等又は当該国等（人格のない社団又は財団を除く。）。以下この条において同じ。）が確認記録に記録されている預貯金者等と同一であることを確認する方法とする。

一　預貯金通帳その他の預貯金者等が確認記録に記録されている預貯金者等と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。

二　預貯金者等しか知り得ない事項その他の預貯金者等が確認記録に記録されている預貯金者等と同一であることを示す事項の申告を受けること。

2　前項の規定にかかわらず、金融機関等は、預貯金者等又は代理人等と面識がある場合その他の預貯金者等が確認記録に記録されている預貯金者等と同一であることが明らかな場合は、当該預貯金者等が確認記録に記録されている預貯金者等と同一であることを確認したものとすることができる。

（代理人等の本人確認の方法）

第六条　第二条第一項又は第二項の規定による代理人等の本人確認の方法については、第三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項第一号イ	当該預貯金者等又はその代理人等	当該代理人等
	から当該預貯金者等	から当該代理人等
	提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行され、又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代理人等からの提示を除く。）	提示
第三条第一項第一号ロ	当該預貯金者等又はその代理人等	当該代理人等
	当該預貯金者等の本人確認書類	当該代理人等の本人確認書類
	次条第一号イ	次条第一号イ及びロ
	当該預貯金者等の住所	当該代理人等の住所
第三条第一項第一号ハ	当該預貯金者等又はその代理人等	当該代理人等
	当該預貯金者等の	当該代理人等の
	同号ロ、ニ	同号ニ
	提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）	提示

第三条第一項第一号ニからヘまで及びチ	当該預貯金者等又はその代理人等	当該代理人等
	当該預貯金者等の	当該代理人等の
第三条第一項第一号ト	当該預貯金者等又はその代理人等	当該代理人等
	当該預貯金者等の	当該代理人等の
	当該預貯金者等若しくはその代理人等	当該代理人等
	預貯金者等に	代理人等に
	預貯金者等（	代理人等（
	預貯金者等を	代理人等を
	当該預貯金者等しか	当該代理人等しか
	当該預貯金者等が	当該代理人等が
	預貯金者等と	代理人等と
第三条第一項第一号リ	当該預貯金者等又はその代理人等	当該代理人等
	当該預貯金者等の	当該代理人等の
	当該預貯金者等と	当該代理人等と
第三条第一項第一号ヌからワまで	当該預貯金者等	当該代理人等
第三条第二項各号列記以外の部分	当該預貯金者等の	当該代理人等の
	当該預貯金者等又はその代理人等	当該代理人等
第三条第二項第四号	当該預貯金者等が個人である場合にあっては、前三号	前三号
	当該預貯金者等の	当該代理人等の
第三条第二項第五号	当該預貯金者等が個人の場合にあってはその氏名及び住所、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地	当該代理人等の氏名及び住所

2　前項の規定にかかわらず、金融機関等は、法人である預貯金者等から法第八条第一項の規定による求めを受けるに際しては、当該法人の代理人等から当該代理人等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代理人等の現在の住所の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代理人等の現在の住所に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することにより第二条第一項又は第二項の規定による本人確認を行うことができる。

3　金融機関等は、第一項の規定により読み替えて準用する第三条第一項第一号ロ、チ、リ若しくはヌに掲げる方法又は前項に規定する方法により本人確認を行う場合においては、当該代理人等の住所に代えて、当該代理人等から、当該代理人等に係る預貯金者等（国等（人格のない社団又は財団、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十四条第四号に掲げるもの及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代理人等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該預貯金者等若しくは当該代理人等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて申出等関係文書を送付することができる。

4　金融機関等は、第一項の規定により読み替えて準用する第三条第一項第一号ロ、チ若しくはリに掲げる方法又は第二項に規定する方法により本人確認を行う場合においては、申出等関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次に掲げる方法のいずれかによることができる。

一　当該金融機関等の役職員が、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該代理人等の住所に赴いて当該代理人等に申出等関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

二　当該金融機関等の役職員が、当該代理人等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該代理人等の住所に赴いて当該代理人等に申出等関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第一項の規定により読み替えて準用する第三条第二項の規定により当該代理人等の現在の住所を確認した場合に限る。）

三　当該金融機関等の役職員が、当該代理人等に係る預貯金者等又は当該代理人等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の本店等若しくは営業所又は当該代理人等が所属する官公署であると認められる場所に赴いて当該代理人等に申出等関係文書を交付する方法（当該代理人等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。）

5　第一項の代理人等は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に該当することにより当該預貯金者等のために法第三条第一項の申出等の任に当たっていると認められる者に限る。

一　預貯金者等が個人である場合　次のいずれかに該当すること。

イ　当該代理人等が、当該預貯金者等の同居の親族又は法定代理人であること。

ロ　当該代理人等が、当該預貯金者等が作成した委任状その他の当該代理人等が当該預貯金者等のために当該法第三条第一項の申出等の任に当たっていることを証する書面を有していること。

ハ　当該預貯金者等に電話をかけることその他これに類する方法により当該代理人等が当該預貯金者等のために当該法第三条第一項の申出等の任に当たっていることが確認できること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、金融機関等が当該預貯金者等と当該代理人等との関係を認識していることその他の理由により当該代理人等が当該預貯金者等のために当該法第三条第一項の申出等の任に当たっていることが明らかであること。

二　前号に掲げる場合以外の場合（預貯金者等が人格のない社団又は財団である場合を除く。）　次のいずれかに該当すること。

イ　前号ロに掲げること。

ロ　当該代理人等が、当該預貯金者等を代表する権限を有する役員として登記されていること。

ハ　当該預貯金者等の本店等若しくは営業所又は当該代理人等が所属すると認められる官公署に電話をかけることその他これに類する方法により当該代理人等が当該預貯金者等のために当該法第三条第一項の申出等の任に当たっていることが確認できること。

ニ　前号ニに掲げること。

（本人確認の方法の特例）

第七条　金融機関等は、本人確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている預貯金者等又は代理人等については、第五条に規定する方法に相当する方法により既に当該確認を行っていることを確認するとともに、当該記録を確認記録として保存する方法により本人確認を行うことができる。

２　前条第五項の規定は、前項に規定する方法により代理人等の本人確認を行う場合に準用する。

（確認記録の保存）

第八条　金融機関等は、確認記録を、法第三条第一項の申出等を受けた日から、七年間保存するものとする。

（確認記録の作成方法）

第九条　確認記録の作成方法は、次に掲げる方法とする。

一　確認記録を文書、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二　次のイからヲまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからヲまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（ト に掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

イ　第三条第一項第一号ニ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ロ　第三条第一項第一号ホ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報又はその写し

ハ　第三条第一項第一号ヘ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された本人特定事項及び写真の情報又はその写し

ニ　第三条第一項第一号ト（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報又はその写し

ホ　第三条第一項第一号チ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し、当該半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

ヘ　第三条第一項第一号リ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第六条第二項の規定により本人確認を行ったとき　当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写し

ト　第三条第一項第一号ルからワまで（これらの規定を第六条第一項において準用する場合を含む。）又は第二号ホに掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該方法により本人確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

チ　第三条第一項第二号ロに掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該登記情報又はその写し

リ　第三条第一項第二号ハに掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該公表事項又はその写し

ヌ　第三条第一項第二号ニに掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認書類又はその写し

ル　本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第三条第二項（第六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により預貯金者等若しくは代理人等の現在の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ヲ　本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより、第三条第三項若しくは第六条第三項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて申出等関係文書を送付したとき又は第三条第四項若しくは第六条第四項の規定により第三条第四項第三号若しくは第六条第四項第三号に規定する場所に赴いて申出等関係文書を交付したとき　当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

２　前項第二号に掲げる方法において確認記録に添付した添付資料は、当該確認記録の一部とみなす。

（確認記録の記録事項）

第十条　確認記録に記録する事項は、次に掲げる事項とする。

一　本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

二　確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

三　預貯金者等又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に第八条に定める日から七年間保存する場合にあっては、日付に限る。）

四　預貯金者等又は代理人等の本人確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付

五　第三条第一項第一号ロ若しくはチからヌまで（これらの規定を第六条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる方法にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第六条第二項の規定により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が申出等関係文書を送付した日付

六　第三条第一項第一号ホ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

七　第三条第一項第一号ヘ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された本人特定事項及び写真の情報の送信を受けた日付

八　第三条第一項第一号ト（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報の送信を受けた日付及び同号ト⑴又は⑵に掲げる行為を行った日付

九　第三条第一項第一号チ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付

十　第三条第一項第二号ロに規定する方法により預貯金者等の本人確認を行ったときは、金融機関等が登記情報の送信を受けた日付

十一　第三条第一項第二号ハに規定する方法により預貯金者等の本人確認を行ったときは、金融機関等が公表事項を確認した日付

十二　第三条第四項又は第六条第四項の規定により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、当該各項に規定する交付を行った日付

十三　本人確認を行った法第三条第一項の申出等の種類

十四　預貯金者等又は代理人等の本人確認を行った方法

十五　預貯金者等又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

十六　本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより第三条第二項（第六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により預貯金者等又は代理人等の現在の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

十七　本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第三条第三項若しくは第六条第三項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて申出等関係文書を送付したとき又は第三条第四項若しくは第六条第四項の規定により第三条第四項第三号若しくは第六条第四項第三号に規定する場所に赴いて申出等関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

十八　預貯金者等の本人特定事項（預貯金者等が国等である場合にあっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）

十九　代理人等により法第三条第一項の申出等が行われたときは、当該代理人等の本人特定事項、当該代理人等と預貯金者等との関係及び当該代理人等が預貯金者等のために法第三条第一項の申出等の任に当たっていると認めた理由

二十　預貯金者等が自己の氏名及び名称と異なる名義を法第三条第一項の申出等に用いるときは、当該名義並びに預貯金者等が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由

二十一　確認記録を検索するための口座番号その他の事項

2　金融機関等は、添付資料を確認記録に添付するとき又は前項第三号の規定により本人確認書類若しくは補完書類の写しを確認記録に添付するときは、同項各号に掲げる事項のうち当該添付資料又は当該本人確認書類若しくは補完書類の写しに記載があるものについては、同項の規定にかかわらず、確認記録に記録しないことができる。

3　金融機関等は、第一項第十八号から第二十一号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、金融機関等は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

（預貯金者を特定するために必要な事項等）

第十一条　法第三条第六項第四号に規定する主務省令で定めるものは、同条第五項の規定による承諾をした預貯金者の氏名の振り仮名とする。

2　法第四条第二項及び第七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、法第四条第一項の申出又は法第七条第一項の規定による求めを行った預貯金者の個人番号とする。

3　前二項に定める事項のほか、金融機関等は、法第三条第三項、第四条第二項、第七条第二項若しくは第八条第二項の規定による預貯金者等の本人確認又は法第三条第六項の規定による預金保険機構に対する通知を行うため必要がある場合は、当該金融機関等に対し法第三条第一項の申出等若しくは法第四条第一項の申出を行う預貯金者等又は預金保険機構に対し通知を行う金融機関に対し、当該預貯金者等を特定するに足りる事項の提供又は通知を求めることができる。

（預金保険機構に対する申出の方法）

第十二条　法第四条第一項の申出は、内閣総理大臣の使用に係る電子計算機と当該申出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することにより行うものとする。

2　法第四条第二項の主務省令で定める方法は、内閣総理大臣が適当と認める方法により、前項の電子情報処理組織に電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該申出を行う者であることを確認して行うものとする。

3　内閣総理大臣は、法第四条第一項の申出を受け付けた場合には、当該申出を受けた旨を預金保険機構に通知するものとする。

（預金保険機構による個人番号の通知等）

第十三条　預金保険機構は、法第五条第一項の規定による金融機関への通知を行った日から起算して七営業日（日曜日及び銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条第一項に規定する日を除く日をいう。以下同じ。）以内に当該金融機関から法第五条第二項の規定による通知がないとき、法第七条第三項の規定による金融機関への通知を行った日の翌営業日までに当該金融機関から同条第四項の規定による通知がないとき又は法第八条第三項の規定による金融機関への通知を行った日から起算して五営業日以内に当該金融機関から同条第四項の規定による通知がないときは、当該金融機関が預金保険機構に対し、当該通知に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理していない旨を通知したものとみなす。

（預貯金の内容に関する事項）

第十四条　法第六条第一項に規定する主務省令で定めるものは、同項に規定する預貯金者の顧客番号並びに同項に規定する預貯金の口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率、預入日及び満期日とする。

（預貯金者への通知の方法）

第十五条　法第六条第二項若しくは第三項の規定又は第十八条の規定による預貯金者への通知は、口頭、書面又は電磁的方法により行うものとする。ただし、書面により同項又は同条第二項の規定による通知を行うことができるのは、当該預貯金者が指定する通知先が日本国内の場合に限る。

（金融機関等による通知事項の一部省略）

第十六条　金融機関等は、法第六条第二項若しくは第三項、第七条第五項若しくは第八条第五項又は第十八条の規定により預貯金者等に対し通知するに当たり、預貯金者を名義人とする預貯金口座の情報の全てを通知することが困難な場合には、その一部を省略することができる。

（法第三条第三項等の規定により提供等を受けた個人番号が現在管理に用いる個人番号と異なるときの個人番号の利用による預貯金口座の管理等）

第十七条　金融機関は、法第三条第三項後段若しくは第四項又は第五条第三項の規定により提供又は通知を受ける以前から保有する個人番号（以下「現在管理に用いる個人番号」という。）により当該現在管理に用いる個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を既に管理している場合において、当該現在管理に用いる個人番号と法第三条第三項後段若しくは第四項又は第五条第三項の規定により提供又は通知を受けた当該預貯金者の個人番号（以下「法第三条第三項等の規定により提供等を受けた個人番号」という。）が異なるときは、当該法第三条第三項等の規定により提供等を受けた個人番号により法第六条第一項の規定による管理をするものとする。

2　前項の場合において、当該金融機関は、法第六条第一項の規定による管理を開始したものとみなして、同条第二項及び第三項の規定を適用する。

（法第三条第三項等の規定により提供等を受けた個人番号が現在管理に用いる個人番号と同一のときの預貯金者への通知）

第十八条　金融機関は、現在管理に用いる個人番号により当該現在管理に用いる個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を既に管理している場合において、当該現在管理に用いる個人番号と法第三条第三項等の規定により提供等を受けた個人番号が同一のときは、当該現在管理に用いる個人番号により既に当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理している旨又は法第六条第二項各号に掲げる事項を当該預貯金者に通知するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、金融機関は、預金保険機構に対し、当該預貯金口座について、当該現在管理に用いる個人番号により既に当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理している旨又は法第六条第二項各号に掲げる事項を通知し、その旨を当該預貯金者へ通知するよう求めることができる。

（預金保険機構に対する通知の求め）

第十九条　金融機関は、法第六条第三項及び前条第二項の規定により預金保険機構に対し通知を求める場合には、法第五条第一項の規定による預金保険機構からの通知を受けた日から起算して七営業日以内に行うものとする。

（災害時における預貯金口座に関する情報の提供の求めの方法）

第二十条　法第七条第一項の規定による求めは、当該求めを行おうとする預貯金者が指定する金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、同項各号に掲げる事項の通知を求める旨を記載した申請書を、法第十二条第一項の規定により預金保険機構が委託をした金融機関（以下「受付金融機関」という。）に対し提出することにより行うものとする。

２　前項の申請書の提出は、書面又は電磁的方法により行うものとする。

（預金保険機構による金融機関に対する通知）

第二十一条　預金保険機構は、法第七条第三項又は第八条第三項の規定により預貯金者の個人番号を通知する場合においては、当該金融機関に対し、当該預貯金者の個人番号のほか、必要に応じて当該預貯金者の本人特定事項を通知するものとする。

（災害時における預貯金者に対する通知の方法）

第二十二条　法第七条第五項の規定による通知は、受付金融機関を経由して、同条第一項の規定による求めをした預貯金者に対し口頭、書面又は電磁的方法により行うものとする。

（相続時における預貯金口座に関する情報の提供の求めの方法）

第二十三条　法第八条第一項の規定による求めは、全ての金融機関が管理する当該求めを行おうとする相続人の被相続人である預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、同項各号に掲げる事項の通知を求める旨を記載した申請書を、受付金融機関に対し提出することにより行うものとする。

２　前項の申請書の提出は、書面又は電磁的方法により行うものとする。

（相続時における預貯金者の本人確認の方法等）

第二十四条　法第八条第二項の規定による被相続人である預貯金者の本人確認は、次に掲げる書類のいずれかを受付金融機関に提出することにより行うものとする。

一　当該預貯金者の戸籍の附票の除票の写し

二　当該預貯金者の住民票の除票の写し

三　当該預貯金者に係る不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（当該預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る。）

２　法第八条第二項の規定による相続人及び被相続人である預貯金者の身分関係の確認は、当該相続人が当該預貯金者の戸籍の謄本又は抄本その他これに類する書類で、当該預貯金者の相続人に該当することを明らかにするものを、受付金融機関に提出することにより行うものとする。

３　受付金融機関は、前二項の規定による確認（以下「相続人確認」という。）を行った場合には、次に掲げる事項の記録を作成するものとする。

一　相続人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

二　当該記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

三　相続人確認を行った日付

四　預貯金者及び相続人の本人特定事項（相続人が法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地、相続人が国等である場合にあっては当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）

五　預貯金者及び相続人の身分関係

六　第一項の確認において提出を受けた書類の名称

七　前項の確認において提出を受けた書類の名称

八　代理人等により法第八条第一項の規定による求めが行われたときは、当該代理人等の本人特定事項、当該代理人等と相続人との関係及び当該代理人等が相続人のために同項の規定による求めの任に当たっていると認めた理由

４　受付金融機関は、第一項若しくは第二項に規定する書類又はその写しを前項の記録に添付するときは、同項各号に掲げる事項のうち当該書類又はその写しに記載があるものについては、同項の規定にかかわらず、当該記録に記録しないことができる。

５　受付金融機関は、第三項の記録（前項の規定により当該記録に第一項若しくは第二項に規定する書類又はその写しを添付するときは、当該書類又はその写しを含む。）を、法第八条第一項の規定による求めを受けた日から、七年間保存するものとする。

（相続時における相続人に対する通知の方法）

第二十五条　法第八条第五項の規定による通知は、預金保険機構が同条第一項の規定による求めをした相続人に対し、書面又は電磁的方法により行うものとする。ただし、書面により通知を行うことができるのは、当該相続人が指定する通知先が日本国内の場合に限る。

（預金保険機構の業務の特例）

第二十六条　預金保険機構は、法第十条第三号に掲げる業務として次の業務を行う。

一　法第三条第四項の規定による金融機関の求めに応じ、当該金融機関に対し同項に規定する預貯金者の個人番号を通知すること。

二　法第五条第三項の規定による個人番号の通知を円滑に行うために、同条第二項の規定による通知を行う金融機関に対し、当該金融機関が管理する預貯金口座の名義人の本人特定事項と同条第一項の規定により通知した本人特定事項との合致の程度について、電子計算機による処理結果を通知すること。

三　法第六条第三項の規定又は第十八条第二項の規定による金融機関の求めに応じ、預貯金者に対し通知すること。

四　法第九条第一項の規定による金融機関の求めに応じ、当該金融機関に対し情報の提供を行うこと。

五　法第十九条の規定による送信に使用する情報システムの整備を行うこと。

（預金保険機構の情報の取扱い）

第二十七条　預金保険機構は、法第十条に規定する業務を行うに当たり、提供を受けた預貯金者等に係る情報について当該情報が不要となったときは、遅滞なく、当該情報を削除するものとする。

（預金保険機構による金融機関に対する委託）

第二十八条　法第十二条第一項の規定により、預金保険機構が金融機関に対しその全部又は一部を委託するものとする業務は、第二十条及び第二十三条に規定する申請書の受理、法第七条第一項又は第八条第一項の規定による求めに係る預貯金者等の本人確認並びに相続人及び被相続人である預貯金者の身分関係の確認その他当該求めに必要なものとする。

２　預金保険機構は、法第十二条第二項の規定により、法第七条第一項及び第八条第一項の規定による求めに係る事務に関する手数料の徴収に係る事務を金融機関に委託することができる。

（取り扱う情報の安全確保）

第二十九条　金融機関及び預金保険機構は、法第三条第六項、第五条、第七条第三項及び第四項並びに第八条第三項及び第四項の規定による通知並びに法第三条第四項、第六条第三項及び第九条第一項並びに第十八条第二項の規定による求め（以下「通知等」という。）を金融機関等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である金融機関等の使用に係る電子計算機に送信して行うに当たって、当該通知等において取り扱う情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該通知等の業務において取り扱う情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定は、金融機関等から通知等の業務に係る事務の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

附　則

この命令は、法の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

府　令・省　令

○内閣府令第一号
法務省

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第二十二号）の施行に伴い、金融サービス仲介業者保証金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司

金融サービス仲介業者保証金規則の一部を改正する命令

金融サービス仲介業者保証金規則（令和三年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（権利の実行の申立ての手続） **第一条**　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号。以下「令」という。）第二十八条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、別紙様式第一号により作成した申立書に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第二十二条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添付して、金融庁長官（令第四十七条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）に提出するものとする。	（権利の実行の申立ての手続） **第一条**　金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号。以下「令」という。）第二十八条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、別紙様式第一号により作成した申立書に金融サービスの提供に関する法律（以下「法」という。）第二十二条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添付して、金融庁長官（令第四十六条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）に提出するものとする。
別紙様式第１号（第１条関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 （郵便番号　—　） 住所 電話番号　（　）　— 商号又は名称 氏名 （法人等にあっては、代表者の氏名及び資格） 申立書 下記のとおり、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第28条第１項の規定により権利の実行の申立てをいたします。 記 ［１～４　略］ （申立ての対象となった金融サービス仲介業者） ［１～３　略］ （記載上の注意） ［略］	別紙様式第１号（第１条関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 （郵便番号　—　） 住所 電話番号　（　）　— 商号又は名称 氏名 （法人等にあっては、代表者の氏名及び資格） 申立書 下記のとおり、金融サービスの提供に関する法律施行令第28条第１項の規定により権利の実行の申立てをいたします。 記 ［１～４　同左］ （申立ての対象となった金融サービス仲介業者） ［１～３　同左］ （記載上の注意） ［同左］

別紙様式第２号（第２条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　　―　　）
住所
電話番号　（　　）　　―
商号又は名称
氏名
（法人等にあっては、代表者の氏名及び資格）

申出書

下記のとおり、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第28条第２項の規定により権利の申出をいたします。

記

［１～４　略］

（申立ての対象となった金融サービス仲介業者）

［１～３　略］

（記載上の注意）

［略］

別紙様式第３号（第12条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

※登録番号　第　　号
（郵便番号　　―　　）
住所
電話番号　（　　）　　―
商号又は名称
氏名
（法人等にあっては、代表者の氏名及び資格）

保証金取戻承認申請書

下記のとおり、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第10項の規定により、保証金の取戻しの承認の申請をいたします。

記

［１～３　略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

別紙様式第２号（第２条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　　―　　）
住所
電話番号　（　　）　　―
商号又は名称
氏名
（法人等にあっては、代表者の氏名及び資格）

申出書

下記のとおり、金融サービスの提供に関する法律施行令第28条第２項の規定により権利の申出をいたします。

記

［１～４　同左］

（申立ての対象となった金融サービス仲介業者）

［１～３　同左］

（記載上の注意）

［同左］

別紙様式第３号（第12条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

※登録番号　第　　号
（郵便番号　　―　　）
住所
電話番号　（　　）　　―
商号又は名称
氏名
（法人等にあっては、代表者の氏名及び資格）

保証金取戻承認申請書

下記のとおり、金融サービスの提供に関する法律第22条第10項の規定により、保証金の取戻しの承認の申請をいたします。

記

［１～３　同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（共済契約の締結又は共済契約の募集に関する禁止行為） **第十九条**　法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百条第一項第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～十七　略］ 十八　共済事業を行う組合又は共済代理店である銀行代理業者等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（イにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合並びに金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。イにおいて同じ。）を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）が、次に掲げる措置を怠ること。 ［イ・ロ　略］ 十九　［略］ ［2～8　略］	（共済契約の締結又は共済契約の募集に関する禁止行為） **第十九条**　［同上］ ［一～十七　同上］ 十八　共済事業を行う組合又は共済代理店である銀行代理業者等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（イにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合並びに金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。イにおいて同じ。）を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）が、次に掲げる措置を怠ること。 ［イ・ロ　同上］ 十九　［同上］ ［2～8　同上］

（共済事業の運営に関する措置）

第百五十一条　共済事業を行う組合は、法第五十八条の五の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　略］

五　共済代理店を置く組合にあっては、次に掲げる基準を満たすために必要な措置

［イ～ハ　略］

ニ　当該共済代理店が保険募集又は保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。）を併せ行う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行うこと。

［(1)～(3)　略］

六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省・内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）	（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）
第七十条　［略］	**第七十条**　［同上］
2　法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	2　［同上］
［一～十　略］	［一～十　同上］
十の二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第三十八号において「保険媒介業務」という。）	十の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第三十八号において「保険媒介業務」という。）
［十一～五十　略］	［十一～五十　同上］
［3～8　略］	［3～8　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

○内閣府厚生労働省令第四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金庫の子会社の範囲等） **第四十五条**　［略］ ２　［略］ ３　法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 ［一～三の四　略］ 三の五　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第百三十六条第一項において「保険媒介業務」という。） ［四～三十九　略］ ［４～18　略］ （金庫との間の契約に定めなければならない事項） **第八十二条の四**　法第八十九条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、労働金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。第八十二条の十六及び第百五十二条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第八十二条の八、第百五十二条の二の八第二項、第百五十二条の二の九及び第百五十二条の二の十において同じ。）を受けて法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該労働金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該労働金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該労働金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。 ２　［略］	（金庫の子会社の範囲等） **第四十五条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ ［一～三の四　同上］ 三の五　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第百三十六条第一項において「保険媒介業務」という。） ［四～三十九　同上］ ［４～18　同上］ （金庫との間の契約に定めなければならない事項） **第八十二条の四**　法第八十九条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、労働金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。第八十二条の十六及び第百五十二条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第八十二条の八、第百五十二条の二の八第二項、第百五十二条の二の九及び第百五十二条の二の十において同じ。）を受けて法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該労働金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該労働金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該労働金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。 ２　［同上］

（預金者等に対する情報の提供）

第八十六条　［略］

［2～4　略］

5　金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行つたときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（労働金庫代理業の許可の審査）

第百二十五条　金融庁長官等及び厚生労働大臣は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　略］

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ～ハ　略］

ニ　次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。ヘ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト⑵において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

［⑴～⑼　略］

⑽　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている⑴から⑽までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同

（預金者等に対する情報の提供）

第八十六条　［同上］

［2～4　同上］

5　金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行つたときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（労働金庫代理業の許可の審査）

第百二十五条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

［⑴～⑼　同上］

⑽　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている⑴から⑽までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同

組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十九条の三第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

［(1)～(9)　略］

(10)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11)　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

［五～七　略］

（労働金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第百三十二条　第八十六条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による労働金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第八十六条第五項中「当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該労働金庫代理業者の所属労働金庫」と読み替えるものとする。

組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十九条の三第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　［同上］

［(1)～(9)　同上］

(10)　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11)　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

［五～七　同上］

（労働金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第百三十二条　第八十六条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による労働金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第八十六条第五項中「当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該労働金庫代理業者の所属労働金庫」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第百三十三条　労働金庫代理業者（法第八十九条の四に規定する金庫等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第八十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

［２～４　略］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百五十二条の二十二　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第百五十二条の二十四第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。））を交付しているとき。

五　［略］

［２～５　略］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百五十二条の二十六　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該金庫、当該労働金庫代理業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

［２～４　略］

（預金等との誤認防止等）

第百三十三条　労働金庫代理業者（法第八十九条の四に規定する金庫等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第八十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

［２～４　同上］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百五十二条の二十二　［同上］

［一～三　同上］

四　一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該金庫、当該労働金庫代理業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第百五十二条の二十四第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。））を交付しているとき。

五　［同上］

［２～５　同上］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百五十二条の二十六　［同上］

［一～三　同上］

四　一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該金庫、当該労働金庫代理業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

［２～４　同上］

別表第三（第百四十九条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］		
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	［略］	一　［略］ 二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第十条の二十四**　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～三　略］ 四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の二第三号ニ⑴に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面（第十条の二十六第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合 五　［略］ ［2～5　略］	（特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第十条の二十四**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の二第三号ニ⑴に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面（第十条の二十六第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合 五　［同上］ ［2～5　同上］

別表第三（第百四十九条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］		
金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	［同上］	一　［同上］ 二　金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十条の二十八　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面を交付している場合

［２～４　略］

（従属業務等）

第三十五条　［略］

２　法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

［一～四の二　略］

四の三　保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。第五十七条の三十六第三号の二において同じ。）

［五～三十一　略］

［３～５　略］

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十七条の七　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

［一～三　略］

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ～ハ　略］

ニ　次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。ヘ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト⑵において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

［⑴～⑼　略］

⑽　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。ヘにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十条の二十八　［同上］

［一～三　同上］

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面を交付している場合

［２～４　同上］

（従属業務等）

第三十五条　［同上］

２　［同上］

［一～四の二　同上］

四の三　保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。第五十七条の三十六第三号の二において同じ。）

［五～三十一　同上］

［３～５　同上］

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十七条の七　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

［⑴～⑼　同上］

⑽　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。ヘにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている⑴から⑽までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十二条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十二条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十二条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあっては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　次に掲げる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者

［⑴～⑼　略］

⑽　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている⑴から⑽までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十二条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十二条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十二条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあっては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　［同上］

［⑴～⑼　同上］

⑽　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

［五～七　略］

（貯金等との誤認防止）

第五十七条の十五　特定信用事業代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

［2～4　略］

（組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第五十七条の三十一の二十　法第九十二条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十七条の三十一の二十六及び第五十七条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十七条の三十一の三十五第二項、第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十七において同じ。）を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十二条の五の三第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

２　［略］

（信用事業に関連する事業）

第五十七条の三十六　法第九十二条の六第五項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

［一～三　略］

三の二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十七条第一項の規定により組合が行うことができる保険媒介業務に係る事業

［四～七　略］

チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

［五～七　同上］

（貯金等との誤認防止）

第五十七条の十五　特定信用事業代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

［2～4　同上］

（組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第五十七条の三十一の二十　法第九十二条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十七条の三十一の二十六及び第五十七条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十七条の三十一の三十五第二項、第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十七において同じ。）を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十二条の五の三第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

２　［同上］

（信用事業に関連する事業）

第五十七条の三十六　［同上］

［一～三　同上］

三の二　金融サービスの提供に関する法律第十七条第一項の規定により組合が行うことができる保険媒介業務に係る事業

［四～七　同上］

別表第二（第五十七条の二十七関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］	［略］	一　［略］ 二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第七条の二十五**　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～三　略］ 四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等（令第九条第一項第一号に規定する組合等をいう。第七条の二十九第一項第四号及び第二十五条の三において同じ。）を所属組合（法第百六条第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者が法第百九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の二第三号ニ⑴に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面（第七条の二十七第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合 五　［略］ ［2～5　略］	（特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第七条の二十五**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等（令第九条第一項第一号に規定する組合等をいう。第七条の二十九第一項第四号及び第二十五条の三において同じ。）を所属組合（法第百六条第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者が法第百九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の二第三号ニ⑴に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面（第七条の二十七第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合 五　［同上］ ［2～5　同上］

別表第二（第五十七条の二十七関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］	［同上］	一　［同上］ 二　金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し
金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき		

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第七条の二十九　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第百九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面を交付している場合

［2～4　略］

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条　［略］

2　［略］

3　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。）とする。

［一～四の二　略］

四の三　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務（次項第三号の五において「保険媒介業務」という。）

［四の四～十五　略］

［4・5　略］

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第百六条第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

［一～三　略］

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ～ハ　略］

ニ　次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。ヘ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト⑵において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

［⑴～⑼　略］

⑽　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。ヘにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第七条の二十九　［同上］

［一～三　同上］

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第百九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面を交付している場合

［2～4　同上］

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～四の二　同上］

四の三　金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務（次項第三号の五において「保険媒介業務」という。）

［四の四～十五　同上］

［4・5　同上］

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

［⑴～⑼　同上］

⑽　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。ヘにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている⑴から⑽までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　銀行法第五十二条の五十六第一項（法第百八条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第百六条第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第百六条第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあっては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　次に掲げる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者

⑴～⑼　略

⑽　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている⑴から⑽までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　銀行法第五十二条の五十六第一項（法第百八条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第百六条第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第百六条第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあっては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　［同上］

⑴～⑼　同上

⑽　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、

法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

［五～七　略］

（貯金等との誤認防止）

第五十条の十五　特定信用事業代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第九条第一項及び第二項の規定を準用する。

［２～４　略］

（組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第五十条の三十一の二十　法第百十一条第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十条の三十一の二十六及び第五十条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六及び第五十条の三十一の三十七において同じ。）を受けて法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第百十一条第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

２　［略］

別表第三（第五十条の二十七関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］		
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	［略］	一　［略］ 二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

備考　表中の［　］の記載は注記である。

罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

［五～七　同上］

（貯金等との誤認防止）

第五十条の十五　特定信用事業代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第九条第一項及び第二項の規定を準用する。

［２～４　同上］

（組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第五十条の三十一の二十　法第百十一条第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十条の三十一の二十六及び第五十条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六及び第五十条の三十一の三十七において同じ。）を受けて法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第百十一条第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

２　［同上］

別表第三（第五十条の二十七関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］		
金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	［同上］	一　［同上］ 二　金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務の代理の認可の申請等） **第十一条**　［略］ 2　［略］ 3　農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 ［一～十三　略］ 十四　業務代理組合が、次のいずれにも該当しないと認められること。 イ　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者 ［(1)・(2)　略］ (3)　次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（解散の命令又は更新の拒否の場合にあっては、当該解散の命令又は更新の拒否の処分がなされた日。以下この(3)及びロにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は外国銀行の日本における代表者であった者で、その取消しの日から五年を経過しない者 ［(i)～(x)　略］ (xi)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。(5)において同じ。）を取り消された場合 (xii)　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている(i)から(xi)までに規定する認可、免許、許可若しくは登録（当該認可、免許、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の認可、免許、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、免許、許可若しくは登録の更新を拒否された場合 ［略］ (4)　(5)　銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信	（業務の代理の認可の申請等） **第十一条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ ［一～十三　同上］ 十四　［同上］ イ　［同上］ ［(1)・(2)　同上］ (3)　［同上］ ［(i)～(x)　同上］ (xi)　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。(5)において同じ。）を取り消された場合 (xii)　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている(i)から(xi)までに規定する認可、免許、許可若しくは登録（当該認可、免許、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の認可、免許、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、免許、許可若しくは登録の更新を拒否された場合 ［同上］ (4)　(5)　銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信

用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。(6)において同じ。）から五年を経過しない者

(6)　銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは第五十二条の三十六第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあっては、同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

(7)　次に掲げる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者

［(i)～(x)　略］

(xi)　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(xii)　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

(8)　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

［ロ・ハ　略］

［十五～二十四　略］

用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。(6)において同じ。）から五年を経過しない者

(6)　銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは第五十二条の三十六第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあっては、同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

(7)　［同上］

［(i)～(x)　同上］

(xi)　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(xii)　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

(8)　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

［ロ・ハ　同上］

［十五～二十四　同上］

二十五　業務代理組合において、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十二条第一項、第二項及び第四項又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第九条第一項、第二項及び第四項の規定の例により、当該業務代理組合の窓口（前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行わない窓口を除く。）において、貯金等との誤認を防止するための措置が講じられること。

［二十六～三十一　略］

三十二　業務代理組合における利用者に関する情報について、次に掲げる事項を確保する措置が講じられること。

イ　前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業において取り扱う利用者に関する非公開金融情報（当該業務代理組合の役員又は職員が職務上知り得た利用者の貯金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の利用者の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく組合業務等（保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。）に係る業務を除く。ロにおいて同じ。）に利用されないこと。

［ロ・ハ　略］

［三十三～四十　略］

［4～12　略］

附　則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　［略］

2　前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第三十四条の三十七第四号ニ(11)	(11)　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関す	(11)　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関す

二十五　業務代理組合において、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十二条第一項、第二項及び第四項又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第九条第一項、第二項及び第四項の規定の例により、当該業務代理組合の窓口（前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行わない窓口を除く。）において、貯金等との誤認を防止するための措置が講じられること。

［二十六～三十一　同上］

三十二　［同上］

イ　前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業において取り扱う利用者に関する非公開金融情報（当該業務代理組合の役員又は職員が職務上知り得た利用者の貯金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の利用者の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく組合業務等（保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。）に係る業務を除く。ロにおいて同じ。）に利用されないこと。

［ロ・ハ　同上］

［三十三～四十　同上］

［4～12　同上］

附　則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　［同上］

2　［同上］

読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第三十四条の三十七第四号ニ(11)	(11)　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関す	(11)　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関す

第三十四条の三十七第四号ト(11)		
(11)　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合	(11)　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合 (12)　銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

第三十四条の三十七第四号ト(11)		
(11)　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合	(11)　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合 (12)　銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

	第三十四条の三十七第四号チ
る法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者	チ　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
る法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者 (12)　銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員	チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 リ　銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しく

	第三十四条の三十七第四号チ
る法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者	チ　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
る法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者 (12)　銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員	チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 リ　銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しく

［略］		
		は第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

［同上］		
		は第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

（他の命令の適用）

第四十一条　［略］

２　令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ホ	又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
［略］		
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれら	、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律若しくは銀行法又はこれら
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（預金者等に対する情報の提供） **第六十条**　［略］ ［２～４　略］ ５　農林中央金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。 （特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第八十五条の二十二**　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～三　略］	（預金者等に対する情報の提供） **第六十条**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　農林中央金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。 （特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第八十五条の二十二**　［同上］ ［一～三　同上］

（他の命令の適用）

第四十一条　［同上］

２　［同上］

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ホ	又は金融サービスの提供に関する法律	、金融サービスの提供に関する法律
［同上］		
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら	、金融サービスの提供に関する法律若しくは銀行法又はこれら
［同上］		

四　一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し第百四十七条の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第八十五条の二十四第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五　［略］

［2～5　略］

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十六　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し第百四十七条の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

［2～4　略］

（従属業務等）

第九十七条　［略］

2　法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

［一～十一　略］

十一の二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務

［十二～三十九　略］

［3～5　略］

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第百二十三条　農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

［一～三　略］

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ～ハ　略］

ニ　次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。ヘ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、これらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

［(1)～(9)　略］

四　一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し第百四十七条の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第八十五条の二十四第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五　［同上］

［2～5　同上］

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十六　［同上］

［一～三　同上］

四　一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し第百四十七条の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

［2～4　同上］

（従属業務等）

第九十七条　［同上］

2　［同上］

［一～十一　同上］

十一の二　金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務

［十二～三十九　同上］

［3～5　同上］

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第百二十三条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

［(1)～(9)　同上］

⑽　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。ヘにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている⑴から⑽までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第百八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十五条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第百六条第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十五条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあっては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　次に掲げる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者

［⑴～⑼　略］

⑽　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

⑽　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。ヘにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている⑴から⑽までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ　銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第百八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十五条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第百六条第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十五条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあっては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト　［同上］

［⑴～⑼　同上］

⑽　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

⑾　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

［五～七　略］

（農林中央金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第百三十条　第六十条の規定は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による農林中央金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第六十条第五項中「農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「農林中央金庫」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止）

第百三十一条　農林中央金庫代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第六十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

［２～４　略］

（農林中央金庫と農林中央金庫電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第百四十七条の十六の五　法第九十五条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、農林中央金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第百四十七条の十六の十七及び第百四十七条の十六の三十六第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第百四十七条の十六の二十六第二項、第百四十七条の十六の二十七及び第百四十七条の十六の二十八において同じ。）を受けて法第九十五条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百四十七条の十六の三に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該農林中央金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該農林中央金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

２　［略］

チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

［五～七　同上］

（農林中央金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第百三十条　第六十条の規定は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による農林中央金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第六十条第五項中「農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「農林中央金庫」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止）

第百三十一条　農林中央金庫代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第六十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

［２～４　同上］

（農林中央金庫と農林中央金庫電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第百四十七条の十六の五　法第九十五条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、農林中央金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第百四十七条の十六の十七及び第百四十七条の十六の三十六第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第百四十七条の十六の二十六第二項、第百四十七条の十六の二十七及び第百四十七条の十六の二十八において同じ。）を受けて法第九十五条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百四十七条の十六の三に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該農林中央金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該農林中央金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

２　［同上］

（農林中央金庫と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第百四十七条の十六の九　法第九十五条の五の五第三項第四号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）又は水産業協同組合法第百十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第五十七条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第五十条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者をいう。以下この条において同じ。）の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）を受けて農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十五条の五の五第一項の同意をしている会員農水産業協同組合等（法第五十四条第四項第十号の三に規定する会員農水産業協同組合等をいう。以下同じ。）が行うことができる措置に関する事項とする。

別表第二（第百四十三条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］	［略］	一　［略］ 二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき		

（農林中央金庫と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第百四十七条の十六の九　法第九十五条の五の五第三項第四号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）又は水産業協同組合法第百十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第五十七条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第五十条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者をいう。以下この条において同じ。）の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）を受けて農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十五条の五の五第一項の同意をしている会員農水産業協同組合等（法第五十四条第四項第十号の三に規定する会員農水産業協同組合等をいう。以下同じ。）が行うことができる措置に関する事項とする。

別表第二（第百四十三条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］	［同上］	一　［同上］ 二　金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し
金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第二号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の一部施行に伴い、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（登録の申請等） **第三条**　法第三条第二項、第四条第二項及び第七条第一項の申請並びに法第六条第一項の規定による届出（以下「法第三条第二項の申請等」という。）は、内閣総理大臣の使用に係る電子計算機と当該法第三条第二項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することにより行うものとする。 ２　前項の法第三条第二項の申請等を行う者は、次に掲げる事項を当該法第三条第二項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請又は届出を行うものとする。 ［一～三　略］ （電子情報処理組織による申請又は届出） **第四条**　内閣総理大臣は、前条による法第三条第二項の申請等を受ける場合には、内閣総理大臣が適当と認める方法により、前条の電子情報処理組織に電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該法第三条第二項の申請等を行う者であることを確認しなければならない。 （金融機関に対する申請書等の提出） **第四条の二**　第三条に規定するもののほか、預貯金者は、法第三条第二項の申請等について、法第八条の規定に基づき内閣総理大臣の委託を受けた金融機関に、第三条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により提出して行うことができる。 ２　前項の申請書等の提出を受けた金融機関は、法第十二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該申請書等に記載された事項を内閣総理大臣に通知するものとする。 （金融機関による本人確認） **第四条の三**　金融機関は、前条による申請書等の提出を受ける場合には、次条で定める方法により、法第三条第二項の申請等を行った預貯金者が本人であることを確認するため、本人特定事項（氏名、住所及び生年月日をいう。以下同じ。）の確認（以下「本人確認」という。）を行うものとする。ただし、本人確認済みの預貯金者の法第三条第二項の申請等については、本人確認を行うことを要しない。	（登録の申請等） **第三条**　法第三条第二項、第四条第二項及び第七条第一項の規定による申請並びに第六条第一項の規定による届出は、内閣総理大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申請又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することにより行うものとする。 ２　前項の申請又は届出を行う者は、次に掲げる事項を申請又は届出を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請又は届出を行うものとする。 ［一～三　同上］ （電子情報処理組織による申請又は届出） **第四条**　内閣総理大臣は、前条の申請又は届出を受ける場合には、内閣総理大臣が適当と認める方法により、前条の電子情報処理組織に電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該申請又は届出を行う者であることを確認しなければならない。 ［新設］ ［新設］

2　前項に規定する「本人確認済みの預貯金者の法第三条第二項の申請等」とは、次に掲げる場合における預貯金者による法第三条第二項の申請等であって、金融機関が第四条の六に規定する方法により当該預貯金者について既に本人確認を行っていることを確認した法第三条第二項の申請等をいう。

一　当該金融機関が他の金融機関に委託して前条による申請書等の提出を受ける場合において、当該他の金融機関が預貯金者について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について確認記録（金融機関が本人確認を行った場合において直ちに、第四条の十第一項各号に掲げる方法のいずれかにより作成する第四条の十一第一項各号に掲げる事項に関する記録をいう。以下同じ。）を保存している場合

二　当該金融機関が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の金融機関の事業を承継する場合において、当該他の金融機関が預貯金者について既に本人確認を行っており、かつ、当該金融機関に対して、当該本人確認に係る確認記録を引き継ぎ、当該金融機関が当該確認記録を保存している場合

三　当該金融機関が預貯金者について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認に係る確認記録を保存している場合

3　金融機関は、預貯金者の本人確認を行う場合において、当該預貯金者の同居の親族又は法定代理人が法第三条第二項の申請等を行うときその他の当該金融機関との間で現に法第三条第二項の申請等の任に当たっている個人が当該預貯金者と異なるときは、当該預貯金者の本人確認に加え、当該現に法第三条第二項の申請等の任に当たっている個人（以下「代理人等」という。）についても、本人確認を行うものとする。

（本人確認の方法）

第四条の四　本人確認の方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

一　預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類（次条各号に定める書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号及び第二号に定めるもの（以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第二号に掲げる書類（一を限り発行され、又は発給されたものを除く。次号及び第三号において同じ。）の代理人等からの提示を除く。）を受ける方法

二　預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類（次条第一号に掲げるものを除く。）の提示（同条第二号に掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該預貯金者の住所に宛てて、当該預貯金者の法第三条第二項の申請等に係る文書（以下「申請等関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

三　預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類のうち次条第三号に掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号に掲げる書類及び同条第二号、第四号若しくは第五号に掲げる書類若しくは当該預貯金者の現在の住所の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。次号及び第九号において同じ。）の提示（同条第二号に掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）を受ける方法

四　預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類のうち次条第三号に掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該預貯金者の現在の住所の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

五　預貯金者又はその代理人等から、金融機関が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書

［新設］

類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている本人特定事項、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真及び当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

六　預貯金者又はその代理人等から、金融機関が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者の写真付き本人確認書類（本人特定事項及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

七　預貯金者又はその代理人等から、金融機関が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者の本人確認書類（次条第四号及び第五号に掲げるものを除き、一を限り発行され、又は発給されたものに限る。以下この号において単に「本人確認書類」という。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている本人特定事項及び当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受け、又は当該預貯金者若しくはその代理人等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該預貯金者の本人確認書類（本人特定事項の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（法第三条第二項の申請等を行う者が次のイ又はロに規定する本人確認に係る預貯金者になりすましている疑いがある法第三条第二項の申請等又は当該確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者（その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者を含む。）による法第三条第二項の申請等を除く。）

イ　他の特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者をいう。）が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項第一号イに掲げる取引若しくは同項第三号に定める取引又は法第三条第二項の申請等を行う際に当該預貯金者について本人確認を行い、当該本人確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者しか知り得ない事項その他の当該預貯金者が当該確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該預貯金者が当該確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを確認していることを確認すること。

ロ　当該預貯金者の預貯金口座（当該預貯金口座に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項第一号イに掲げる取引を行う際に当該預貯金者について本人確認を行い、かつ、当該確認に係る確認記録を保存しているものに限る。）に金銭の振込みを行うとともに、当該預貯金者又はその代理人等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものの送付を受けること。

八　預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類の送付を受け、又は当該預貯金者の本人確認書類（本人特定事項の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該預貯金者又はその代理人等に金融機関が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者の本人確認書類（次条第一号から第三号までに掲げるもののうち一を限

り発行され、又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている本人特定事項及び当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあっては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該預貯金者の住所に宛てて、申請等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

九　預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者の現在の住所の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該預貯金者の本人確認書類の写し及び当該預貯金者の現在の住所の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあっては、当該預貯金者と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該預貯金者の現在の住所の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該預貯金者のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該預貯金者の住所（当該本人確認書類の写しに当該預貯金者の現在の住所の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者の住所）に宛てて、申請等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

十　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（金融機関に代わって住所を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第四条の十一第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十三号に掲げる事項を当該金融機関に伝達する措置がとられているものに限る。）により、預貯金者に対して、申請等関係文書を送付する方法

十一　預貯金者から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下「電子署名法」という。）第四条第一項の認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該預貯金者の本人特定事項の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた法第三条第二項の申請等に関する情報の送信を受ける方法

十二　預貯金者から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた法第三条第二項の申請等に関する情報の送信を受ける方法（金融機関が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）

十三　預貯金者から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該預貯金者の本人特定事項の記録のあるものに限り、当該預貯金者に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた法第三条第二項の申請等に関する情報の送信を受ける方法

２　金融機関は、前項第一号から第八号までに掲げる方法（同項第三号に掲げる方法にあっては当該預貯金者の現在の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては金融機関が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が金融機関が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同項第四号に掲げる方法にあっては当該預貯金者の現在の住所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者の現在の住所の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該預貯金者の現在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者又はその代理人等から、当該記載がある当該預貯金者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該預貯金者の現在の住所を確認することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第二号又は第八号に規定する申請等関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者の住所に宛てて送付するものとする。

一　国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

二　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書

三　公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書

四　前三号に掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該預貯金者の氏名及び住所の記載があるもの（内閣総理大臣が指定するものを除く。）

五　日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち次条に定めるものに準ずるもの（当該預貯金者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

３　金融機関は、第一項第二号、第八号又は第九号に掲げる方法により本人確認を行う場合においては、申請等関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次に掲げる方法のいずれかによることができる。

一　当該金融機関の役職員が、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該預貯金者の住所に赴いて当該預貯金者に申請等関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

二　当該金融機関の役職員が、当該預貯金者の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者の住所に赴いて当該預貯金者に申請等関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて前項の規定により当該預貯金者の現在の住所を確認した場合に限る。）

（本人確認書類）

第四条の五　前条第一項（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、金融機関が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号及び第三号に掲げる本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第二号及び

［新設］

第五号に掲げる本人確認書類にあっては金融機関が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては金融機関が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一　運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）若しくは同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る。）

二　前号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、預貯金者の本人特定事項の記載があり、かつ、当該官公庁が当該預貯金者の写真を貼り付けたもの

三　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）の施行の際現に交付されている国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限り、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第六条第一項の規定により、同項に規定する書類とみなされる間に限る。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳（預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る。）

四　印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

五　第一号から第四号までに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、預貯金者の本人特定事項の記載があるもの（内閣総理大臣が指定するものを除く。）

（預貯金者について既に本人確認を行っていることを確認する方法）

第四条の六　預貯金者について既に本人確認を行っていることを確認する方法は、金融機関が次の各号のいずれかにより預貯金者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを確認する方法とする。

一　預貯金通帳その他の預貯金者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。

二　預貯金者しか知り得ない事項その他の預貯金者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを示す事項の申告を受けること。

［新設］

２　前項の規定にかかわらず、金融機関は、預貯金者又は代理人等と面識がある場合その他の預貯金者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることが明らかな場合は、当該預貯金者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを確認したものとすることができる。

（代理人等の本人確認の方法）

第四条の七　代理人等の本人確認の方法については、第四条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の四第一項第一号	預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者	代理人等から当該代理人等
	提示（同条第二号に掲げる書類（一を限り発行され、又は発給されたものを除く。次号及び第三号において同じ。）の代理人等からの提示を除く。）	提示
第四条の四第一項第二号	預貯金者又はその代理人等	代理人等
	当該預貯金者の本人確認書類	当該代理人等の本人確認書類
	次条第一号	次条第一号及び第二号
	提示（同条第二号に掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）	提示
	当該預貯金者の住所	当該代理人等の住所
第四条の四第一項第三号	預貯金者又はその代理人等	代理人等
	当該預貯金者の	当該代理人等の
	第二号、第四号	第四号
	提示（同条第二号に掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）	提示
第四条の四第一項第四号から第六号及び第八号	預貯金者又はその代理人等	代理人等
	当該預貯金者の	当該代理人等の
第四条の四第一項第七号	預貯金者又はその代理人等	代理人等
	当該預貯金者の	当該代理人等の

［新設］

当該預貯金者若しくはその代理人等	当該代理人等
預貯金者に	代理人等に
預貯金者（	代理人等（
預貯金者を	代理人等を
当該預貯金者しか	当該代理人等しか
当該預貯金者が	当該代理人等が
預貯金者と	代理人等と
第四条の四第一項第九号	
預貯金者又はその代理人等	代理人等
当該預貯金者の	当該代理人等の
当該預貯金者と	当該代理人等と
第四条の四第一項第十号から第十三号まで	
預貯金者	代理人等
第四条の四第二項各号列記以外の部分	
預貯金者の	代理人等の
当該預貯金者又はその代理人等	当該代理人等
第四条の四第二項第四号	
当該預貯金者の	当該代理人等の
第四条の四第二項第五号	
当該預貯金者の氏名及び住所	当該代理人等の氏名及び住所

2　金融機関は、第一項の規定により読み替えて準用する第四条の四第一項第二号、第八号又は第九号に掲げる方法により本人確認を行う場合においては、申請等関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次に掲げる方法のいずれかによることができる。

一　当該金融機関の役職員が、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該代理人等の住所に赴いて当該代理人等に申請等関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

二　当該金融機関の役職員が、当該代理人等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該代理人等の住所に赴いて当該代理人等に申請等関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて前項の規定により読み替えて準用する第四条の四第二項の規定により当該代理人等の現在の住所を確認した場合に限る。）

3　第一項の代理人等は、次の各号のいずれかに該当することにより当該預貯金者のために法第三条第二項の申請等の任に当たっていると認められる者に限る。

一　当該代理人等が、当該預貯金者の同居の親族又は法定代理人であること。

二　当該代理人等が、当該預貯金者が作成した委任状その他の当該代理人等が当該預貯金者のために当該法第三条第二項の申請等の任に当たっていることを証する書面を有していること。

三　当該預貯金者に電話をかけることその他これに類する方法により当該代理人等が当該預貯金者のために当該法第三条第二項の申請等の任に当たっていることが確認できること。

四　第一号から第三号までに掲げるもののほか、金融機関が当該預貯金者と当該代理人等との関係を認識していることその他の理由により当該代理人等が当該預貯金者のために当該法第三条第二項の申請等の任に当たっていることが明らかであること。

（本人確認の方法の特例）

第四条の八　金融機関は、本人確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている預貯金者又は代理人等については、第四条の六に規定する方法に相当する方法により既に当該確認を行っていることを確認するとともに、当該記録を確認記録として保存する方法により本人確認を行うことができる。　［新設］

2　前条第三項の規定は、前項に規定する方法により代理人等の本人確認を行う場合に準用する。

（確認記録の保存）

第四条の九　金融機関は、確認記録を、法第三条第二項の申請等を受けた日から、七年間保存するものとする。　［新設］

（確認記録の作成方法）

第四条の十　確認記録の作成方法は、次に掲げる方法とする。　［新設］

一　確認記録を文書、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二　次のイからチまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからチまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（ト に掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

イ　第四条の四第一項第四号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ロ　第四条の四第一項第五号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報又はその写し

ハ　第四条の四第一項第六号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された本人特定事項及び写真の情報又はその写し

ニ　第四条の四第一項第七号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報又はその写し

ホ　第四条の四第一項第八号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し、当該半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

ヘ　第四条の四第一項第九号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写し

ト　第四条の四第一項第十一号から第十三号まで（これらの規定を第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該方法により本人確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

チ　本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第四条の四第二項（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定により預貯金者又は代理人等の現在の住所の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

2　前項第二号に掲げる方法において確認記録に添付した添付資料は、当該確認記録の一部とみなす。

（確認記録の記録事項）

第四条の十一　確認記録に記録する事項は、次に掲げる事項とする。

一　本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

二　確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

三　預貯金者又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に第四条の九に定める日から七年間保存する場合にあっては、日付に限る。）

四　預貯金者又は代理人等の本人確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付

五　第四条の四第一項第二号若しくは第八号から第十号まで（これらの規定を第四条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関が申請等関係文書を送付した日付

六　第四条の四第一項第五号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

七　第四条の四第一項第六号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された本人特定事項及び写真の情報の送信を受けた日付

八　第四条の四第一項第七号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報の送信を受けた日付及び同号イ又はロに掲げる行為を行った日付

九　第四条の四第一項第八号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付

十　第四条の四第三項又は第四条の七第二項の規定により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、当該各項に規定する交付を行った日付

［新設］

十一	本人確認を行った法第三条第二項の申請等の種類
十二	預貯金者又は代理人等の本人確認を行った方法
十三	預貯金者又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
十四	本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより第四条の四第二項（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定により預貯金者又は代理人等の現在の住所の確認を行ったときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
十五	預貯金者の本人特定事項
十六	代理人等により法第三条第二項の申請等が行われたときは、当該代理人等の本人特定事項、当該代理人等と預貯金者との関係及び当該代理人等が預貯金者のために法第三条第二項の申請等の任に当たっていると認めた理由
十七	預貯金者が自己の氏名と異なる名義を法第三条第二項の申請等に用いるときは、当該名義及び預貯金者が自己の氏名と異なる名義を用いる理由
十八	確認記録等を検索するための口座番号その他の事項

2　金融機関は、添付資料を確認記録に添付するとき又は前項第三号の規定により本人確認書類若しくは補完書類の写しを確認記録に添付するときは、同項各号に掲げる事項のうち当該添付資料又は当該本人確認書類若しくは補完書類の写しに記載があるものについては、同項の規定にかかわらず、確認記録に記録しないことができる。

3　金融機関は、第一項第十五号から第十八号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、金融機関は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

（預金保険機構による個人番号の確認）

第十二条　預金保険機構は、法第十二条第一項第二号に掲げる業務を行う場合において、必要があるときは、地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）のうち住民票コード以外のものの提供を受けて個人番号の確認を行うものとする。　［新設］

（預金保険機構の業務の特例）

第十三条　預金保険機構は、法第十二条第一項第三号に掲げる業務として同条第二項に規定する電子情報処理組織の整備を行う。　［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この庁令は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第七十五条　法別表第一の百二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第三条第四項、第五条第三項、第七条第三項又は第八条第三項の通知に関する事務 二　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第九条第一項の情報の提供に関する事務	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この命令は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令の一部改正）

2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（令和五年デジタル庁・総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

改正後	改正前
第七十五条　法別表第一の百三十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］	**第七十五条**　法別表第一の百二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

省令

○国家公安委員会・国土交通省令第一号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第六条第一項の規定に基づき、国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年一月三十一日

国家公安委員会委員長　松村　祥史
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（第一号において「法」という。）第六条第一項の国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第二条第七項に規定する随伴用自動車の台数が一台以下である場合

二　当該自動車運転代行業者が管理するウェブサイトを有していない場合

附　則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○財務省令第三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十二の三第六項の規定に基づき、及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の十九第二項第四号中「の規定により同項第二号に掲げる評価・換算差額等に区分された金額、同項」を削る。

（法人税法施行規則の一部改正）

第二条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表十六付表の記載要領を次のように改める。

別表十六付表　記載要領

１　この表は、投資法人が租税特別措置法第67条の15第１項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　「評価・換算差額等の額等（2）」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　当該事業年度が令和６年２月１日前に開始した事業年度である場合　租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省令第３号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第22条の19第２項第４号（投資法人に係る課税の特例）に規定する評価・換算差額等に区分された金額、同号に規定する新投資口予約権に区分された金額、同号に規定する新投資口申込証拠金に区分された金額及び同号に規定する自己投資口に区分された金額の合計額

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　租税特別措置法施行規則第22条の19第２項第４号（投資法人に係る課税の特例）に規定する新投資口予約権に区分された金額、同号に規定する新投資口申込証拠金に区分された金額及び同号に規定する自己投資口に区分された金額の合計額

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年二月一日から施行する。

（租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則第二十二条の十九第二項第四号の規定は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十五第一項に規定する投資法人（以下「投資法人」という。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、投資法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

２　投資法人の施行日以後に開始する事業年度における租税特別措置法施行規則第二十二条の十九第六項の規定の適用については、同項に規定する繰越利益等超過純資産控除項目控除額には、第一条の規定による改正前の同令（以下「旧規則」という。）第二十二条の十九第二項の規定により控除された同項第四号に定める金額を含むものとする。

３　投資法人の施行日以後最初に開始する事業年度における租税特別措置法施行規則第二十二条の十九第六項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度の純資産控除項目額は、当該最初に開始する事業年度の前事業年度の旧規則第二十二条の十九第二項第四号に規定する純資産控除項目額とする。

○財務省・経済産業省令第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（融資対象団体等以外のものに対する資金の貸付け等の相手方とならない金融商品仲介業者等の範囲） **第十六条**　法第二十一条第三項第七号の金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者のうち主務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定	（融資対象団体等以外のものに対する資金の貸付け等の相手方とならない金融商品仲介業者等の範囲） **第十六条**　法第二十一条第三項第七号の金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者のうち主務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○　▷　○

する金融商品仲介業者又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。）とする。

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

○文部科学省令第一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

文部科学大臣　盛山　正仁

高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令

高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（試験科目、方法及び程度） **第四条**　［略］ 2　高等学校卒業程度認定試験は、各試験科目について、筆記の方法により、高等学校において別表の第二欄に定める科目を履修した程度において行う。 （試験の免除） **第五条**　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。附則第一条において同じ。）において、各試験科目に相当する別表の第二欄に定める科目を修得した者に対しては、その願出により、当該試験科目についての試験を免除する。 2～6　［略］ **附　則** （施行期日） **第一条**　［略］ 2　第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、平成十五年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定（同令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に適用する。 **第五条**　高等学校（中等教育学校の後期課程並びに学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。	（試験科目、方法及び程度） **第四条**　［同上］ 2　高等学校卒業程度認定試験は、各試験科目について、筆記の方法により、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項を除き、以下同じ。）において別表の第二欄に定める科目を履修した程度において行う。 （試験の免除） **第五条**　高等学校（特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。別表において同じ。）において、各試験科目に相当する別表の第二欄に定める科目を修得した者に対しては、その願出により、当該試験科目についての試験を免除する。 2～6　［同上］ **附　則** （施行期日） **第一条**　［同上］ 2　第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、平成十五年四月一日以後に高等学校（特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定（同令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に適用する。 **第五条**　高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

［略］	［略］
英語、英語A、英語B、英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語ⅡA、英語ⅡB、英語ⅡC、オーラル・コミュニケーションA、オーラル・コミュニケーションB、オーラル・コミュニケーションC、リーディング、ライティング、ドイツ語、フランス語又は中国語	英語
情報技術Ⅰ、情報処理Ⅰ、家庭情報処理、農業情報処理、情報技術基礎、情報処理、水産情報処理又は看護情報処理	情報

2～4　［略］

第七条　旧検定において次の表の上欄に掲げる科目について合格点を得た者（当該旧検定に合格した者を除く。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

［略］	［略］
英語、ドイツ語、フランス語又は中国語	英語
情報関係基礎	情報

別表（第四条及び第五条関係）

第一欄		第二欄	
試験科目の属する教科	試験科目	高等学校の科目	
［略］	［略］	［略］	
外国語	英語	英語コミュニケーションⅠ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語	
情報	［略］	［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］	［同上］
英語、英語A、英語B、英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語ⅡA、英語ⅡB、英語ⅡC、オーラル・コミュニケーションA、オーラル・コミュニケーションB、オーラル・コミュニケーションC、リーディング、ライティング、ドイツ語、フランス語又は中国語	英語

2～4　［同上］

第七条　旧検定において次の表の上欄に掲げる科目について合格点を得た者（当該旧検定に合格した者を除く。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

［同上］	［同上］
英語、ドイツ語、フランス語又は中国語	英語

別表（第四条及び第五条関係）

第一欄		第二欄	
試験科目の属する教科	試験科目	高等学校の科目	
［同上］	［同上］	［同上］	
外国語	英語	英語コミュニケーションⅠ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

２　この省令による改正後の高等学校卒業程度認定試験規則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年四月一日以後に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。附則第三条において同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条（同令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を履修した者に適用する。

（経過措置）

第二条　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。以下この条において同じ。）において次の表の上欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上　欄	下　欄
情報A、情報B又は情報C	情報

第三条　高等学校において次の表の上欄に掲げる科目を修得した者（平成二十五年四月一日から令和四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成二十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上　欄	下　欄
社会と情報又は情報の科学	情報

○厚生労働省令第二十一号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十一条第三項、第十二条第二項、第十四条第一項及び第四十四条の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号。以下「令」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前

（労災保険率等）

第十六条　船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下この項において「船舶所有者の事業」という。）以外の事業に係る労災保険率は別表第一のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は千分の四十二とし、別表第一に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類の細目は、厚生労働大臣が別に定めて告示する。

2　（略）

別表第１（第６条、第16条関係）

労　災　保　険　率　表

事業の種類の分類	事　業　の　種　類	労災保険率
林　業	林業	1000分の52
漁　業	（略）	（略）
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の37
鉱　業	（略）	（略）
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の13

（労災保険率等）

第十六条　船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下この項において「船舶所有者の事業」という。）以外の事業に係る労災保険率は別表第一のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は千分の四十七とし、別表第一に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類の細目は、厚生労働大臣が別に定めて告示する。

2　（略）

別表第１（第６条、第16条関係）

労　災　保　険　率　表

事業の種類の分類	事　業　の　種　類	労災保険率
林　業	林業	1000分の60
漁　業	（略）	（略）
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の38
鉱　業	（略）	（略）
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の16

	（略）	（略）
	採石業	1000分の37
	（略）	（略）
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の34
	（略）	（略）
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の６
	（略）	（略）
製造業	食料品製造業	1000分の5.5
	（略）	（略）
	木材又は木製品製造業	1000分の13
	パルプ又は紙製造業	1000分の７
	（略）	（略）
	陶磁器製品製造業	1000分の17
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の23
	（略）	（略）
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の５
	（略）	（略）
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の９
	（略）	（略）
	めつき業	1000分の6.5
	（略）	（略）
	電気機械器具製造業	1000分の３
	（略）	（略）
	その他の製造業	1000分の６

	（略）	（略）
	採石業	1000分の49
	（略）	（略）
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の62
	（略）	（略）
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の6.5
	（略）	（略）
製造業	食料品製造業	1000分の６
	（略）	（略）
	木材又は木製品製造業	1000分の14
	パルプ又は紙製造業	1000分の6.5
	（略）	（略）
	陶磁器製品製造業	1000分の18
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26
	（略）	（略）
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の5.5
	（略）	（略）
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の10
	（略）	（略）
	めつき業	1000分の７
	（略）	（略）
	電気機械器具製造業	1000分の2.5
	（略）	（略）
	その他の製造業	1000分の6.5

運輸業	（略）	（略）
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の8.5
	（略）	（略）
	港湾荷役業	1000分の12
（略）	（略）	（略）
その他の事業	（略）	（略）
	ビルメンテナンス業	1000分の６
	（略）	（略）

別表第２（第13条関係）

労　務　費　率　表

事業の種類の分類	事　業　の　種　類	請負金額に乗ずる率
建設事業	（略）	（略）
	鉄道又は軌道新設事業	19%
	（略）	（略）
	その他の建設事業	23%

備考　（略）

別表第５（第23条関係）

第２種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第２種特別加入保険料率
特　１	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。） 第46条の17第１号の事業	1000分の11
特　２	労災保険法施行規則 第46条の17第２号の事業	1000分の17
（略）	（略）	（略）
特　５	労災保険法施行規則 第46条の17第５号の事業	1000分の６

運輸業	（略）	（略）
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の９
	（略）	（略）
	港湾荷役業	1000分の13
（略）	（略）	（略）
その他の事業	（略）	（略）
	ビルメンテナンス業	1000分の5.5
	（略）	（略）

別表第２（第13条関係）

労　務　費　率　表

事業の種類の分類	事　業　の　種　類	請負金額に乗ずる率
建設事業	（略）	（略）
	鉄道又は軌道新設事業	24%
	（略）	（略）
	その他の建設事業	24%

備考　（略）

別表第５（第23条関係）

第２種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第２種特別加入保険料率
特　１	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。） 第46条の17第１号の事業	1000分の12
特　２	労災保険法施行規則 第46条の17第２号の事業	1000分の18
（略）	（略）	（略）
特　５	労災保険法施行規則 第46条の17第５号の事業	1000分の７

（略）	（略）	（略）
特　14	労災保険法施行規則　第46条の18第３号イ又はロの作業	1000分の14
特　15	労災保険法施行規則　第46条の18第３号ハの作業	1000分の５
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の令（以下「新令」という。）第十六条第一項及び別表第一の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用する全ての労働者に係る賃金総額に乗ずべき一般保険料率（次条に規定する特定有期事業に係る一般保険料率を除く。以下この条において同じ。）の基礎となる労災保険率及び施行日以後の期間に係る令第二十一条第一項に規定する額の総額に乗ずべき第一種特別加入保険料率（次条に規定する特定有期事業に係る第一種特別加入保険料率を除く。以下この条において同じ。）の基礎となる労災保険率について適用し、施行日前に使用する全ての労働者に係る賃金総額に乗ずべき一般保険料率の基礎となる労災保険率及び施行日前の期間に係る令第二十一条第一項に規定する額の総額に乗ずべき第一種特別加入保険料率の基礎となる労災保険率については、なお従前の例による。

第三条　施行日前に労働者災害補償保険に係る保険関係が成立している事業であって事業の期間が予定されているもの（次条において「特定有期事業」という。）に係る労災保険率（第一種特別加入保険料率の基礎となる場合を含む。）については、新令第十六条第一項及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　特定有期事業に係る令第十三条第一項に規定する請負金額に乗ずべき率は、新令別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条　新令別表第五の規定は、施行日以後の期間に係る令第二十二条に規定する額の総額に乗ずべき第二種特別加入保険料率について適用し、施行日前の期間に係る同条に規定する額の総額に乗ずべき第二種特別加入保険料率については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第二十二号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十三条第三号並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十四条第一項及び第三十二条第一項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四十六条の十七　法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。	**第四十六条の十七**　法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者（以下「特定受託事業者」という。）が同条第五項に規定する業務委託事業者（以下単に「業務委託事業者」という。）から同条第三項に規定する業務委託を受けて行う事業（以下「特定受託事業」という。）又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの	（新設）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

（賃金からの控除）

第六十条　事業主は、被保険者に賃金を支払う都度、当該賃金に応ずる法第三十一条第一項各号の規定によつて計算された被保険者の負担すべき一般保険料の額に相当する額（日雇労働被保険者にあつては、当該額及び法第二十二条第一項の印紙保険料の額の二分の一の額に相当する額）を当該賃金から控除することができる。

２　（略）

別表第５（第23条関係）

第２種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第２種特別加入保険料率
（略）	（略）	（略）
特　11	（略）	（略）
特　12	労災保険法施行規則第46条の17第12号の事業	1000分の３
特　13	（略）	（略）
特　14	（略）	（略）
特　15	（略）	（略）
特　16	（略）	（略）
特　17	（略）	（略）
特　18	（略）	（略）
特　19	（略）	（略）
特　20	（略）	（略）
特　21	（略）	（略）
特　22	（略）	（略）
特　23	（略）	（略）
特　24	（略）	（略）
特　25	（略）	（略）
特　26	（略）	（略）

改正前

（賃金からの控除）

第六十条　事業主は、被保険者に賃金を支払う都度、当該賃金に応ずる法第三十一条第一項の規定によつて計算された被保険者の負担すべき一般保険料の額に相当する額（日雇労働被保険者にあつては、当該額及び法第二十二条第一項の印紙保険料の額の二分の一の額に相当する額）を当該賃金から控除することができる。

２　（略）

別表第５（第23条関係）

第２種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第２種特別加入保険料率
（略）	（略）	（略）
特　11	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
特　12	（略）	（略）
特　13	（略）	（略）
特　14	（略）	（略）
特　15	（略）	（略）
特　16	（略）	（略）
特　17	（略）	（略）
特　18	（略）	（略）
特　19	（略）	（略）
特　20	（略）	（略）
特　21	（略）	（略）
特　22	（略）	（略）
特　23	（略）	（略）
特　24	（略）	（略）
特　25	（略）	（略）

附　則

この省令は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行の日から施行する。

○農林水産省令第四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

農林水産大臣　坂本　哲志

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～一の三　（略） 一の四　保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。） 二～二十　（略） ５・６　（略）	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～一の三　（略） 一の四　保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。） 二～二十　（略） ５・６　（略）

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

○経済産業省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の六第一項の規定及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第五条第一項ただし書に基づき、並びに同法を実施するため、特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

経済産業大臣　齋藤　健

特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第十章　［略］ 第十一章　特許料等の減免又は猶予等（第七十条―第七十八条） 附則 （出願審査の請求の手数料の減免の件数の限度） **第七十五条**　特許法等関係手数料令第一条の六第一項の経済産業省令で定める件数は、百八十件とする。 **第七十六条～第七十八条**　［略］ **様式第73**（第76条関係） ［略］ **様式第74**（第77条関係） ［略］ **様式第75**（第78条関係） ［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	目次 第一章～第十章　［略］ 第十一章　特許料等の減免又は猶予等（第七十条―第七十八条） 附則 ［新設］ **第七十五条～第七十七条**　［略］ **様式第73**（第75条関係） ［略］ **様式第74**（第76条関係） ［略］ **様式第75**（第77条関係） ［略］

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定手続の指定） **第十条**　法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）及び別表第一の二に掲げる手続（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）（以下これらを「特定手続」という。）とする。 一～六十六　［略］	（特定手続の指定） **第十条**　法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）及び別表第一の二に掲げる手続（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）（以下これらを「特定手続」という。）とする。 一～六十六　［略］

六十七　法第五条第一項ただし書の規定による電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の届出

（特定通知等を受ける方式の指定）

第二十三条の六　法第五条第一項ただし書の経済産業省令で定める方式は、様式第三十二の三により、特定通知等の相手方があらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受けることを届け出る方式とする。

別表第一の二

一～九十	［略］	
九十一	特許法施行規則第七十六条の規定による特許料の返還の請求	
九十二～百二十七	［略］	

備考　表中の［　］は注記である。

［新設］

（特定通知等を受ける方式の指定）

第二十三条の六　法第五条第一項ただし書の経済産業省令で定める方式は、識別番号の入力並びに電子署名及び電子証明書の送信とする。

別表第一の二

一～九十	［略］	
九十一	特許法施行規則第七十五条の規定による特許料の返還の請求	
九十二～百二十七	［略］	

様式第三十二の二の次に次の一様式を加える。

様式第32の３（第23条の６関係）

電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の届出書

（令和　年　月　日）

特許庁長官　殿

１　届出をする者
　識別番号
　住所又は居所
　氏名又は名称

〔備考〕

１　様式第１の備考１から５まで、７及び14から17までと同様とする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第二条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条第六十六号の次に一号を加える改正規定、同令第二十三条の六の改正規定及び同令様式第三十二の二の次に一様式を加える改正規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（準備行為）

２　改正法附則第六条第一項に規定する届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、この省令による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条第六十七号及び第二十三条の六の規定の例により行うことができる。

○国土交通省令第六号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、海上運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上運送法施行規則等の一部を改正する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（運賃及び料金等の公示の方法）	（運賃及び料金等の公示）
第七条　法第十条の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、一般旅客定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、一般旅客定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。	**第七条**　法第十条の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を記載した書面を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示して行い、かつ、当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにして行うものとする。
一　一般旅客定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合	（新設）
二　一般旅客定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合	（新設）
２　一般旅客定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条の四第一項において同じ。）を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。	（新設）
（賃率表の公示の方法）	（賃率表の公示）
第二十一条の二　（略）	**第二十一条の二**　（略）

（運賃及び料金等の公示の方法）

第二十一条の四　法第十九条の六の二の規定による公示は、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、内航貨物定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、内航貨物定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　内航貨物定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　内航貨物定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

2　内航貨物定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

（運賃及び料金等の公示の方法）

第二十一条の十五　（略）

（モーターボート競走法施行規則の一部改正）

第二条　モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定重勝式勝舟投票法）	（指定重勝式勝舟投票法）
第二十四条　（略）	**第二十四条**　（略）
2　法第十六条第一項又は第三項の払戻金として加算する金額については、施行者が当該指定重勝式勝舟投票法と同一の種別の指定重勝式勝舟投票法の舟券を発売する前に、当該施行者のウェブサイトに掲載するものとする。	2　法第十六条第一項又は第三項の払戻金として加算する金額については、施行者が当該指定重勝式勝舟投票法と同一の種別の指定重勝式勝舟投票法の舟券を発売する前に、競走場内及び場外発売場内の一定の場所に掲示するものとする。
（運賃及び料金等の公示）	（運賃及び料金等の公示）
第二十一条の四　法第十九条の六の二の規定による公示は、次に掲げる事項を記載した書面を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示して行い、かつ当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにして行うものとする。	（新設）
一　運賃及び料金	
二　第六条に規定する事項を記載した運送約款	
（運賃及び料金等の公示）	（運賃及び料金等の公示）
第二十一条の十五　（略）	**第二十一条の十五**　（略）

（舟券の発売）

第二十七条　（略）

2　前項の規定により舟券の発売を締め切つたときは、勝舟投票法の種類ごとに単勝式勝舟投票法及び複勝式勝舟投票法にあつては各モーターボートに対する、連勝単式勝舟投票法、連勝複式勝舟投票法及び重勝式勝舟投票法にあつては各組に対する発売枚数を、直ちに施行者のウェブサイトに掲載するものとする。

（道路運送法施行規則の一部改正）

第三条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（旅客から収受する対価の公示等）	（旅客から収受する対価の公示等）
第五十一条の十四　（略）	**第五十一条の十四**　（略）
2　前項の公示は、事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示するとともに、次の各号に掲げる自家用有償旅客運送者の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。	2　前項の公示は、事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。
一　市町村　当該市町村のウェブサイトへの掲載	（新設）
二　特定非営利活動法人等　当該特定非営利活動法人等のウェブサイト又は関係する市町村若しくは都道府県の協力を得て行う当該市町村若しくは都道府県のウェブサイトへの掲載	（新設）

（自動車道事業規則の一部改正）

第四条　自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公示方法）	（公示方法）
第二十一条の二　法第六十四条の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、自動車道事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。	**第二十一条の二**　法第六十四条の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

（土地収用法施行規則の一部改正）

第五条　土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（補償等についての周知措置） **第十三条**　法第二十八条の二（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の土地所有者及び関係人に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　前号の書面を配布する場所及び補償等の内容について、起業地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により公衆の閲覧に供すること。 イ　起業者のウェブサイトへの掲載 ロ　関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載 2　前項第二号による措置は、法第二十六条の二第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の縦覧の終了の日までしなければならない。 （事業の廃止又は変更についての周知措置） **第十三条の三**　法第三十条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の必要な措置は、当該収用し、又は使用する必要がなくなつた土地等の土地所有者及び関係人への通知並びに次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　当該土地等又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により公衆の閲覧に供すること。	（補償等についての周知措置） **第十三条**　法第二十八条の二（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の土地所有者及び関係人に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　前号の書面を配布する場所及び補償等の内容を起業地又はその周辺の適当な場所に掲示すること。 （新設） （新設） 2　前項第二号による掲示は、法第二十六条の二第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の縦覧の終了の日までしなければならない。 （事業の廃止又は変更についての周知措置） **第十三条の三**　法第三十条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の必要な措置は、当該収用し、又は使用する必要がなくなつた土地等の土地所有者及び関係人に通知し、当該土地等若しくはその周辺の適当な場所に掲示し、又は当該土地等が所在する地方の新聞紙に公告することとする。 （新設）

改正後	改正前
イ　起業者のウェブサイトへの掲載 ロ　関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載 二　当該土地等が所在する地方の新聞紙に公告すること。	（新設）

（流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和四十二年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（造成敷地等の譲受人の公募） **第十九条**　法第三十四条の規定により施行者が行う譲受人の公募は、地方公共団体にあつては公報への登載その他所定の手段及び当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により、独立行政法人都市再生機構にあつては掲示及び独立行政法人都市再生機構のウェブサイトへの掲載によつて行うものとする。 2・3　（略）	（造成敷地等の譲受人の公募） **第十九条**　法第三十四条の規定により施行者が行う譲受人の公募は、地方公共団体にあつては公報への登載その他所定の手段により、独立行政法人都市再生機構にあつては掲示によつて行うものとする。 2・3　（略）

（都市計画法施行規則の一部改正）

第七条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（市街地開発事業等予定区域の区域内の土地建物等の先買いに関する周知措置） **第三十八条の三**　法第五十二条の三第一項の関係権利者に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一　土地建物等の有償譲渡についての制限の内容を市街地開発事業等予定区域の区域内又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、施行予定者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。 二　（略）	（市街地開発事業等予定区域の区域内の土地建物等の先買いに関する周知措置） **第三十八条の三**　法第五十二条の三第一項の関係権利者に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一　土地建物等の有償譲渡についての制限の内容を市街地開発事業等予定区域の区域内又はその周辺の適当な場所に掲示すること。 二　（略）

２　前項第一号の規定による措置は、法第十二条の二第五項の規定により市街地開発事業等予定区域に関する都市計画がその効力を失つた日又は施行予定者が市街地開発事業等予定区域の区域内のすべての土地建物等について必要な権利を取得した日までしなければならない。

（事業予定地内の土地の先買いに関する周知措置）

第四十二条　法第五十七条第一項の関係権利者に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一　土地の有償譲渡についての制限の内容を市街地開発事業の施行区域内又は法第五十五条第一項の規定による指定に係る都市計画施設の区域内若しくはその周辺の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事にあつては当該都道府県の、市長にあつては当該市の、法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者にあつては当該者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。ただし、当該者（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社を除く。ロにおいて同じ。）が第一種市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。）又は防災街区整備事業を施行しようとする場合において、次のいずれかに該当するときは、そのウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供することを要しない。

イ　当該事業の施行区域の面積が〇・四ヘクタール未満であること。

ロ　当該者が自ら管理するウェブサイトを有していないこと。

二　（略）

２　前項第一号の規定による措置は、法第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した日又は都道府県知事等若しくは法第五十六条第一項の規定による土地の買取りの申出及び法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者が事業予定地内のすべての土地について必要な権利を取得した日までしなければならない。

（施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内の土地建物等の先買いに関する周知措置）

第四十三条の三　法第五十七条の四において準用する法第五十二条の三第一項の関係権利者に周知させるための必要な措置については、第三十八条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「市街地開発事業等予定区域の区域内」とあるのは、「施行予定者が定められている都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内のすべての土地建物等について必要な権利を取得した日又は法第六十六条の二第二項の公告の日までしなければならない。

（事業地内の土地建物等の先買いに関する周知措置）

第五十三条　法第六十六条の関係権利者に周知させるための必要な措置については、第三十八条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「市街地開発事業等予定区域の区域内」とあるのは、「事業地内」と、「施行予定者」とあるのは「施行者」と読み替えるものとする。

２　前項において準用する第三十八条の三第一項第一号の規定による措置は、事業施行期間の終了の日又は施行者が事業地内のすべての土地建物等について必要な権利を取得した日までしなければならない。

２　前項第一号の規定による掲示は、法第十二条の二第五項の規定により市街地開発事業等予定区域に関する都市計画がその効力を失つた日又は施行予定者が市街地開発事業等予定区域の区域内のすべての土地建物等について必要な権利を取得した日までしなければならない。

（事業予定地内の土地の先買いに関する周知措置）

第四十二条　法第五十七条第一項の関係権利者に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一　土地の有償譲渡についての制限の内容を市街地開発事業の施行区域内又は法第五十五条第一項の規定による指定に係る都市計画施設の区域内若しくはその周辺の適当な場所に掲示すること。

（新設）

（新設）

二　（略）

２　前項第一号の規定による掲示は、法第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した日又は都道府県知事等若しくは法第五十六条第一項の規定による土地の買取りの申出及び法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者が事業予定地内のすべての土地について必要な権利を取得した日までしなければならない。

（施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内の土地建物等の先買いに関する周知措置）

第四十三条の三　法第五十七条の四において準用する法第五十二条の三第一項の関係権利者に周知させるための必要な措置については、第三十八条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「市街地開発事業等予定区域の区域内」とあるのは、「施行予定者が定められている都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内のすべての土地建物等について必要な権利を取得した日又は法第六十六条の二第二項の公告の日までしなければならない。

（事業地内の土地建物等の先買いに関する周知措置）

第五十三条　法第六十六条の関係権利者に周知させるための必要な措置については、第三十八条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「市街地開発事業等予定区域の区域内」とあるのは、「事業地内」と読み替えるものとする。

２　前項において準用する第三十八条の三第一項第一号の規定による掲示は、事業施行期間の終了の日又は施行者が事業地内のすべての土地建物等について必要な権利を取得した日までしなければならない。

（都市再開発法施行規則の一部改正）

第八条　都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定建築者の公募） **第三十四条の二**　法第九十九条の三第一項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により施行者が行う特定建築者の公募は、地方公共団体にあつては公報への登載その他所定の手段及び当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により、その他の施行者にあつては掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が第一種市街地再開発事業を施行する個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。）は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。 一　施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合 二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 2　（略） （公告の方法等） **第三十九条**　（略） 2　国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第七条の十五第一項、法第十九条第一項（法第五十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、法第五十条の八第一項又は法第五十四条第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第四条第一項の施行地区区域図によつて表示した施行地区について、その公告をした日から起算して三十日間、市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に掲示するとともに、国土交通大臣にあつては国土交通省の、都道府県知事にあつては当該都道府県の、施行者にあつては当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入することを内容とする事業計画又は事業基本方針の変更について、法第七条の十六第二項において準用する法第七条の十五第一項の公告、法第三十八条第二項において準用する法第十九条第一項及び第二項の公告、法第五十八条第四項において準用する法第十九条第一項の公告、法第五十条の九第二項において準用する法第五十条の八第一項並びに法第五十六条において準用する法第五十四条第一項の公告をした場合も、同様とする。	（特定建築者の公募） **第三十四条の二**　法第九十九条の三第一項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により施行者が行う特定建築者の公募は、地方公共団体にあつては公報への登載その他所定の手段により、個人施行者、組合、再開発会社又は機構等にあつては掲示によつて行うものとする。 （新設） 2　（略） （公告の方法等） **第三十九条**　（略） 2　国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第七条の十五第一項、法第十九条第一項（法第五十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、法第五十条の八第一項又は法第五十四条第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第四条第一項の施行地区区域図によつて表示した施行地区を市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して三十日間掲示しなければならない。施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入することを内容とする事業計画又は事業基本方針の変更について、法第七条の十六第二項において準用する法第七条の十五第一項の公告、法第三十八条第二項において準用する法第十九条第一項及び第二項の公告、法第五十八条第四項において準用する法第十九条第一項の公告、法第五十条の九第二項において準用する法第五十条の八第一項並びに法第五十六条において準用する法第五十四条第一項の公告をした場合も、同様とする。 3　国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第七条の十六第二項において準用する法第七条の十五第一項の公告（前項後段に掲げるものを除く。）、法第三十八条第二項において準用する法第十九条第一項及び第二項の公告（前項後段に掲げるものを除く。）、法第五十条の九第二項において準用する法第五十条の八第一項（前項後段に掲げるものを除く。）、法第五十八条第四項において準用する法第十九条第一項の公告（前項後段に掲げるものを除く。）又は法第五十六条において準用する法第五十四条第一項の公告（前項後段に掲げるものを除く。）をしたときは、その公告の内容を市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。 4　施行者は、法第八十六条第一項（法第百十八条の十において準用する場合を含む。）の公告をしたときは、その公告の内容及び第二十八条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によつて表示した配置設計を市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。ただし、施行者が、権利変換計画又は管理処分計画の

種市街地再開発事業を施行する個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。）を除き、当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、施行者が、権利変換計画又は管理処分計画の変更で配置設計の変更を伴わないものについて法第八十六条第一項（法第百十八条の十において準用する場合を含む。）の公告をしたときにおいては、第二十八条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によつて表示した配置設計を掲示すること及び公衆の閲覧に供することを要しない。

一　施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

5　都道府県知事、市長、施行者又は事業代行者は、法第七条の五第二項、法第七条の十七第八項、法第五十条の十二第二項において準用する法第五十条の八第一項、法第六十六条第五項、法第七十条の二第五項若しくは第六項、法第百条第一項若しくは第二項、法第百十三条（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第百十七条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第百十八条の十七、法第百十八条の二十第一項、法第百二十四条の二第三項又は法第百二十五条の二第五項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事にあつては当該都道府県の、市長にあつては当該市の、施行者にあつては次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が第一種市街地再開発事業を施行する個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。）を除き当該施行者の、事業代行者にあつては当該事業代行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

一　施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（新都市基盤整備法施行規則の一部改正）

第九条　新都市基盤整備法施行規則（昭和五十年建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（土地の取得のための措置） **第七条**　施行者は、法第十一条に規定する措置を講じた後、直ちに、法第十二条（法第十九条において準用する場合を含む。）の規定により定めた期間について、施行区域内又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。 （一団の宅地となる換地の希望の申出ができる旨の周知措置） **第二十六条**　法第二十六条第二項の施行区域内の宅地の所有者に周知させる措置は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　前号に掲げる事項について、施行区域内又はその周辺の適当な場所に掲示すること。 ともに、施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。	（土地の取得のための措置） **第七条**　施行者は、法第十一条に規定する措置を講じた後、直ちに、法第十二条（法第十九条において準用する場合を含む。）の規定により定めた期間を施行区域内又はその周辺の適当な場所に掲示しなければならない。 （一団の宅地となる換地の希望の申出ができる旨の周知措置） **第二十六条**　法第二十六条第二項の施行区域内の宅地の所有者に周知させる措置は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　前号に掲げる事項を施行区域内又はその周辺の適当な場所に掲示すること。
（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正） **第十条**　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和五十年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
（賃借人の募集方法） **第五十条の八**　（略） 2　前項の規定による公募は、都府県知事が定めるところにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前	（賃借人の募集方法） **第五十条の八**　（略） 2　前項の規定による公募は、都府県知事が定めるところにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前

に、新聞掲載、掲示等により行うとともに、一般賃貸人のウェブサイトへの掲載により行わなければならない。

3・4　（略）

（譲受人の募集方法）

第五十条の十七　（略）

2　前項の規定による公募は、都府県知事が定めるところにより、譲受けの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等により行うとともに、一般譲渡人のウェブサイトへの掲載により行わなければならない。

3・4　（略）

（公告の方法等）

第五十一条　（略）

2　都府県知事（法第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の規定により市の長の許可を受けなければならない場合にあつては、当該市の長）は、法第百四条第二項の規定による公告をしたときは、その公告の内容その他必要な事項について、当該公告の日から十日間、当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示するとともに、当該都府県（法第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の規定により市の長の許可を受けなければならない場合にあつては、当該市）のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

（地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令の一部改正）

第十一条　地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令（平成四年建設省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十一条第七項の規定による公告の内容等の掲示等）	（法第二十一条第七項の規定による公告の内容等の掲示）
第二条　都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。次条において同じ。）は、法第二十一条第七項の規定による公告をしたときは、その公告の内容その他必要な事項を、当該公告の日から十日間当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。	**第二条**　都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。次条において同じ。）は、法第二十一条第七項の規定による公告をしたときは、その公告の内容その他必要な事項について、当該公告の日から十日間、当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。
（都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則の一部改正）	
第十二条　都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則（平成五年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改正後	改正前
（法第一条第三項第二号の規定による公募）	（法第一条第三項第二号の規定による公募）
第一条　都市開発資金の貸付けに関する法律（以下「法」という。）第一条第三項第二号の規定により施行者が行う公募は、地方公共団体にあっては公報その他所定の手段及び当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により、その他の施行者にあっては掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が第一種市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。第四条において同じ。）を施行する個人施行者（同法第七条の十五第二項に規定する個人施行者をいう。）、市街地再開発組合又は再開発会社である場合に限る。）は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。	**第一条**　都市開発資金の貸付けに関する法律（以下「法」という。）第一条第三項第二号の規定により施行者が行う公募は、地方公共団体にあっては公報その他所定の手段により、その他の施行者にあっては掲示により行うものとする。
一　施行地区（都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区をいう。第四条第一号において同じ。）の面積が〇・四ヘクタール未満である場合	（新設）
二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合	（新設）

（土地区画整理事業の施行者が行う公募）

第二条　法第一条第四項第五号の規定により施行者が行う公募は、国土交通大臣、都道府県又は市町村にあっては官報、公報その他所定の手段及び国土交通省、当該都道府県又は当該市町村のウェブサイトへの掲載により、その他の施行者にあっては掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が個人施行者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九条第五項に規定する個人施行者をいう。）、土地区画整理組合又は区画整理会社である場合に限る。）は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。次条及び第七条第一号において同じ。）の面積が二ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置）

第三条　法第一条第五項の国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置は、事業計画（土地区画整理法第十四条第一項又は第三項の事業計画をいう。）の変更のうち次に掲げるものとする。

一　土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地（土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。）の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合の変更

二～六　（略）

（土地区画整理事業の施行者が行う公募）

第二条　法第一条第四項第五号の規定により施行者が行う公募は、国土交通大臣、都道府県又は市町村にあっては官報、公報その他所定の手段により、その他の施行者にあっては掲示により行うものとする。

（新設）

（新設）

（土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置）

第三条　法第一条第五項の国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置は、事業計画（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項又は第三項の事業計画をいう。）の変更のうち次に掲げるものとする。

一　土地区画整理事業の施行後における施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。）内の宅地（同条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。）の地積（同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下同じ。）の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合の変更

二～六　（略）

（管理処分に要する費用の貸付金の要件となる市街地再開発事業の施行者が行う公募）

第四条　法第二条第四項の表二の項の規定により施行者が行う公募は、掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が第一種市街地再開発事業を施行する場合に限る。）は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（管理処分に要する費用の貸付金の要件となる土地区画整理事業の施行者が行う公募）

第七条　法第二条第五項の表三の項の規定により施行者が行う公募は、掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　施行地区の面積が二ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定建築者の公募）	（特定建築者の公募）
第百六条　法第二百三十六条第一項の規定により施行者が行う特定建築者の公募は、地方公共団体にあっては公報への登載その他	**第百六条**　法第二百三十六条第一項の規定により施行者が行う特定建築者の公募は、地方公共団体にあっては公報への登載その他

所定の手段及び当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により、その他の施行者にあっては掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が個人施行者、事業組合又は事業会社である場合に限る。）は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

2　（略）

第百二十一条　（略）

2　国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第百二十八条第一項、法第百四十三条第一項（法第百八十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、法第百七十一条第一項又は法第百八十二条第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第七十七条第一項の施行地区区域図によって表示した施行地区について、その公告をした日から起算して三十日間、防災街区整備事業の施行地区内の適当な場所に掲示するとともに、国土交通大臣にあっては国土交通省の、都道府県知事にあっては当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入することを内容とする事業計画又は事業基本方針の変更について、法第百二十九条第二項において準用する法第百二十八条第一項の公告、法第百五十七条第二項において準用する法第百四十三条第一項若しくは第二項の公告、法第百七十二条第二項において準用する法第百七十一条第一項の公告、法第百八十四条において準用する法第百八十二条第一項の公告、法第百五十七条第二項において準用する法第百四十三条第一項若しくは第二項の公告、法第百七十二条第二項において準用する法第百七十一条第一項の公告、法第百八十四条において準用する法第百八十二条第一項の公告又は法第百八十八条第四項において準用する法第百四十三条第一項の公告をした場合も、同様とする。

所定の手段により、個人施行者、事業組合、事業会社又は機構等にあっては掲示によって行うものとする。

（新設）

（新設）

2　（略）

第百二十一条　（略）

2　国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第百二十八条第一項、法第百四十三条第一項（法第百八十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、法第百七十一条第一項又は法第百八十二条第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第七十七条第一項の施行地区区域図によって表示した施行地区を防災街区整備事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して三十日間掲示しなければならない。施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入することを内容とする事業計画又は事業基本方針の変更について、法第百二十九条第二項において準用する法第百二十八条第一項の公告、法第百五十七条第二項において準用する法第百四十三条第一項若しくは第二項の公告、法第百七十二条第二項において準用する法第百七十一条第一項の公告、法第百八十四条において準用する法第百八十二条第一項の公告又は法第百八十八条第四項において準用する法第百四十三条第一項の公告をした場合も、同様とする。

3　国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第百二十九条第二項において準用する法第百二十八条第一項の公告、法第百五十七条第二項において準用する法第百四十三条第一項若しくは第二項の公告、法第百七十二条第二項において準用する法第百四十一条第一項の公告、法第百八十四条において準用する法第百八十二条第一項の公告又は法第百八十八条第四項において準用する法第百四十三条第一項の公告をした日から起算して十日間、防災街区整備事業の施行地区内の適当な場所に掲示するとともに、国土交通大臣にあっては国土交通省の、都道府県知事にあっては当該都道府県の、施行者にあっては当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

4　施行者は、法第二百十九条第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第九十一条第一項の配置設計図によって表示した配置設計について、防災街区整備事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が個人施行者、事業組合又は事業会社である場合に限る。）を除き、当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、施行者が、権利変換計画の変更で配置設計の変更を伴わないものについて法第二百十九条第一項の公告をしたときにおいては、第九十一条第一項の配置設計図によって表示した配置設計の掲示を要しない。

一　施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

3　国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第百二十九条第二項において準用する法第百二十八条第一項の公告（前項後段に掲げるものを除く。）、法第百五十七条第二項において準用する法第百四十三条第一項若しくは第二項の公告（前項後段に掲げるものを除く。）、法第百七十二条第二項において準用する法第百七十一条第一項の公告（前項後段に掲げるものを除く。）、法第百八十四条において準用する法第百八十二条第一項の公告（前項後段に掲げるものを除く。）又は法第百八十八条第四項において準用する法第百四十三条第一項（前項後段に掲げるものを除く。）をしたときは、その公告の内容を防災街区整備事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。

4　施行者は、法第二百十九条第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第九十一条第一項の配置設計図によって表示した配置設計を防災街区整備事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。ただし、施行者が、権利変換計画の変更で配置設計の変更を伴わないものについて法第二百十九条第一項の公告をしたときにおいては、第九十一条第一項の配置設計図によって表示した配置設計の掲示を要しない。

（新設）

（新設）

改正後	改正前
5　都道府県知事、市長、施行者又は事業代行者は、法第百三十条において準用する都市再開発法第七条の十七第八項、法第百七十五条第二項において準用する法第百七十一条第一項、法第百九十七条第五項、法第二百二条第五項若しくは第六項、法第二百四十四条第一項若しくは第二項、法第二百五十八条第二項、法第二百六十一条第一項若しくは第二項、法第二百六十九条第三項又は法第二百七十一条第五項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、防災街区整備事業の施行地区内の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事にあっては当該都道府県の、市長にあっては当該市の、施行者にあっては次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が個人施行者、事業組合又は事業会社である場合に限る。）を除き当該施行者の、事業代行者にあっては当事業代行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。 一　施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合 二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 （避難経路協定の認可等の申請の公告） **第百三十一条**　法第二百九十条第一項（法第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法及び市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 一～四　（略）	5　都道府県知事、市長、施行者又は事業代行者は、法第百三十条において準用する都市再開発法第七条の十七第八項、法第百七十五条第二項において準用する法第百七十一条第一項、法第百九十七条第五項、法第二百二条第五項若しくは第六項、法第二百四十四条第一項若しくは第二項、法第二百五十八条第二項、法第二百六十一条第一項若しくは第二項、法第二百六十九条第三項又は法第二百七十一条第五項の公告をしたときは、その公告の内容を防災街区整備事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。 （新設） （新設） （避難経路協定の認可等の申請の公告） **第百三十一条**　法第二百九十条第一項（法第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。 一～四　（略）

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公告の方法等） **第百五条**　（略） 2　都道府県知事等は、法第十四条第一項の公告、法第三十四条第二項において準用する法第十四条第一項の公告（施行マンションの敷地の区域又は施行再建マンションの敷地の区域を変更するものに限る。）、法第四十九条第一項の公告又は法第五十条第二項において準用する法第四十九条第一項の公告（施行マンションの敷地の区域又は施行再建マンションの敷地の区域を変更するものに限る。）をしたときは、その公告の内容、第五条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）の施行マンション敷地区域図によって表示した施行再建マンションの敷地の区域又は第八条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）の施行再建マンション敷地区域図によって表示した施行再建マンションの敷地の区域について、その公告をした日から起算して三十日間、施行マンションの敷地又は隣接施行敷地（法第八十一条の建築工事の完了の公告の日以後にあっては、施行再建マンションの敷地。以下この条において同じ。）の区域内の適当な場所に掲示するとともに、当該都道府県（市の区域内にあっては、当該市。以下この条において同じ。）のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。 3　都道府県知事等は、法第三十四条第二項において準用する法第十四条第一項の公告又は法第五十条第二項において準用する法第四十九条第一項の公告（これらの公告のうち施行マンションの敷地の区域又は施行再建マンションの敷地の区域を変更するものを除く。）をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、施行マンションの敷地又は隣接施行敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、当該都道府県のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。	（公告の方法等） **第百五条**　（略） 2　都道府県知事等は、法第十四条第一項の公告、法第三十四条第二項において準用する法第十四条第一項の公告（施行マンションの敷地の区域又は施行再建マンションの敷地の区域を変更するものに限る。）、法第四十九条第一項の公告又は法第五十条第二項において準用する法第四十九条第一項の公告（施行マンションの敷地の区域又は施行再建マンションの敷地の区域を変更するものに限る。）をしたときは、その公告の内容、第五条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）の施行マンション敷地区域図によって表示した施行再建マンションの敷地の区域又は第八条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）の施行再建マンション敷地区域図によって表示した施行再建マンションの敷地の区域を、施行マンションの敷地又は隣接施行敷地（法第八十一条の建築工事の完了の公告の日以後にあっては、施行再建マンションの敷地。以下この条において同じ。）の区域内の適当な場所に、その公告をした日から起算して三十日間掲示しなければならない。 3　都道府県知事等は、法第三十四条第二項において準用する法第十四条第一項の公告又は法第五十条第二項において準用する法第四十九条第一項の公告（これらの公告のうち施行マンションの敷地の区域又は施行再建マンションの敷地の区域を変更するものを除く。）をしたときは、その公告の内容を施行マンションの敷地又は隣接施行敷地の区域内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。

4　施行者は、法第六十八条第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第三十三条第一項の配置設計図によって表示した配置設計について、その公告をした日から起算して十日間、施行マンションの敷地又は隣接施行敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、施行者が、権利変換計画の変更で配置設計の変更を伴わないものについて法第六十八条第一項の公告をしたときにおいては、第三十三条第一項の配置設計図によって表示した配置設計を掲示すること及び公衆の閲覧に供することを要しない。

一　施行マンションの敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合（法第五条第二項の規定による施行者にあっては、マンション建替事業のために自ら管理するウェブサイトを有していない場合）

5　都道府県知事等又は施行者は、法第五十一条第七項、法第八十一条又は法第九十九条第三項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、施行マンションの敷地又は隣接施行敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事等にあっては当該都道府県の、施行者にあっては次の各号のいずれかに該当する場合を除き当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

一　施行マンションの敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合（法第五条第二項の規定による施行者にあっては、マンション建替事業のために自ら管理するウェブサイトを有していない場合）

4　施行者は、法第六十八条第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第三十三条第一項の配置設計図によって表示した配置設計を施行マンションの敷地又は隣接施行敷地の区域内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。ただし、施行者が、権利変換計画の変更で配置設計の変更を伴わないものについて法第六十八条第一項の公告をしたときにおいては、第三十三条第一項の配置設計図によって表示した配置設計の掲示を要しない。

（新設）

（新設）

5　都道府県知事等又は施行者は、法第五十一条第七項、法第八十一条又は法第九十九条第三項の公告をしたときは、その公告の内容を施行マンションの敷地又は隣接施行敷地の区域内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。

（新設）

（新設）

6　都道府県知事等は、法第百二十三条第一項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して三十日間、売却マンションの敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、当該都道府県のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

7　都道府県知事等又は組合は、法第百三十四条第二項において準用する法第百二十三条第一項又は法第百四十七条第一項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、売却マンションの敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、当該都道府県知事等にあっては当該都道府県の、組合にあっては次の各号のいずれかに該当する場合を除き当該組合のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

一　売却マンションの敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二　組合が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

8　都道府県知事等は、法第百七十三条第一項の公告をしたときは、その公告の内容、第八十一条第一項の分割実施敷地区域図によって表示した分割実施敷地の区域又は第八十三条第一項の除却マンション敷地区域図によって表示した除却マンション敷地の区域及び非除却マンション敷地区域図によって表示した非除却マンション敷地の区域について、その公告をした日から起算して三十日間、分割実施敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、当該都道府県のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

6　都道府県知事等は、法第百二十三条第一項の公告をしたときは、その公告の内容を売却マンションの敷地の区域内の適当な場所に、その公告をした日から起算して三十日間掲示しなければならない。

7　都道府県知事等又は組合は、法第百三十四条第二項において準用する法第百二十三条第一項又は法第百四十七条第一項の公告をしたときは、その公告の内容を売却マンションの敷地の区域内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。

（新設）

8　都道府県知事等は、法第百七十三条第一項の公告をしたときは、その公告の内容、第八十一条第一項の分割実施敷地区域図によって表示した分割実施敷地の区域又は第八十三条第一項の除却マンション敷地区域図によって表示した除却マンション敷地の区域及び非除却マンション敷地区域図によって表示した非除却マンション敷地の区域を、分割実施敷地の区域内の適当な場所に、その公告をした日から起算して三十日間掲示しなければならない。

9　都道府県知事等又は組合は、法第百八十三条第二項において準用する法第百七十三条第一項の公告又は法第百九十九条第一項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、分割実施敷地の区域内の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事等にあっては当該都道府県の、組合にあっては次の各号のいずれかに該当する場合を除き当該組合のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

一　分割実施敷地の敷地面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二　組合が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（賃借人の募集方法）	（賃借人の募集方法）
第十四条　（略）	**第十四条**　（略）
2　前項の規定による公募は、市町村長が定めるところにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等により行うとともに、一般賃貸人のウェブサイトへの掲載により行わなければならない。	2　前項の規定による公募は、市町村長が定めるところにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。
3・4　（略）	3・4　（略）
（譲受人の募集方法）	（譲受人の募集方法）
第二十三条　（略）	**第二十三条**　（略）
2　前項の規定による公募は、市町村長が定めるところにより、譲受けの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等により行うとともに、一般譲渡人のウェブサイトへの掲載により行わなければならない。	2　前項の規定による公募は、市町村長が定めるところにより、譲受けの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。
3・4　（略）	3・4　（略）
（新設）	（賃借人の募集方法）
（新設）	**第三十五条**　（略）
（新設）	2　前項の規定による公募は、地方公共団体の長が定めるところにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等により行うとともに、当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により行わなければならない。
（新設）	3・4　（略）
（新設）	（譲受人の募集方法）
（新設）	**第四十四条**　（略）
（新設）	2　前項の規定による公募は、地方公共団体の長が定めるところにより、譲受けの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。
（新設）	3・4　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。ただし、第四条から第九条まで、第十条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律施行規則第五十二条第二項の改正規定及び第十一条から第十四条までの規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第十条及び第十五条の規定による改正後の次に掲げる省令の規定は、この省令の施行の日以後に開始される公募について適用し、同日前に開始された公募については、なお従前の例による。

一　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十条の八第二項及び第五十条の十七第二項

二　国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第十四条第二項、第二十三条第二項、第三十五条第二項及び第四十四条第二項

3　第六条の規定による改正後の流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第十九条第一項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に開始される公募について適用し、同日前に開始された公募については、なお従前の例による。

4　第八条、第十条、第十一条、第十三条及び第十四条の規定による改正後の次に掲げる省令の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる公告について適用し、同日前にされた公告については、なお従前の例による。

一　都市再開発法施行規則第三十九条第二項から第五項まで

二　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十一条第二項

三　地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令第二条

四　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第百二十一条第二項から第五項まで

五　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第百五条第二項から第九項まで

○国土交通省令第七号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第十一条及び第十三条第五項の規定に基づき、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申請書の添付書類） **第二条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第一条第一号ホの国土交通省令で定める書類は、第四条に定める基準に適合する損害賠償責任保険契約の締結を証する書類又は損害賠償責任共済契約の締結を証する書類とする。 （公衆の閲覧の方法） **第三条**　法第十一条及び第十三条第五項の規定による公衆の閲覧は、自動車運転代行業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 **第四条～第十一条**　（略）	（申請書の添付書類） **第二条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第一条第一号ホの国土交通省令で定める書類は、次条に定める基準に適合する損害賠償責任保険契約の締結を証する書類又は損害賠償責任共済契約の締結を証する書類とする。 （新設） **第三条～第十条**　（略）

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第二号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十二条第二項及び第三十条並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第六条第一項及び第三十条の規定に基づき、古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年一月三十一日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

（古物営業法施行規則の一部改正）

第一条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（氏名等の閲覧） **第十三条の二**　法第十二条第二項の国家公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　常時使用する従業者の数が五人以下である場合 二　当該古物商又は古物市場主が管理するウェブサイトを有していない場合 ２　法第十二条第二項の規定による公衆の閲覧は、当該古物商又は古物市場主のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	［条を加える。］

（心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者）

第十三条の三　［略］

（確認の方法等）

第十五条　法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。

［２～４　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者） **第十三条の二**　［同上］ （確認の方法等） **第十五条**　法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。 ［２～４　同上］	（心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者） **第十三条の三**　［略］ （確認の方法等） **第十五条**　法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。 ［２～４　略］
（申請書等の提出） **第三条**　法及びこの規則の規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（第十一条において「所轄警察署長」という。）を経由して行わなければならない。 （標識の様式） **第六条**　法第六条第一項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。	（申請書等の提出） **第三条**　法及びこの規則の規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。 （標識の様式） **第六条**　法第六条第一項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。
［条を削る。］	［条を削る。］
（公衆の閲覧の方法） **第七条**　法第六条第一項の規定による公衆の閲覧は、当該自動車運転代行業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	
（届出書の様式） **第九条**　法第八条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第三号のとおりとする。	
［条を削る。］	
（廃業等の届出） **第十条**　法第九条第一項又は第二項の規定による届出書の提出は、法第九条第一項又は第二項に規定する事由の発生の日から十日以内に、別記様式第四号の廃業等届出書により行わなければならない。	
第十一条～第十六条　［略］	
（申請書等の提出） **第三条**　法及びこの規則の規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（第十一条において「所轄警察署長」という。）を経由して行わなければならない。 （認定証の様式） **第六条**　法第五条第二項に規定する認定証の様式は、別記様式第二号のとおりとする。 （認定証の再交付の申請） **第七条**　法第五条第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三号の再交付申請書を提出しなければならない。	（申請書等の提出） **第三条**　法及びこの規則の規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（第十一条において「所轄警察署長」という。）を経由して行わなければならない。 （認定証の様式） **第六条**　法第五条第二項に規定する認定証の様式は、別記様式第二号のとおりとする。 （認定証の再交付の申請） **第七条**　法第五条第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三号の再交付申請書を提出しなければならない。
［条を加える。］	
（届出書の様式） **第九条**　法第八条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。 （認定証の書換えの申請） **第十条**　法第八条第三項の規定により認定証の書換えを受けようとする者は、前条の届出書を提出する際に、当該認定証を併せて提出しなければならない。 （認定証の返納） **第十一条**　法第九条第一項又は第二項の規定による認定証の返納は、所轄警察署長を経由して、法第九条第一項又は第二項に規定する事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。 **第十二条～第十七条**　［同上］ ［一条ずつ繰り上げる。］	

損害賠償措置	保険引受者の名称又は加入共済の名称		
	補償限度額（円）	対人	円
		対物	円
		車両	円
	免責額（円）		円
	保険期間	年　月　日から　年　月　日まで	
	対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等		

法人の代表者の役員	氏名	住所	
	代表者		

随伴用自動車に係る自動車登録番号等			

記載要領　１　※印欄には記載しないこと。
２　その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。
３　法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
４　対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約を随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。
５　対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に（両）と、標識の番号を記載するときはその末尾に（標）と、車台番号を記載するときは（台）と記載すること。
６　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第一号（第四条関係）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※認定番号	

認定申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第５条第１項の規定により認定の申請をします。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住所			
主たる営業所	名称		
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
その他の営業所１	名称		
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
その他の営業所２	名称		
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	

損害賠償措置	保険引受者の名称又は加入共済の名称		
	補償限度額（円）	対人	円
		対物	円
		車両	円
	免責額（円）		円
	保険期間	年　月　日から　年　月　日まで	
	対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等		

法人の代表者の役員	氏名	住所	
	代表者		

随伴用自動車に係る自動車登録番号等			

記載要領　１　※印欄には記載しないこと。
２　その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。
３　法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
４　対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約を随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。
５　対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に（両）と、標識の番号を記載するときはその末尾に（標）と、車台番号を記載するときは（台）と記載すること。
６　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第一号（第四条関係）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※認定証番号	

認定申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第５条第１項の規定により認定の申請をします。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住所			
主たる営業所	名称		
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
その他の営業所１	名称		
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
その他の営業所２	名称		
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	

［様式を削る。］

別記様式第二号（第六条関係）

自動車運転代行業者

認定をした公安委員会	公安委員会
認定番号	第　　号
認定年月日	年　　月　　日
氏名又は名称	
所在地	

記載要領　所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。
備　　考　１　文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
　　２　標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第三号（第七条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※再交付年月日	

認定証再交付届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第５条第５項の規定により認定証の再交付を申請します。

年　　月　　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住所			
主たる営業所	名称		
	所在地		
認定証を交付した公安委員会の名称		認定証の番号	
再交付を申請する理由			

記載要領　１　※印欄には記載しないこと。
　　２　再交付を申請する理由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
備　　考　　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第二号（第六条関係）

第　　号

認　定　証

住　　所

氏名又は名称

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成１３年法律第５７号）第３条各号のいずれにも該当せず、自動車運転代行業の要件を備えていることを認定する。

年　　月　　日

公安委員会　　㊞

備考　　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第四号（第十条関係）

※受理年月日	
※受理番号	

廃業等届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第９条第１項又は第２項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住所			
主たる営業所	名称		
	所在地		
認定をした公安委員会の名称	公安委員会	認定番号	
廃止の事由が発生した日			
廃止の事由	（自動車運転代行業を廃止／死亡／合併により消滅）		

記載要領　１　※印欄には記載しないこと。
２　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
３　「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	
※受理番号	

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第８条第１項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住所			
主たる営業所	名称		
	所在地		
認定をした公安委員会の名称	公安委員会	認定番号	
変更年月日			
変更事項	新	旧	
変更理由			

記載要領　１　※印欄には記載しないこと。
２　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

［様式を加える。］

別記様式第四号（第九条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※書換え年月日	

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第８条第１項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住所			
主たる営業所	名称		
	所在地		
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	認定証の番号	
変更年月日			
変更事項	新	旧	
変更理由			

記載要領　１　※印欄には記載しないこと。
２　変更事項が認定証の記載事項に該当する場合には、届出の際に認定証の書換えを受けること。
３　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第六号（第十六条関係）

処分移送通知書

年　月　日

公安委員会　殿

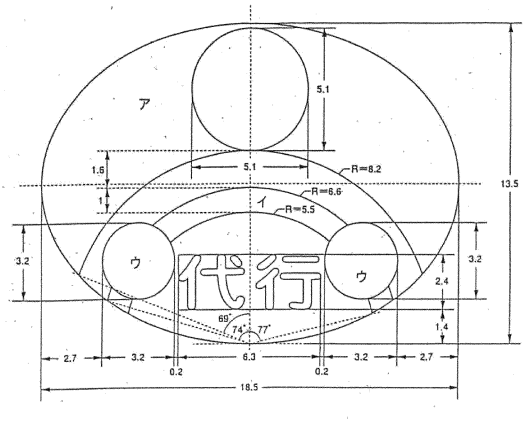
公安委員会　㊞

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２５条第１項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

氏名又は名称		
住所		
法人にあっては代表者の氏名		
主たる営業所	名称	
	所在地	
認定番号	第　号　年　月　日　公安委員会	
処分に係る事案の概要		
備考		

備　考　　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第五号（第十三条関係）



備考　１　アの部分の色彩は緑色、イの部分の色彩は青色、ウの部分の色彩は白色、代行の文字の色彩は黒色、その他の部分の色彩は黄色とする。
２　イ、ウ及び代行の文字の部分以外には反射材材料を用いるものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
４　「代行」のそれぞれの文字の線の太さは０．２５センチメートル以上とする。

別記様式第六号（第十七条関係）

処分移送通知書

年　月　日

公安委員会　殿

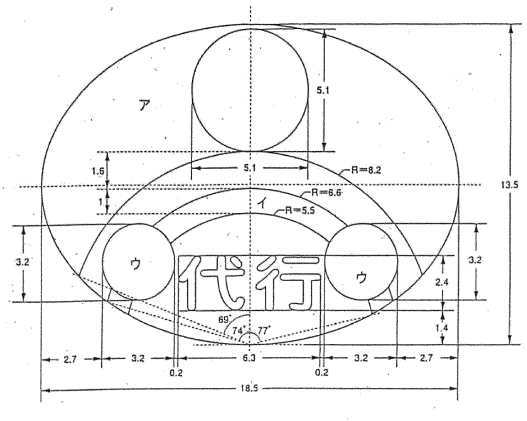
公安委員会　㊞

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２５条第１項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

氏名又は名称		
住所		
法人にあっては代表者の氏名		
主たる営業所	名称	
	所在地	
認定証の番号	第　号　年　月　日　公安委員会交付	
処分に係る事案の概要		
備考		

備　考　　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第五号（第十四条関係）



備考　１　アの部分の色彩は緑色、イの部分の色彩は青色、ウの部分の色彩は白色、代行の文字の色彩は黒色、その他の部分の色彩は黄色とする。
２　イ、ウ及び代行の文字の部分以外には反射材材料を用いるものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
４　「代行」のそれぞれの文字の線の太さは０．２５センチメートル以上とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第一条中古物営業法施行規則第十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正前の様式（第二条の規定による改正前の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則別記様式第二号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。